30 日 獣 発 第 82 号
平成 30 年 6 月 12 日

地方獣医師会会長　各 位

公益社団法人　日 本 獣 医 師 会
会　長　　藏　内　勇　夫
（公印及び契印の押印は省略）

**絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律等の施行等について**

このことについて、平成 30 年 5 月 28 日付け環自野発第 1805283 号をもって環境省自然環境局長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 51 号）等が本年 6 月 1 日から施行（希少野生動植物種保存基本方針の変更に係る準備行為等については公布の日から施行）されることとなり、本改正についての周知及び法の適切な施行への協力を依頼するものです。

ついては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先
公益社団法人
日本獣医師会：事業担当　福田
TEL　03－3475－1601

環自野発第 1805283 号
平成３０年５月２８日

公益社団法人　日本獣医師会　御中

環境省自然環境局長

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律等の施行等について

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 51 号。以下「法」という。）等が、本年６月１日から施行（希少野生動植物種保存基本方針の変更に係る準備行為等については公布の日から施行）されることとなり、別添のとおり各地方環境事務所長等に通知したところです。改正等の主な内容は下記のとおりであり、その詳細については、別紙のほか添付資料を御参照ください。

つきましては、本改正について御承知いただくとともに、法の適切な施行への御協力をお願いいたします。

記

（１）特定第二種国内希少野生動植物種制度の創設
（２）動植物園等に係る責務規定の追加及び認定希少種保全動植物園等制度の創設
（３）希少野生動植物種の取引管理の強化
　①国際希少野生動植物種の一部の個体等の登録に係る個体識別措置の義務づけ及び更新制度の導入（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）に基づく第一種動物取扱業の登録拒否要件の追加を含む。）
　②特定国際種事業者の義務の追加及び特別国際種事業者の登録制度の新設
　③特定国内種事業者の義務の追加
（４）その他法全般にわたる制度改変

添付資料一覧
○法等の施行等に係る各地方環境事務所長等宛て施行通知
○各法令の官報写し
○法及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（平成 30 年政令第 19 号）の新旧対照表
○法の概要

公益社団法人日本獣医師会 受付 30.5.30 第 131 号

写

環自野発第 1805283 号
平成３０年５月２８日

各地方環境事務所長
各自然環境事務所長
四国事務所長
生物多様性センター長

環境省自然環境局長
（公印省略）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律等の施行等について

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十一号。以下「改正法」という。）が平成二十九年六月二日に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成三十年政令第十八号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成三十年政令第十九号。以下「整備政令」という。）が平成三十年一月三十一日に、特定国内種事業に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令（平成三十年農林水産省・環境省令第一号）及び特定国際種事業に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令（平成三十年経済産業省・環境省令第一号）が平成三十年二月十九日に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（平成三十年環境省令第八号。以下「整備省令」という。）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十二条の規定による負担金の徴収方法等に関する省令の一部を改正する省令（平成三十年経済産業省・環境省令第三号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の八第一項に規定する認定機関に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（平成三十年経済産業省・環境省令第四号）、国際希少野生動植物種の個体等の登録に係る個体識別措置の細目を定める件（平成三十年環境省告示第三十五号。以下「個体識別措置細目」という。）、電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部を改正する件（平成三十年経済産業省・環境省告示第二号）及び電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部を改正する件（平成三十年農林水産省・環境省告示第二号）が平成三十年四月三日に公布され、本年六月一日に施行（希少野生動植物種保存基本方針の変更に係る準備行為等については改正法の公布の日から施行）されるところである。

また、「希少野生動植物種保存基本方針」（以下「基本方針」という。）の変更について平成三十年四月十三日に閣議決定され、同月十七日に、環境省告示第三十八号により公表されたところである。

本改正法は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の適切な保存を図るため、国内希少野生動植物種に関する新たな類型の創設、希少野生動植物種の保全に取り組む動植物園等の認定制度の創設並びに国際希少野生動植物種に係る登録制度の強化及び特別国際種事業者の登録制度の創設等の措置を講ずるものである。ついては、下記事項に留意の上、改正法の施行に適正を期するようにされたい。なお、本件については、別添写しのとおり、関係省庁、都道府県、政令指定都市等及び関係団体にも通知しているので申し添える。

なお、以下、「法」とあるのは改正後の「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）」を、「旧法」とあるのは改正法による改正前の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律を、「令」とあるのは改正後の「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）」を、「旧令」とあるのは整備政令による改正前の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令を、「規則」とあるのは改正後の「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）」を、「旧規則」とあるのは整備省令による改正前の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則を、「国内種省令」とあるのは改正後の「特定国内種事業の届出等に関する省令（平成五年総理府・農林水産省令第一号）」を、「国際種省令」とあるのは改正後の「特定国際種事業の届出及び特別国際種事業に係る登録等に関する省令（平成七年総理府・経済産業省令第二号）」を、「基本方針」とあるのは改正後の「希少野生動植物種保存基本方針」を指すほか、使用する用語は法において使用する用語の例による。

記

第一　総則に関する改正

1　責務の追加（法第二条第三項及び規則第一条の三）

動植物園等が、希少野生動植物種の生息域外保全や環境教育・普及啓発の実践等、生物多様性の保全上重要な役割を有していることを踏まえ、その役割を法に明確に位置づけることにより、動植物園等による当該取組を一層促進する必要がある。このため、動植物園等を設置し、又は管理する者は、国又は地方公共団体が行う施策に協力する等絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に寄与するよう努めなければならないとする旨の責務規定が新たに追加された。

なお、「動植物園等」とは、「動物園、植物園、水族館」のほか、野生動植物の飼養等及び展示を主たる目的とする施設として、「昆虫館又は動物園、植物園、水族館若しくは昆虫館に類する施設（野生動植物の生きている個体の販売若しくは貸出し又は飲食物の提供を主たる目的とするものを除く。）」をいうものとした。このため、社会通念上、動物園、植物園、水族館又は昆虫館とその事業や施設の態様等が共通すると考えられる施設は動植物園等に含まれるものの、一般公衆向けの展示を行わない大学等の研究機関の施設、動植物の生体の販売を行うペットショップやその貸出しをする会社の飼育施設のほか、いわゆる動物カフェ等の施設は動植物園等には含まれない。また、野生動植物の飼養等及び展示とともに生体の販売・貸出し又は飲食の提供を行っている

施設については、その事業や施設の態様等を総合的に勘案し、飼養等及び展示よりも、販売・貸出し又は飲食の提供を主たる目的とした施設であると判断される場合は、動植物園等には含まれない。

2　定義等の追加等

(1)　特定第二種国内希少野生動植物種制度の創設

ア　趣旨

我が国においては、多くの絶滅危惧種が里地里山等の二次的自然に依存している。そうした二次的自然に分布する昆虫類や淡水魚類等の種については、自然界においては個体数が減少し、絶滅のおそれがあるものの、多産であり、生息・生育地の環境改善がなされれば速やかに個体数の回復が見込めるものが多い。このような種の保全のためには、生息・生育地の減少又は劣化への対策が有効であり、個体数が著しく少なくなければ、個体の捕獲等及び譲渡し等を規制することは必ずしも優先度は高くない。一方で、販売業者等の大量捕獲等がなされた場合には種の存続に支障を来たすおそれがある。このため、これらの種については、学術研究や繁殖、環境教育、保全活動等の商業目的以外の目的での個体の捕獲等、譲渡し等及び陳列・広告については規制せず、商業目的での捕獲等、譲渡し等及び陳列・広告に限って規制することが適切である。

こうした趣旨から、販売又は頒布等の目的での捕獲等、譲渡し等及び陳列・広告のみを規制する「特定第二種国内希少野生動植物種」制度が創設された。

イ　定義（法第四条第六項各号、基本方針第二の４）

国内希少野生動植物種のうち、以下のいずれをも満たす種について、特定第二種国内希少野生動植物種の選定対象とされた。

①　全国の分布域の相当部分で生息地等が消滅しつつあることにより、その存続に支障を来す事情がある種又は分布域が限定されており、かつ、生息地等の生息・生育環境の悪化により、その存続に支障を来す事情がある種

②　その存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないものでない種

③　生息・生育の環境が良好に維持されていれば、繁殖による速やかな個体数の増加が見込まれる種

④　ワシントン条約附属書Ｉに掲載された種（我が国が留保している種を除く。）及び渡り鳥等保護条約に基づき、相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種以外の種

また、特定第二種国内希少野生動植物種制度の創設に伴い、旧法における「特定国内希少野生動植物種」の名称が、「特定第一種国内希少野生動植物種」と変更された。

なお、ある種が特定第一種国内希少野生動植物種と特定第二種国内希少野生動植物種の指定要件の双方に該当する場合は、商業的な流通が容認可能であり、かつ、

捕獲等についても厳格に規制する必要性が低い種であることから、種の保存の観点から規制すべき行為がごく限られているため、原則として国内希少野生動植物種の指定の対象としない。なお、特定第二種国内希少野生動植物種のうち、生息・生育地の減少又は劣化への対策が有効な種については、必要に応じて生息地等保護区や保護増殖事業を始めとする関連制度・事業の活用を積極的に検討する。

ウ　規制内容（法第九条第二号、法第十二条第一項第三号及び法第十七条）

特定第二種国内希少野生動植物種については、販売又は頒布等をする目的以外で行うその生きている個体の捕獲等又はその個体等の譲渡し等については、規制が適用されない。また、希少野生動植物種の個体等の陳列・広告については、従前から原則として販売又は頒布を目的としたものに限り禁止されているため、特定第二種国内希少野生動植物種についても、販売又は頒布を目的としない陳列・広告については規制されない。販売又は頒布等をする目的か否かは、捕獲等を実施した者の行う事業や職業、捕獲数や捕獲方法、捕獲の回数等の捕獲態様等から総合的に判断する必要がある。なお、捕獲等された個体が実際に販売又は頒布された場合には、その個体の捕獲等についても販売又は頒布を目的として行われたものとして、捕獲等の禁止違反となる。

(2)　希少野生動植物種の指定等に関し専門の学識経験を有する者からの意見聴取（法第四条第七項及び基本方針第二の６）

法制定当時は、希少野生動植物種の指定に伴う行為規制及び当該規制の解除により、社会にどのような影響が生じるかが不透明であったことから、緊急指定種を除き、幅広い観点から議論がなされる中央環境審議会の意見を聴いた上で種の指定又は指定の解除を進めていくことが適切であると考えられていた。一方で、国内希少野生動植物種の新規指定の加速化とそれに伴う多様な分類群の指定が行われてきていることを踏まえ、より多様な分類群に関する科学的知見を有する者による常設の科学委員会において種指定等の検討を行う必要性が高まっていた。これを踏まえ、国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種、特定第一種国内希少野生動植物種及び特定第二種国内希少野生動植物種の指定又はその指定の解除をする際には、中央環境審議会ではなく、野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴くこととされた。

なお、これら学識経験者から希少野生動植物種の個体数回復の目標や必要な保存施策等についての意見があった場合にはその対応について検討するとともに、検討経緯等について、対象種の存続に支障を来す場合等を除き可能な範囲で公開することとする。

3　希少野生動植物種保存基本方針に係る変更等

(1)　基本方針において定める事項の追加（法第六条第二項第三号及び第七号）

改正法により新たに創設した制度に関する基本的な考え方を記載するため、基本

方針において定める事項として、「国内希少野生動植物種に係る提案の募集に関する基本的な事項」及び「認定希少種保全動植物園等に関する基本的な事項」が追加された。

(2) 基本方針の変更

基本方針については、改正法の内容を反映させる必要があったことに加え、中央環境審議会の答申（平成二十九年一月）及び改正法案への附帯決議（衆議院・参議院）において「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略（平成二十六年四月、環境省）」（以下「保全戦略」という。）の内容を反映させた上で閣議決定することが求められていた。

これらを踏まえ、平成三十年四月十三日に、改正法及び保全戦略の内容の反映を旨とした基本方針の変更について閣議決定された。なお、基本方針の性格上、保全戦略の内容のうち個別の取組事例等については反映されていない。

変更の主な内容は次に掲げる事項等の追加であるので、各事項の詳細は基本方針を参照されたい。

ア　改正法関係

① 特定第二種国内希少野生動植物種の選定の考え方（基本方針第二の４）

② 希少野生動植物種の選定に係る学識経験者の知見の活用に関する考え方（基本方針第二の６）

③ 国内希少野生動植物種に係る提案募集の内容や受け付けた提案の取扱い（基本方針第三）

④ 国際希少野生動植物種の個体の登録の更新又は個体識別措置に係る対象個体の考え方（基本方針第四の２（１））

⑤ 特別国際種事業者の登録制度やその義務内容等（基本方針第四の２（２））

⑥ 希少種保全動植物園等の認定の審査及び認定後の取扱いに関する考え方（基本方針第七）

イ　保全戦略関係

① 絶滅危惧種の保全施策の基本的進め方

・保存施策に取り組む種の優先度の評価方法（種の存続の困難さ及び施策効果による視点等。基本方針第一の３（１））

・対象種の保存の目標の明確化と施策の選択・組合せの重要性（基本方針第一の３（２））

・生息地等の外における保存施策（生息域外保全）の考え方（基本方針第一の３（３））

② 国内希少野生動植物種の指定の解除に関する考え方（基本方針第二の１（３））

③ 保護増殖事業の効果的な実施（保護増殖事業の対象の優先度、保護増殖事業の目標等の考え方。基本方針第六の１及び２）

④ 調査研究の推進、各種制度の効果的な活用、多様な主体の参画と連携の重要性及び国民の理解の促進と意識の高揚のための取組に関する考え方（基本方針第

八の１から４まで）

ウ　その他

生息地等保護区の指定の促進等に向けた考え方（複数種を対象とした生息地等保護区の指定、管理地区の指定を伴わない生息地等保護区の指定、生息地等保護区の選定方針及び生息地等保護区の区域の範囲に関する考え方。基本方針第五の１）

(3)　国内希少野生動植物種に係る提案の募集制度（法第六条第二項第三号及び同条第五項並びに基本方針第三）

改正法により、国内希少野生動植物種として指定又は解除すべき対象等について広く国民から提案を受け付ける制度が法定化された。基本方針においては、当該提案に記載すべき内容が明示されるとともに、受け付けた提案は学識経験者の意見を聴いて検討すること及びその検討経緯等を可能な範囲で公表すること等が示された。

第三　個体等の取扱いに関する規制に関する改正

1　違法な捕獲等又は譲渡し等をした者への措置命令及び代執行（法第十一条第一項及び第二項並びに法第十四条第一項及び第二項）

旧法においては、許可を受けずに捕獲等又は譲渡し等を行った者に関しては、罰則規定のみが設けられていたものの、措置命令規定がなかったため、違法な捕獲等又は譲渡し等が行われた場合に当該違反者がその個体等を引き続き所持することが可能であった。希少野生動植物種は、その個体自体の希少性が高く、必要に応じて環境大臣等に譲り渡す、又は解放する必要性があることから、希少野生動植物種の保護を図るため、違法な捕獲等又は譲渡し等をした者に対する環境大臣又はその指定する者への個体等の譲渡し等の措置命令及び当該命令に従わない場合の環境大臣による代執行等に関する規定が追加された。

2　個体等の登録に関する制度改正

国際希少野生動植物種の個体等に係る登録票のうち、特に生きている個体の登録票について、その個体の死亡等に伴う返納数が少ないという事態が生じていた。また、未返納の登録票を違法に入手した別の個体の登録票として不正に利用した事件も発生していた。

この状況に対応するため、一定の個体等について、その登録に有効期間を設け更新制とし、一定の期間ごとに登録個体等の状態等を確認するとともに、その登録に当たって個体識別措置を義務付けることにより個体等と登録票との対応関係の管理を強化する等の制度改正が行われた。

(1)　個体識別措置（法第二十条第二項第四号）

ア　対象個体等及び個体識別措置の内容（規則第十一条第三項、個体識別措置細目第二条各号及び基本方針第四の２(1)）

登録に当たって個体識別措置が義務付けられる個体等として、実務上の必要性及び規制の実効性を考慮し、次のいずれかに該当する種を除いた種の生きている個体とした（具体的な種名は、規則第十一条第三項各号に列記）。なお、②については、技術的に個体識別が可能である種又は必ずしも困難とは言えない種であっても、個体識別の実効性の確保が困難と考えられる種（植物等）や、寿命が短いと考えられる種等（昆虫類等）が含まれる。

① 原産国で密猟、密輸等によりその生息・生育に大きな問題が生じているとの情報がない種であって、合法的に非常に多くの個体が輸入されており、かつ、国内で違法取引が多数報告されていないもの

② 技術的に個体識別が困難な種等

個体識別措置の内容は、哺乳類、爬虫類及び両生類についてはマイクロチップの埋込みと、鳥類についてはマイクロチップの埋込み又は脚環の装着とした。

イ 個体等の占有者の義務等

① 変更登録及び識別に関する義務（法第二十条第七項及び法第二十一条第六項並びに規則第十二条の二）

個体の登録後に個体識別措置に変更が生じた場合（疾患の治療等のために脚環を外し別のものを装着する場合等）は、適法な出自の個体であることに変わりはないものの、登録票に記載されている個体識別番号と、個体に実際に埋込み又は装着されている個体識別措置の個体識別番号が異なることとなり、個体と登録票との対応関係の管理が困難となる。このため、個体の正当な権原に基づく占有者は、当該個体に係る個体識別措置を変更した場合には、環境大臣（個体等登録機関がある場合には個体等登録機関）による変更登録を受けなければならないこととされた。

また、個体の登録後に、故意又は過失により、個体識別措置が外れる等でその識別ができない場合にも、個体等と登録票の対応関係の管理が困難となる。このため、個体が疾患にかかっている場合や個体識別措置の装着部位に外傷がある場合などやむを得ない場合を除き、個体識別措置を取り外してはならないこととされた。なお、やむを得ず個体識別措置を取り外した場合又は個体識別措置の破損・脱落があった場合及びこれらの後に個体識別措置を講じた場合には、変更登録を受けた場合を除き、その旨等を環境大臣（個体等登録機関がある場合には個体等登録機関）に届け出なければならない。

② 個体識別措置の取扱義務違反者に対する動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号。以下「動愛法」という。）に基づく第一種動物取扱業の登録拒否（動愛法第十二条第一項第六号）

上記①後段の個体識別措置の取扱義務の違反行為は個体等の不正な譲渡し等を惹起するものであるとともに、当該違反行為によって実際に罰則を科された者については、悪質性が高く、動愛法違反である不適正な動物の取扱いを行う蓋

然性が高いと考えられる。このため、当該義務違反行為が、動愛法第十二条第一項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録の拒否に係る行為として追加された。

(2) 登録の更新（法第二十条の二）

ア 有効期間・対象個体（規則第十一条の三及び規則第十一条の四）

国際希少野生動植物種の生きている登録個体については、その個体が死亡した場合などに登録票の付け替えによる違法流通が生じる可能性が高いことから、定期的にその個体の状態を確認する必要がある。そのため、生きている個体については、登録の更新を受けなければ、五年の有効期間の経過によってその登録の効力を失うこととされた。なお、登録の対象となる個体等のうち、生きている個体以外（死亡した個体、個体の器官、個体・個体の器官による加工品）については、引き続き登録の有効期間は設けられない。

イ 有効期間経過後の取扱い（法第二十二条第一項第四号及び規則第十一条第一項第五号）

登録の有効期間が満了した場合には、当該登録の効果は失効することとなるから、登録票を返納しなければならないこととされた。

また、有効期間を経過した後に再び登録を受ける場合には、当初登録をした時の占有者と、再び登録の申請をする時の占有者が異なっている可能性があるため、登録要件に合致することを証明する取得経緯等に関する書類を改めて用意して申請することが困難な場合がある。一方で、当該個体が登録を受けた時からその有効期間が満了するときまでの間にされた当該個体に係る全ての譲受け又は引取りに係る法第二十一条第五項の規定による届出がされている場合については、その譲渡し等に関する経緯が明確であることから、当初登録を受けた個体と再び登録の申請がされた個体とが同一である蓋然性が高く、また、個体の出自に疑義が生じた場合には必要に応じて関係者を遡って追跡することが可能である。これらを踏まえ、譲受け又は引取りに係る届出が全て適法に行われている個体について有効期間後に再び登録の申請をする場合の申請書添付書類としては、そのうちの登録要件に合致することを証明する書類に代え、当該登録個体に係る登録票の写しの提出を以て足りることとした。

(3) その他の改正事項

登録票の記載事項や、個体等の販売・頒布目的での広告時の表示事項として登録の有効期間の満了日等が追加されたほか、個体等の登録の申請が虚偽であった場合等についての登録の拒否及び取消しに関する規定や、返納すべき登録票の占有者が希望する場合における当該登録票の還付に関する規定が設けられた（法第二十条第四項及び第五項、法第二十二条第三項並びに法第二十二条の二）。

また、後述する事業登録機関（法第三十三条の十五第一項）を新設したことに伴い、名称の重複を避けるため、法第二十三条第一項に規定する「登録機関」について「個

体等登録機関」へと名称を変更するとともに、個体等登録機関がその住所等の軽微な事項を変更した場合については、事前の届出ではなく事後の届出で良いこととされた（法第二十四条第三項及び第四項並びに規則第第十四条第二項）。なお、事業登録機関又は認定機関による軽微な事項の変更についても、同様に事後の届出で良いこととされた（法第三十三条の十六第三項ただし書及び第四項並びに法第三十三条の二十七第三項ただし書及び第四項並びに国際種省令第二十四条第二項及び第四十条第二項）。

個体等の登録に関する手数料については、個体識別措置等を義務付けたこと等により審査事務が増加することから実費を勘案しその金額を従来の三千二百円から五千円に改定するとともに、その更新の手数料（四千六百円）に係る規定が新設された（法第二十九条第一項第四号並びに令第九条第一号及び第五号）。

4　特定国内種事業及び特定国際種事業に関する制度改正

(1)　特定国内種事業及び特定国際種事業に係る届出情報の国による公表及び事業者による表示（法第三十条第三項、法第三十一条第三項及び法第三十三条の五並びに国際種省令第八条及び国内種省令第八条）

近年、広く行われているインターネット取引等における陳列又は広告では、当該取引等に係る特定国内種事業者又は特定国際種事業者が適正に手続を行っている事業者か否かを消費者やインターネット管理会社等が容易に確認することができないため、無届の事業者による違法な譲渡し又は引渡しが行われるおそれがあった。このため、適正に手続を実施している事業者を一般国民が誤解なく識別できるようにするため、環境大臣及び農林水産大臣又は経済産業大臣が届出事業者へ届出番号を付与し届出事業者情報を公表することに加えて、届出事業者による陳列又は広告時の届出番号等の表示が義務化された。なお、事業者による届出番号等の表示は公衆の見やすいように行う必要があり、具体的には、一般の消費者が確認できる場所・位置に、確認できる大きさ・状態で全表示事項を表示しなければならない。したがって、店舗内のバックヤード（倉庫）や、販売場所から離れた場所において表示することや、文字が潰れて読み取れない状態で表示することのみでは、表示義務違反に当たる可能性がある。また、インターネット等において表示を行う場合には、商品の販売ページ、トップページ及び会社概要等の確認しやすいページにおいて一般の消費者が分かる位置に表示を行う必要がある。

(2)　特別国際種事業者の登録制度の創設

ア　趣旨

旧法においては、象牙製品等を取り扱おうとする事業者には特定国際種事業の届出をさせることとしていたが、特定国際種事業者が全形象牙を違法に譲渡し等をした事例のほか、象牙製品等の販売実績の虚偽記載や記載漏れ等の事業者の義務に違反する事例が立入検査の実施により確認されていた。さらに、届出をせずに象牙製品等を譲渡し又は引渡ししている事業者も複数存在すると推定されていた。

また、届出を行った特定国際種事業者が仮に過去に悪質な法違反行為等を行ったことが明らかな場合であっても特定国際種事業の届出を拒否することはできず、事業を継続することが可能であるとともに、義務違反等に係る罰則も譲渡し等の禁止違反に関するものと比較して軽微であったことから、違反行為の抑制効果も小さく、一層の事業者管理制度の強化が必要であった。

加えて、平成二十八年十月に開催されたワシントン条約第十七回締約国会議において、象牙の密猟又は違法取引に寄与する国内市場の閉鎖を求める決議が採択された。我が国の象牙市場は、旧法による規制に加え、ワシントン条約ゾウ取引情報システムの報告（平成二十八年）でも、日本の市場は密猟や違法取引に関与していないと評価されていることから、当該決議の閉鎖対象には当たらないと考えられたが、他方、国内での違反事例の状況や国際的な要請を踏まえると、国内の象牙取引に対して、さらに厳格な管理を行うべきであると考えられた。

これらを踏まえ、象牙製品等の取扱事業者については、従来の届出制を改め、新たに「特別国際種事業者」の登録制度を設けることにより、管理強化が図られた。

イ　規制内容

①　特別特定器官等の定義（法第十二条第一項第四号及び第七号、法第十七条第二号並びに法第三十三条の六並びに令第十三条及び令第十四条）

特定器官等のうち、譲渡し等の管理が特に必要なものであって形態等に関して一定の要件を満たすものを「特別特定器官等」とした上で、象牙製品等が特別特定器官等として規定された。また、特別特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を伴う事業（特別国際種事業）を行おうとする場合については、特別国際種事業者の登録を受けなければならないこととされた。なお、当該登録を受けた者は、特別国際種事業として、特別特定器官等の譲渡し若しくは引渡し又は販売若しくは頒布目的での陳列若しくは広告をすることが可能である。また、うみがめ科の甲については、特別特定器官等には含まれず、引き続き、特定国際種事業（届出制）の対象となる特定器官等のままである。

②　事業者登録の申請等（法第三十三条の六、法第三十三条の八及び法第三十三条の十並びに国際種省令第十二条）

特別国際種事業者の登録にあたっては、申請に基づき環境大臣及び特別国際種関係大臣である経済産業大臣が審査を行うこととされた。象牙製品等取扱事業者が無登録の全形象牙の違法な譲渡し等を行っていた事例があったことを踏まえ、申請に当たっては、当該申請者が占有している全形象牙の全てが個体等の登録を受けたものであることを証する写真及び登録票等の書類を申請書に添付させるとともに、法の違反者等に関する欠格事由が規定された。環境大臣及び経済産業大臣は、特別国際種事業者の登録をした場合には登録番号等の事業者への通知及び特別国際種事業者登録簿の記載事項の公表をする。

また、特別国際種事業者の適格性を定期的に確認するため、五年ごとに更新を

受けなければその効力を失効することとされた。

③　特別国際種事業者の義務等（法第三十三条の七、法第三十三条の九及び法第三十三条の十一から法第三十三条の十四まで並びに国際種省令第十八条及び国際種省令第二十条）

特別国際種事業者の事業者情報や取引情報等の管理を適切に行うことができるようにするため、その事業に係る変更又は廃止をした際の届出や、特別特定器官等の譲受け又は引取りに関しての台帳作成及び保存等が義務付けられた。また、特定国内種事業者及び特定国際種事業者の届出番号等の表示義務と同様に、事業者が特別特定器官等の陳列又は広告をする際の登録番号等の表示が義務化されたほか、特別国際種事業者の監督を適切に行うため、特別国際種事業者が当該義務等に違反した場合等の措置命令（法第三十三条の四に規定する特定国際種事業者に対する「指示」よりもその対象範囲を拡大）や登録の取消し等に関する規定並びに報告徴収及び立入検査の規定が設けられた。

また、旧法では、特定国際種事業者への立入検査等の執行においては、当該事業所における調査だけでは取引経緯等を示す記録が十分に把握できず、事実確認が困難な事例が散見されていた。このため、特別国際種事業者と取引する者（当該特別国際種事業者が象牙製品等を仕入れている事業者や、インターネットオークションを実施しているインターネット管理会社等）に対してその取引に係る書類その他の物件の提出命令が規定された。

④　事業登録機関（法第三十三条の十五から第三十三条の二十まで）

特別国際種事業者の登録又は更新に関する審査、事業者への通知、変更又は廃止の届出の受理及び公表等の事務（事業登録関係事務）については、環境大臣及び経済産業大臣が行うこととされているが、環境大臣及び経済産業大臣が機関登録をした者（事業登録機関）がいる場合には、当該者に当該事務を行わせることとされた。なお、違法取引を防止するためには、多数の特別国際種事業者の情報を一元的に正確に管理する必要があるが、二以上の者が機関登録を受けると実務上混乱が生ずることから、一の者のみが機関登録を受けることができることとされた。また、事業登録機関に事業登録関係事務を適切に行わせるため、事業登録機関の審査及び遵守事項並びに事業登録機関に対する適合命令及び審査請求並びに公示等に関する規定が設けられた。

⑤　管理票の作成義務等（法第三十三条の二十三第一項、第二項及び第五項並びに施行令第十七条並びに国際種省令第三十三条）

旧法では、特定国際種事業者は、特定器官等の入手の経路等に関し必要な事項を記載した管理票を任意で作成することができるとされていた。一方で、特に象牙製品等の製造事業者にとっては、一定規模以上の大きさの象牙については、全形を保持していなくても、その商業的価値は十分にあるため、個体等の登録を受

けずに違法に譲り受けた全形象牙を敢えて分割又は加工することで、法の規制から逃れることも考えられる。加えて、改正法により、特別国際種事業者の登録に当たって占有する全形象牙の個体等の登録が義務となることから、全形象牙の登録手続を避けるために、当該全形象牙を分割又は加工の上、他の事業者への譲渡し等を行う蓋然性が旧法時よりも高まることも考えられる。

これらを踏まえ、こうした規制逃れを防ぎ、違法取引を防止することを目的として、重量が一キログラム以上であり、かつ最大寸法が二十センチメートル以上の特別特定器官等を特別国際種事業者が得た場合には管理票の作成が義務化されるとともに、取引台帳と照らし合わせて確認することができるように、特定国際種事業者又は特別国際種事業者が、管理票が作成された特定器官等の譲渡し又は引渡しをした場合には当該管理票の写しを５年間保存することとされた。なお、管理票については、法に規定する場合以外の作成が禁止されていることを明確化する規定が新たに設けられた。

⑥　その他の改正事項

特別国際種事業者の登録及びその更新に関する手数料（登録は三万三千五百円、登録の更新は三万二千五百円）の規定をその実費を勘案して創設するとともに、登録免許税法において、特別国際種事業者の登録及び事業登録機関の登録に関する登録免許税（いずれも九万円）に係る規定が新設された（法第三十三条の二十一及び令第十六条並びに登録免許税法別表第一）。

## 第四　生息地等の保護に関する規制に関する制度改正

生息地等保護区の指定手続について、以下の通り変更された。

### 1　指定の変更（法第三十六条第二項から第九項まで、法第三十七条第三項及び法第三十八条第五項）

生息地等保護区の指定後の調査において、保護区周辺区域に指定に係る種の生息等が継続して確認される場合等には、当該種を適切に保護していくため、当該周辺区域についても生息地等保護区に指定し、既存保護区と一体的に保護することが重要である。しかしながら、旧法においては保護区の区域等、指定した内容に係る変更の規定がなく、指定の解除と新たな指定という二重の手続が必要とされ、煩雑であった。このため、生息地等保護区の指定の変更規定が新たに設けられた。生息地等保護区の指定の変更は、その区域、名称、変更に係る国内希少野生動植物種及びその区域の保護に関する指針を定めて行うこととされている。

指定の変更時においても、関係行政機関の長への協議等、指定案の縦覧、区域の住民及び利害関係人による意見書提出並びに公聴会の開催に係る主要な手続は、保護区の拡張等により権利制限を受けることとなる利害関係者への配慮等のため、指定時と同様に行うこととされた。一方で、指定の変更に伴い生息地等保護区の区域を縮小し、又は期間を短縮する場合には、開発行為等が規制される範囲・期間が縮小・短縮することとなるため、これらの手続を要しないこととされた。

なお、生息地等保護区の指定の変更規定の準用により、管理地区及び立入制限地区についても指定の変更制度が導入されている。

2　指定の期間の設定（法第三十六条第三項）

国内希少野生動植物種には、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、汽水淡水魚類、昆虫類、陸産貝類、植物等、多様な分類群を指定しており、特に爬虫類、両生類、汽水淡水魚類、昆虫類、植物等の一部の種については、生息・生育地における環境条件の変化等に伴い生息・生育状況が大きく変化することも予想され、恒久的な生息地等保護区とすることの実益が乏しい種も想定され得る。そのため、野生動植物の種の特性や生息・生育状況を勘案し、必要に応じて生息地等保護区の期間を設定することができることとされた。なお、指定期間が明確でないことが、当該区域の住民及び利害関係人の理解を得るうえでの支障の一つとなっている可能性があったことも踏まえ、当該規定の活用による指定の促進が期待されている。

指定の期間としては、概ね十年から二十年程度が想定されるが、生息地等保護区の指定に係る国内希少野生動植物種の生態（寿命、成熟年齢、増殖率等）や環境の変化等を踏まえ、個別に検討する必要がある。また、必要に応じて、指定の変更に伴う指定の期間の延長も可能である。

3　種名を公表しない指定（法第三十六条第八項）

従来、生息地等保護区の指定に当たっては、指定に係る国内希少野生動植物種を定め、官報で公示することとされていたが、一部の種については、当該生息地等保護区の区域内に生息又は生育していることが明らかとなることにより、違法な捕獲や採取等を助長するおそれがあり、これが生息地等保護区の指定が進展しない一因となっていた。そのため、生息地等保護区の指定案等の縦覧及び指定時の官報公示等は、指定に係る国内希少野生動植物種の名称ではなくその区域の名称により行うこととされた。生息地等保護区の規制は、主に当該区域内の開発行為等そのものに対する規制であり、種名に依存するものではない。さらに、規制の趣旨や許可の判断基準等については、指定の区域に関する保護の指針で明らかにするため、種名が公表されていなくとも支障はない。

ただし、実際の指定に当たっては、公示による支障が特にない場合には、従前通り、区域の名称又は保護に関する指針に種名を含めることとする。一方で、違法な捕獲や採取等を助長するおそれがあることにより区域の名称中に当該種名を含めない場合には、土地の所有者・占有者、周辺住民及び農林水産漁業を営む者等の利害関係者に対しては、指定に係る公聴会において指定に係る国内希少野生動植物種を明らかにする等により当該種を適切に周知することとする。

4　公告の方法の変更（規則第二十条）

法第三十六条第五項の規定による指定案等の縦覧に係る公告については、従来、規則において官報に公示して行うこととされていたが、公告手続の簡便化の観点から、

これをインターネットの利用その他適切な方法により行うこととした。

なお、生息地等保護区の指定又は変更をするときの公示は、引き続き官報によることとされている。

第五　保護増殖事業に関する制度改正

1　認定時の公示方法の変更（規則第三十四条）

認定保護増殖事業に係る公示については、従来、官報に公示して行うこととされていたが、生息地等保護区の指定案の縦覧に係る公告と同様に、公示手続の簡便化の観点から、これをインターネットの利用その他適切な方法により行うこととした。

2　土地への立入り等（法第四十八条の二及び法第四十八条の四）

国内希少野生動植物種の個体は様々な土地に生息又は生育していることから、環境大臣及び保護増殖事業を行おうとする国の行政機関の長が保護増殖事業を実施するに当たっては、多くの場合、他人所有の土地への立ち入り、立木竹の伐採又は土地（水底を含む。）の形質の軽微な変更を行う必要がある。また、国内希少野生動植物種は、その性質上、生息・生育地が極めて限定されていることが多いが、保護増殖事業の実施に当たって、土地所有者の所在が把握できない場合等は必要な立入り等ができず、保護増殖事業の実施に支障が生じるケースが確認されていた。保護増殖事業の実施に支障が生じる場合、当該国内希少野生動植物種の生息・生育状況が悪化し、絶滅の要因となることも想定され得る。これらを踏まえ、損失が生じた際には補償を行うことを前提とした上で、環境大臣等は、その職員に、必要最小限の範囲で、土地への立入り等をさせることができることとされた。

(1)　土地への立入り等の内容及び規模等（法第四十八条の二第一項）

土地への立入り等は、土地の所有者若しくは占有者又は立木竹の所有者の権利を制約するものであり、基本的には土地所有者等の同意を得て行うことが前提である。土地所有者等の同意なく当該規定に基づいて土地への立入り等を行う場合は例外的な場合に限られ、また、その行為の内容や規模等については、国内希少野生動植物種の保存のための必要性を十分考慮した上で、必要最小限とすべきものである。

そのため、対象となる行為は、「保護増殖事業の実施に係る野生動植物の種の個体の捕獲等に必要な限度」内における、「土地への立ち入り、立木竹の伐採又は土地（水底を含む。）の形質の軽微な変更」とされた。

ア　「野生動植物の種の個体の捕獲等」とは、国内希少野生動植物種の生息域外保全を実施するための捕獲等及び国内希少野生動植物種に悪影響を及ぼす外来生物の捕獲等が想定される。

イ　「土地への立入り」とは、例えば、保護増殖事業の対象になっているほ乳類の個体を捕獲するため、その個体が逃げ込んだ土地に立ち入る場合等が想定される。また、ウ又はエに示す行為を行うための事前の現地確認等のために立ち入る場合も「土地への立入り」に含まれる。

ウ　「立木竹の伐採」とは、例えば、保護増殖事業の対象になっている鳥類の巣から卵や雛を回収するために周辺の立木を伐採する場合等が想定される。なお、雑草等を足で踏みつける等の行為は「立入り」という行為に伴い当然予定されることであるため、草に関する規定は設けられていない。

エ　「土地（水底を含む。）の形質の軽微な変更」とは、例えば、外来のハチ類を駆除するための土中の巣の除去や淡水魚類の産卵母貝を採取するための水底の簡易かつ軽微な掘削等が想定され、重機を用いた掘削等は基本的に想定されない。

(2)　土地所有者又は占有者への対応等（法第四十八条の二第二項から第五項まで及び法第四十八条の三）

土地への立入り等は、当該土地の所有者若しくは占有者又は立木竹の所有者（以下、「土地の所有者等」という。）の権利を制約するものであることから、あらかじめ、その土地の所有者等にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えることとされた。なお、土地の所有者等が複数存在する場合には、それらの者全てに通知をする必要がある。ただし、本規定は、その趣旨から、当該土地の所有者等からの同意が得られていない場合等に適用されるものであり、全ての土地の所有者等の了解を得て行う立入り等については、本規定に基づく対応を要しない。

本規定に基づく通知の相手方が知れないとき又はその所在が不分明なときは、関係市町村の掲示場における通知内容の掲示及び通知要旨等の官報への掲載を一定期間行うことで、相手方に通知をしたものとみなすことができることとされた。

また、土地への立入り等を実施する職員については、権限を明らかにする必要があるため、身分を示す証明書の携帯及び提示が義務付けられた。生息地等保護区等の指定のための実地調査と同様に、土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、法第四十八条の二第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならないこととされた。

他人所有の土地への立入り等は、土地所有者等の財産権を侵害する行為である。このため、憲法第二十九条により保障された財産権の保護の観点から、生じた損失に関しこれを適切に補償する必要があるため、損失を受けた者に対しての国による損失補償の規定が設けられた。

なお、これらの土地の立入り等を実施する際には、必要に応じて、河川法及び文化財保護法等の関係法令に基づく手続を遺漏なく行うよう留意する。

## 第六　認定希少種保全動植物園等制度の創設

### 1　趣旨

近年、我が国における野生動植物の生息・生育状況の悪化に伴い、生息域外での積極的な保護増殖が必要な種の数は増大の一途をたどっている。一方で、生息域外保全を政府の力だけで実施していくことには限界があることから、既に希少野生動植物種の生息域外保全に成功している動植物園等と協力し、また、動植物園等による生息域外保全を後押ししていくことが必要である。

このため、希少野生動植物種の保全に取り組む適切な能力及び施設等を有する動植物園等を環境大臣があらかじめ認定し、認定に係る希少野生動植物種の個体の譲渡し等は規制の適用除外としつつ、譲渡し等の結果を定期的に環境大臣へ報告させることで、動植物園等における手続の緩和を図り、希少野生動植物種の保存を推進する認定希少種保全動植物園等制度が創設された。多くの来園者を迎える動植物園等がこの認定制度を活用して種の保存に取り組むことで、国と動植物園等との積極的な連携、動植物園等の公的機能の明確化による社会的認知度の向上及び希少野生動植物種に関する環境教育・普及啓発が進むことも期待される。

2　希少種保全動植物園等の認定の基準

(1)　飼養等及び譲渡し等の目的（法第四十八条の四第一項第一号）

認定希少種保全動植物園等における希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等については、希少野生動植物種の個体等の譲渡し等を原則として禁止している法の趣旨を踏まえ、適切に実施される必要がある。このため、飼養等及び譲渡し等の目的が、学術研究や繁殖等、法第十三条一項に規定する譲渡し等の許可目的に適合することが、認定の要件とされた。

(2)　飼養等及び譲渡し等の実施体制及び飼養栽培施設（法第四十八条の四第一項第二号及び規則第三十六条）

認定希少種保全動植物園等においては、希少野生動植物種の適切な飼養等及び譲渡し等が求められる。このため、飼養等及び譲渡し等の実施体制及び飼養栽培施設が、認定の申請に係る動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の個体を飼養等及び譲渡し等の目的に応じて種の保存のため適切に取り扱うことができると認められるものであることが、認定の要件とされた。

(3)　飼養等及び譲渡し等に関する計画（法第四十八条の四第一項第三号及び第四号並びに規則第三十七条）

認定希少種保全動植物園等における希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等については、希少野生動植物種の保存に資するものであることが必要である。このため、希少野生動植物種ごとの飼養等及び譲渡し等の計画（以下単に「計画」という。）が、認定の申請に係る動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の個体について、飼養等及び譲渡し等の目的に応じて種の保存のため適切に取り扱うことができると認められるものであることが、認定の要件とされた。また、計画の実効性を担保する観点から、計画が確実に実施されると見込まれることも認定の要件とされた。

希少野生動植物種に指定されている種は、哺乳類から植物まで様々であり、それぞれの種ごとに飼養等及び譲渡し等に必要な知見、能力、施設、手法等が異なることから、飼養等及び譲渡し等をする希少野生動植物種ごとに計画を提出しなければならない。なお、計画を遵守していないことが確認された場合には、認定基準に適合しなくなったものとして、環境大臣による適合命令及び認定の取消しの対象となりうる。

(4)　展示の方針その他に関する事項（法第四十八条の四第一項第五号）

認定希少種保全動植物園等には、希少野生動植物種の生息・生育状況や減少要因、保全対策等を適切に周知すること等、種の保存に資する取組が求められる。このため、希少野生動植物種の普及啓発に係る展示の方針等について、以下の基準に適合することが認定の要件とされた。

ア　展示の方針（規則第三十八条第一号）

認定の申請に係る動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の展示の方針が、当該種が置かれている状況、その保存の重要性並びにその保存のための施策及び事業についての適切な啓発に資すると認められるものであること。

イ　繁殖の取組（規則第三十八条第二号）

認定の申請に係る動植物園等が、その取り扱う希少野生動植物種（令別表第三に掲げる種及び第五条第二項第七号から第九号までに掲げる種を除く。）のうち一種以上の個体について繁殖させ、又は繁殖させることに寄与すると認められるものであること。

ウ　生息域内保全に係る事業への寄与（規則第三十八条第三号）

認定の申請に係る動植物園等が、その取り扱う国内希少野生動植物種のうち一種以上の個体について、その生息地又は生育地における、当該種の個体の繁殖の促進、当該生息地又は生育地の整備その他の当該種の保存を図るための事業に寄与すると認められるものであること。

エ　個体の適法な取得（規則第三十八条第四号）

認定の申請に係る動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の個体が、適法に取得されたと認められるものであること。

オ　その他適切な取扱い（規則第三十八条第五号）

その他認定の申請に係る動植物園等が、その取り扱う希少野生動植物種の個体を種の保存のため適切に取り扱うことができないと認められるものでないこと。

3　認定等に係る公示（法第四十八条の四第五項及び規則第四十条）

認定に係る希少野生動植物種の個体の譲渡し等については規制の適用が除外されるため、環境大臣が認定をした際には、認定希少種保全動植物園等設置者等以外の者にもその旨を知らしめる必要がある。

このため、環境大臣は、希少種保全動植物園等の認定、変更の認定、変更の届出、廃止の届出、更新の認定及び認定の取消しの際には、インターネットの利用その他の適切な方法により、認定を受けた者と認定に係る動植物園等の名称・住所、取り扱われる希少野生動植物種の種名、認定を受けた年月日・認定の有効期間満了日、変更の認定・届出の内容等を公示することとされた。

4　変更の認定及び届出（法第四十八条の四及び法第四十八条の五並びに規則第四十一条及び規則第四十二条）

認定希少種保全動植物園等には個体の譲渡し等の禁止の特例が適用されるため、認

定に係る情報を環境大臣が適切に把握するとともに、認定の有効期間中は認定希少種保全動植物園等としての適格性を担保し続ける必要がある。このため、認定後に当該認定の申請に係る事項に変更が生じた場合等は、環境大臣は速やかにその情報を把握し、変更のあった事項に応じてその基準適合性等を確認する必要がある。

これらのことから、申請に係る希少野生動植物種の種名、当該種ごとの飼養等及び譲渡し等の目的、実施体制、飼養栽培施設又は計画について変更が生じる場合は、環境大臣による変更の認定を受けることとされた。ただし、種名又は目的については、新たに追加される場合のみ変更の認定の対象となり、種名又は目的の削除は軽微な変更として変更の認定や届出を要しない。同じく、実施体制、飼養栽培施設又は計画についても、変更後においても認定基準に適合することが明らかであると認められる場合には、変更の認定や届出は不要である。一方で、これら軽微な変更の内容等については、毎年度、希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等の内容とともに環境大臣に報告することとされた。

5　認定の更新・有効期間（法第四十八条の六）

いったん希少種保全動植物園等の認定を受けた後も、環境大臣は、当該動植物園等の状況について定期的に確認し、適切なものであるかどうかを判断する必要がある。このため、認定は、五年ごとにその更新を受けなければその期間の経過によって効力を失うこととされた。

6　国による監督（法第四十八条の七、法第四十八条の八、法第四十八条の九及び法第四十八条の十一並びに規則第四十六条）

認定に係る希少野生動植物種の個体の譲渡し等については規制の適用が除外されるため、環境大臣は、当該譲渡し等が計画に基づいて適切に実施されていること等を確認する必要がある。

このため、認定希少種保全動植物園等設置者等は、計画に従って行われる希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等に関し、種ごとに実施された飼養等及び譲渡し等の内容、変更の認定や届出を要しない軽微な変更の内容等について記録し、これを保存するとともに、少なくとも毎年度一回環境大臣に報告しなければならないこととされた。さらに、当該認定希少種保全動植物園等に関する情報を的確に把握するため、必要に応じて報告徴収及び立入検査ができることとされた。

認定希少種保全動植物園等設置者等が認定基準に適合しなくなった場合には、環境大臣は、必要な措置を命ずること及び認定を取り消すことができることとされた。

7　譲渡し等の禁止等の適用除外（法第四十八条の十）

動植物園等の間では希少野生動植物種の繁殖、飼養、栽培等のための個体の移動が頻繁に行われているが、その際においても、毎回譲渡し等の許可又は協議の手続が求められていた。このため、動植物園等は、緊急を要する譲渡し等が必要な場合に円滑な譲渡し等ができず、当該種の保存に支障を及ぼすおそれも生じていた。

一方で、動植物園等は種の保存や動植物に係る教育及び啓発等に重要な役割を有しており、その趣旨を踏まえた人員体制や施設等が整備されている。譲渡し等の禁止の趣旨が、違法な捕獲等や輸入・流通の抑制であることを考慮すると、適切な人員体制や施設等を有する動植物園等については、個別の許可又は協議手続ではなく、事前に目的等を確認するとともに定期的な個体の移動状況の報告を求めることで足りると考えられる。

これらのことから、認定希少種保全動植物園等による希少野生動植物種の計画に基づく譲渡し等について、規制の適用除外とされた。なお、希少種保全動植物園等の認定に伴う譲渡し等の禁止の特例の対象は、その必要性及び相当性に鑑み、動植物園等における希少野生動植物種の「飼養等」に係るものに限定されている。よって、認定希少種保全動植物園等による譲渡し等であっても、飼養等が伴わない器官や加工品の譲渡し等は適用除外の対象にならない。また、当該特例は、認定に係る希少野生動植物種ごとの計画に従って行う譲渡し等について適用されるため、当該計画に従って行われるものではない譲渡し等は引き続き規制されることに留意が必要である。

## 第七　その他

### 1　罰則の改正

#### (1)　罰則の引き上げ等（法第五十七条の二第二号）

希少野生動植物種は、その希少性から高額で取引される性質があり、違法な捕獲等又は譲渡し等がしばしば発生している。偽りその他不正の手段による登録等に対する罰則は、譲渡し等の違反に対する罰則と比較すると低い状況にあったが、登録等を受ければ譲渡し等が合法的に可能となることを考慮すると、譲渡し等の違反と不正の手段による登録等に対しては、同程度の罰則とすることが適当であった。また、不正の手段により許可を受けた者に対しては、事後的な許可取消しのみによっては、不正の手段により許可を得て捕獲等又は譲渡し等を行うことに対して十分な抑止力があるとはいえないこと等から、罰則による抑止力を一層高める必要があった。

これらを踏まえ、不正の手段により登録等を行った者に対する罰則が強化されるとともに、不正の手段により捕獲等又は譲渡し等の許可を受けた者に対する罰則が新設され、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はこれの併科（法人重科として一億円以下の罰金（法第六十五条第一項第一号））とされたものである。

#### (2)　規定の新設に伴う罰則の新設

改正法において新たに創設した規定の違反等に係る罰則として、以下に掲げるものが新設された。

ア　五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はこれの併科（法人重科として一億円以下の罰金（法第六十五条第一項第一号））が科されるもの

①　不正の手段による個体等の登録の更新に係る罰則（法第五十七条の二第二号）

②　不正の手段による特別国際種事業の登録又は特別国際種事業の登録の更新に係る罰則（法第五十七条の二第二号）

イ　一年以下の懲役又は百万円以下の罰金が科されるもの

①　違法な捕獲等若しくは譲渡し等をした者又は特別国際種事業者に対する措置命令違反に係る罰則（法第五十八条第一号。法人重科として百万円以下の罰金（法第六十五条第一項第三号））

②　個体識別措置等に係る変更登録義務違反又は不正の手段による変更登録に係る罰則（法第五十八条第二号及び第三号。法人重科として二千万円以下の罰金（法第六十五条第一項第二号））

ウ　六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金（①及び②に係るものは、法人重科として五十万円以下の罰金（法第六十五条第一項第三号））が科されるもの

①　特別国際種事業者に対する業務停止命令違反に係る罰則（法第五十九条第三号）

②　管理票の作成義務違反、虚偽事項の記載又は作成制限違反に係る罰則（法第五十九条第四号、第五号及び第六号）

③　事業登録機関の職員による秘密保持義務違反又は当該機関による事業停止命令違反に係る罰則（法第六十条及び第六十一条）

エ　三十万円以下の罰金（①から⑤までに係るものは、法人重科として三十万円以下の罰金（法第六十五条第一項第三号））が科されるもの

①　個体識別措置を講じた個体等の取扱義務違反に係る罰則（法第六十三条第六号）

②　特別国際種事業者の変更若しくは廃止の届出義務違反又は管理票に係る譲渡し等義務違反若しくは管理票の保存義務違反に係る罰則（法第六十三条第六号）

③　特別国際種事業者又は特別国際種事業者と取引する者による報告徴収又は立入検査の拒否等に対する罰則（法第六十三条第七号）

④　保護増殖事業の実施に係る土地への立入り等の拒否等禁止違反に係る罰則（法第六十三条第十一号）

⑤　認定希少種保全動植物園等設置者等による報告徴収又は立入検査の拒否等に係る罰則（法第六十三条第十二号）

⑥　事業登録機関の職員による台帳記載義務等違反、事業登録関係事務の未許可による全部廃止又は報告徴収若しくは立入検査の拒否等に係る罰則（法第六十四条）

オ　二十万円以下の過料が処されるもの

事業登録機関の職員による財務諸表等の作成義務等違反又は正当な理由なき請求拒否に係る罰則（法第六十六条）

2　所掌の追加等

(1)　地方環境事務所長への権限の委任（規則第五十六条）

改正法等において新たに創設する環境大臣の権限のうち、以下については、地方環境事務所長へ委任等をしている。

ア　地方環境事務所長に加えて、環境大臣による執行が可能な権限

①　違法捕獲等をした者に対する措置命令及び代執行（法第十一条第一項及び第二項）

②　特別国際種事業者に対する改善措置命令（法第三十三条の十二）

③　特別国際種事業者に対する報告徴収及び立入検査（法第三十三条の十四第一項及び第二項）

④　土地への立入り等及び所有者等への通知等（法第四十八条の二第一項及び第二項）

⑤　認定希少種保全動植物園等設置者等に対する報告徴収及び立入検査（法第四十八条の十二第一項）

イ　地方環境事務所長のみ執行が可能な権限

国等に関する協議の適用除外行為に係る届出の受理のうち、傷病救護個体の殺処分に係るもの（規則第五十条第一項第一号ニ）

(2)　希少種保全推進室の所掌の追加（環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）第二十一条）

環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室がつかさどる事務に、新たに創設した特定第二種国内希少野生動植物種の指定及び認定希少種保全動植物園等に関する事務を追加した。

(3)　地方環境事務所野生生物課の所掌の追加（地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）第十三条第一項第六号及び第十号）

地方環境事務所野生生物課がつかさどる事務に、新たに創設した特別国際種事業（事業者への措置命令及び報告徴収・立入検査の実施等）及び認定希少種保全動植物園等（認定を受けた動植物園等への報告徴収・立入検査の実施等）に関する事務を追加した。

3　規則等の改正等（改正法に係るもの以外）

(1)　登録博物館又は博物館相当施設が行う譲渡し等に係る適用除外（法第十二条第一項第九号及び規則第五条第二項第四号）

旧規則においては、登録博物館又は文部科学大臣が指定した博物館相当施設が繁殖又は展示のために譲渡し等をする場合には事後届出のみで良いこととされていた。一方で、同様の譲渡し等であっても、都道府県教育委員会が指定した博物館相当施設が行うものには許可を要し、当該施設における環境教育のための剥製や標本の展示を円滑に行うことができないなどの指摘があった。このため、都道府県教育委員会が指定した博物館相当施設についても事後届出によりこれらの譲渡し等を可能とする

必要があった。

これらを踏まえ、また、とりわけ生体についてはその譲渡し等につき慎重に行う必要があることから、登録博物館及び文部科学大臣又は都道府県教育委員会が指定した博物館相当施設が行う譲渡し等のうち、生体に係るものを除いて、事後届出による譲渡し等を可能とすることとした。生体については、新設した認定希少種保全動植物園等制度を活用することにより、円滑な譲渡し等を行うことができる。

(2) 許可個体から繁殖した個体に係る登録要件の変更（規則第十一条第一号）

譲渡し等については、その目的等が法の規定に適合する場合に許可しており、仮に違法に輸入された個体であったとしても、その個体の保護のために拾得個体を引き受ける場合などに係る譲渡し等の許可は否定されない。また、このような譲渡し等の許可を受けた個体から繁殖させた個体については、当該親個体の譲渡し等に係る許可証の提出によって合法的に登録が可能であった。このため、このような仕組みが、違法入手個体を我が国において合法的に流通させる手段として悪用されるおそれがあることが指摘されていた。

このため、旧規則第十一条第一号イを削除し、譲渡し等の許可個体から繁殖した個体等についての登録については、規則第十一条第一号ハに基づき親個体が輸入証明書等により適法に取得されたことが確認できない限り認めないこととした。

(3) 国等に関する協議の適用除外行為の追加（規則第五十条第一項第一号ニ）

ア 趣旨

法においては、国内希少野生動植物種の個体については、許可を得、若しくは協議を行い、又は規制の適用除外とされている行為等に該当しなければ、その殺傷又は損傷を行うことができない。このため、傷病個体救護のために保護をしたもののリハビリや放野が困難な種（とりわけ鳥類）の個体を殺傷することができず、したがって、これらの個体については終生飼育が必要であった。一方で、それらは寿命が数十年あるものも多く、また近年その数が増加してきていることから、飼育のための費用負担等が増大するとともに、保護施設における新たな個体の受入れの困難化により種の保存の推進に支障が生ずるほか、個体自身の福祉の低下を招くという指摘が有識者からなされていた。

これを踏まえ、以下の要件を全て満たす国内希少野生動植物種の個体（動物に限る。）について、環境大臣への通知を行った上で、国等が殺傷を行うことができることとした。なお、他の適用除外行為の事前通知の取扱いと同様に、本件通知の受理に係る権限は、地方環境事務所長に委任している。

イ 要件

① 行為主体

個体の殺傷を行う主体としては、その適切性・公益性を担保する観点から、国の機関又は地方公共団体（国等）である場合に限るとともに、殺傷を行うに当た

ってはあらかじめ環境大臣にその旨の通知を行うものとした。

② 対象個体の由来及び分類群

殺傷の対象となる国内希少野生動植物種の個体（以下「対象個体」という。）の範囲については、その安易な殺傷を防ぐため、可能な限り限定する必要がある。このため、対象個体の由来は、野生から傷病個体救護の目的で捕獲されたものであることとした。なお、植物については、必要性が低いと考えられるため、本条の対象ではない。また、人の管理下にある繁殖させた個体の捕獲等については、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の施行について（施行通知）」（平成５年４月１日付け環自野発第 123 号環境庁自然保護局長通知）のとおり、引き続き規制対象ではないことから、本条の対象ではない。

③ 放野の困難性

個体を野生に放った場合に、傷病、衰弱等により当該個体が死亡することが明らかであると考えられるときには、当該個体を野生に放つことは適切ではなく、したがって終生飼育が必要となる。このため、対象個体は、傷病その他の理由によりその生息地に適切に放つことができない個体とした。

なお、当該個体を適切に放つことができるか否かは、個体の身体的・行動的な状態（運動能力、視覚・聴覚・嗅覚、採餌能力、被毛・羽毛の状態、警戒心、他個体に対する認識能が十分か否か等）や科学的・社会的な状況（適切な生息環境・季節か否か、生態系や遺伝的な攪乱又は感染症リスクがないか否か等）に基づき、獣医師等の専門家の知見を踏まえて判断されるべきである。

④ 繁殖、学術研究等の目的での飼育の困難性

放野が困難と判断された個体であっても、種の保存に資する目的での繁殖・学術研究・普及啓発等が可能である個体については、殺傷の対象とすることは適切ではないため、対象個体は、これらの法第十条第一項の捕獲等の許可の目的での飼育ができないと認められるものとした。なお、費用的・技術的な観点等から有効活用が非常に困難である場合や、当該個体を活用する必要性が低い場合（他に同様の個体が多数存在する場合等）、有効活用が可能な受け入れ機関がない場合も、法第十条第一項の目的での飼育ができないと認められる場合に含まれる。

⑤ その他

上記の要件に加えて、その個体に重度の障害があることなどにより終生飼養することが適切ではないと認められることが必要である。

殺処分に当たっては、できる限り対象個体に苦痛を与えない方法による必要がある。また、対象個体及び殺処分方法の決定に当たっては、当該種の保護増殖に関わる獣医師その他の専門家の意見を聴取するよう努めるものとする。

(4) 国内由来の外来種と判断される国内希少野生動植物種の捕獲等の許可

国内希少野生動植物種であるものの、国内由来の外来種と判断される等により、他の国内希少野生動植物種を捕食し、又は当該種と交雑・競合等するおそれのある種については、捕獲等の許可の対象となる。具体的には、以下のいずれの要件をも満たす場合であれば、規則第二条に規定する「その他国内希少野生動植物種等の保存に資すると認められる目的」であるとして、捕獲等の許可をすることは差し支えない。ただし、法の趣旨に鑑み、その捕獲等は必要最小限の範囲とすべきものであり、かつ、捕獲等した個体は可能な限り当該種の保存に資する学術研究等に活用するよう努めるべきであることについて留意されたい。

ア　捕獲等の対象となる種（以下「対象種」という。）が、次に掲げる事項のいずれかに該当することにより、国内由来の外来種と判断されること

①「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」（平成27年3月）において「国内由来の外来種」として掲載されていること

②査読付きの専門誌に論文が掲載される等、当該種が国内由来の外来種であることの知見が十分に揃っていると認められること

③上記①②以外の場合であって、国内由来の外来種と判断される合理的な理由があると認められること

イ　対象種が、その本来の生息地又は生育地ではない場所において、その場所に本来の生息地又は生育地を有する国内希少野生動植物種とその性質が異なることにより当該種の存続に支障を来すおそれがあると考えられること

ウ　イで存続に支障を来すおそれがあると考えられる種の保存のために、対象種の個体を捕獲等することが不可欠であると認められるものであること。

# 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）の一部を改正する法律の概要

## 現行法の概要

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図るため、希少野生動植物種の捕獲等及び譲渡し等の禁止、生息地等の保護、保護増殖事業の実施等の措置を講ずるもの。

## 背　景

○我が国では3,731種が絶滅危惧種となっており、種の保存法の新規指定を推進することが必要。一方で、特に二次的自然に分布する種は、調査研究や環境教育等に伴う捕獲等（第9条）及び譲渡し等（第12条）を規制対象から除外する種指定の在り方が求められている。

←水田水路に生息する淡水魚

草原に生息する昆虫類→

←水田に生息する両生類

※写真提供：自然環境研究センター

○希少野生動植物種の生息・生育状況等の悪化に伴い、生息域外保全の重要性が増大。政府の力だけで実施していくことは限界があることから、動植物園等と協力し、また、動植物園等の活動を後押ししていくことが必要不可欠。

○国際希少野生動植物種は登録した上で登録票とあわせて譲渡し等を行うことができる（第20条等）が、登録票の返納数が少なく、未返納の登録票を違法に入手した別の個体の登録票として、不正に利用した事件も発生。また、象牙等を扱う特定国際種事業者が、登録票なしで象牙を購入した事例等も確認。

高価で取引され、違法な流通の報告があるスローロリス

※写真提供：自然環境研究センター

## 改正内容

（1）販売・頒布等の目的での捕獲等及び譲渡し等のみを規制する「特定第二種国内希少野生動植物種」制度を創設（第4条第6項等）する

二次的自然に分布する昆虫類、魚類、両生類等を想定 → ✓ 業者の捕獲等の抑制による保全　✓ 保護増殖事業や生息地等保護区による保全

（2）希少種の保護増殖という点で、一定の基準を満たす動植物園等を認定する制度を創設（第48条の4等）し、認定された動植物園等が行う希少野生動植物種の譲渡し等については、規制を適用しない（第48条の10）こととする。

（3）国際希少野生動植物種の個体の登録について、更新等の手続を創設（第20条の2）するとともに、実務上可能かつ必要な種について、個体識別措置を義務付ける（第20条第2項第4号等）。更に、象牙事業については届出制を登録制とする（第33条の6等）。

（4）その他、生息地等保護区の指定を促進するための制度改変（第36条等）、土地所有者の所在の把握が難しい土地への立入り等の規定の新設（第48条の2等）、国内希少野生動植物種の提案募集制度の創設（第6条）、科学委員会の法定化（第4条第7項）等の改正を行う。

生物多様性の保全の一層の促進

# （1）二次的自然等に分布する絶滅危惧種保全の推進
## ～「特定第二種国内希少野生動植物種」制度の創設～

### 現状と課題

○レッドリストでは、3,731種の絶滅危惧種が選定されているが、種の保存法の国内希少野生動植物種は259種※に留まっている。

※平成25年改正時の附帯決議において、2020年までに300種の新規指定を目指すこととされている（現在、171種を追加指定済み）。

○多くの絶滅危惧種が二次的自然（里地里山等）に依存※しているが、人口減少等に伴い、自然に対する働きかけが縮小。そのため、積極的に保全対象とし、人の働きかけを維持するための支援等が必要。

※昆虫類、淡水魚類、両生類の約7割が二次的自然に生息と推定。

ため池

○また、二次的自然に分布する一部の種については、高額取引等を背景として業者等による大量捕獲の危機にさらされている。

○しかし、指定に伴う規制が調査研究や環境教育等に支障を及ぼすため、現行の規制対象種とすることには問題がある場合もある。

○産卵数が多いなど増殖率が高く、環境が改善すれば速やかな回復が見込まれる種※については、捕獲等（第9条）及び譲渡し等（第12条）の規制が重要ではない場合がある。　※昆虫類、淡水魚類、両生類等を想定。

昆虫類

### 改正内容

**＜現行の国内希少野生動植物種＞**

○学術研究、繁殖、教育等の目的で許可を受けた場合を除き、捕獲等及び譲渡し等は原則として禁止（第9条）。

捕獲・採取・損傷

販売・交換

**＜特定第二種国内希少野生動植物種＞（新設・第4条第6項）**

○販売・頒布の目的での捕獲等のみを禁止（第9条第2号）。

販売・頒布業者の捕獲等

調査研究・環境教育等捕獲や交換

二次的自然に分布する種も積極的に保全

- ✓ 業者の捕獲等の抑制による保全
- ✓ 保護増殖事業の実施（第45条等）や生息地等保護区の指定（第36条等）による保全

## （2）動植物園等と連携した生息域外保全等の推進
### ～「認定希少種保全動植物園等」制度の創設～

### 現状と課題

○ツシマヤマネコ、トキ、ムニンノボタン等の一部の種は、動植物園等の協力を得て生息域外保全や野生復帰の取組を実施。

○動植物園等の種の保存等に対する役割を認める制度は存在せず、生息域外保全等の取組は、各動植物園等の自主的な協力に頼っている。動植物園等の間で、繁殖等のために個体を移動する際には、譲渡し等の許可手続き（第13条）が必要であり、手続きの緩和が必要。

○野生動植物種の生息状況等の悪化に伴い、生息域外保全が必要な種の数は増大の一途。生息域外保全を政府の力だけで実施することは限界があることから、今後、関連団体等と密接に連携し、取組を促進していくことが不可欠。

ツシマヤマネコ

ムニンノボタン

### 改正内容

○希少種の保護増殖という点で、適切な施設及び能力を有する動植物園等を認定する制度を創設（第48条の4等）。計画の策定を通じて、積極的な連携を図るとともに、譲渡し等の規制緩和（第48条の10）等を通じて、生息域外保全を更に推進。

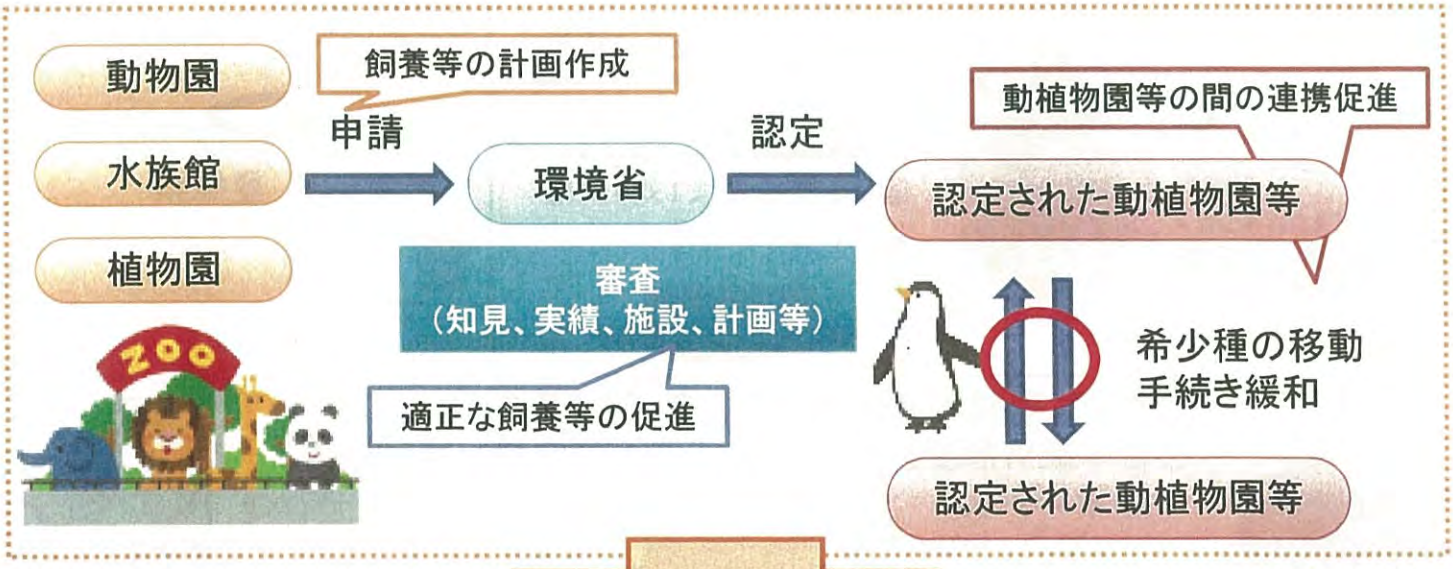


✔積極的な連携体制の構築　　✔譲渡し等の規制緩和

**生息域外保全や普及啓発等のより一層の促進**

# (3)①希少野生動植物種の流通管理強化
## ～国際希少野生動植物種の登録手続の改善～

### 現状と課題

○国際希少野生動植物種は、その希少性から高額で取引されているものが多い。

○適法に輸入された個体等については、登録した上で、登録票とあわせて譲渡し等を行うことができる（第20条等）。

○登録されている個体等を占有しなくなった場合等は、登録票の返納が義務づけられている（第22条）が、個体が死亡しても返納しない場合が少なくないと推察。

○未返納の登録票を、違法に入手した別の個体の登録票として不正に利用した事件も発生。

スローロリス
写真提供：自然環境研究センター

オオバタン
写真提供：自然環境研究センター

### 改正内容

現行の登録制度

登録の要件（第20条）
- ●適法に輸入された個体
- ●日本国内で繁殖した個体　など

申請 → 登録機関

以後、登録票とともに移動

個体と登録票は1対1対応

マダガスカルホシガメ
写真提供：自然環境研究センター

登録票

○新たに登録の有効期限を設定（第20条の2）
○個体識別措置を導入（可能かつ必要な種）（第20条第2項第4号等）

マイクロチップ

✓　一定の期間で失効させ、不正な流用を防止
✓　登録票と登録個体の対応関係を強化

**国際希少野生動植物種の流通管理の強化**

# (3)②象牙等の事業者の管理強化
## ～象牙に係る「特別国際種事業者」の登録制度の創設～

### 現状と課題

○現在、象牙のカットピースや製品については、個々の譲渡し等を規制する代わりに、象牙の譲渡し等の業務を伴う事業を行おうとする者による、届出が義務付けられている（第33条の2）。

○未届の事業者や届出事業者による違反事例等が確認されているが、現在の制度では、事業者が法令に違反する行為を行った場合でも、罰則に従って罰金（50万円）を支払う等すれば事業を継続することができる。

○また、昨年9月～10月に開催された第17回ワシントン条約締約国会議では、アフリカゾウ密猟を抑制するため、「密猟や違法取引に貢献する市場の閉鎖」を勧告する決議が採択。国内市場の適正管理を継続するためにも、より厳正な対応が必要。

象牙の全形牙

象牙の印章

### 改正内容

**象牙のカットピースや製品を扱う事業者の届出制を登録制に**

**現行の届出制度**

特定国際種事業者 → 届出（第33条の2） → 環境省・経済産業省

- ✓ 台帳記載義務（第33条の3）

※罰則：罰金50万円等（第62条）

必要に応じて指示、立入検査等（第33条の4等）

**新たな登録制度**

特別国際種事業者 ⇄ 環境省・経済産業省（事業登録機関）

登録申請（第33条の6）

登録（第33条の6）

事業者を審査（第33条の6）

- ✓ 台帳記載義務（第33条の11）
- ✓ 5年毎の登録の更新制（第33条の10）
- ✓ 所有する全形牙の登録義務（第33条の6）
- ✓ カットピース等の管理票作成義務（第33条の23）
- ✓ 広告・販売時の登録番号等の表示義務（第33条の11）
- ✓ 事業者登録簿の公開（第33条の8）

※罰則：懲役5年、罰金500万円等（第57条の2）
罰金1億円等【法人】（第65条第1号）

必要に応じて措置命令、立入検査、登録取消し等（第33条の13等）

**象牙の国内市場の適正な管理の推進**

# 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の概要

（平成４年６月制定・平成５年４月施行）

※H29 改正で新設した事項は赤字

（我が国に生息する希少種の保護）

◎レッドリストの作成
◎レッドデータブックの作成

（外国産の希少種の保護）

ワシントン条約附属書Ⅰ掲載種

二国間渡り鳥等保護条約（協定）通報種

## 個体等の取扱規制

### 国内希少野生動植物種（第４条第３項）

- 捕獲等の禁止（第９条）※2
- 譲渡し等の禁止（第12条第１項）※1, 2, 3
- 販売目的の陳列・広告の禁止※（第17条）
- 輸出入の禁止（第15条第１項）※1

※１　特定第一種国内種は適用除外（第 12 条第１項第２号等）。特定国内種事業として行う場合には届出が必要（第 30 条）

※２　特定第二種国内種は販売・頒布等の目的での捕獲等・譲渡し等のみ規制（第９条第２号等）

※３　認定希少種保全動植物園等が計画に従って行う譲渡し等は適用除外（第 48 条の 10 等）

### 国際希少野生動植物種（第４条第４項）

- 譲渡し等の禁止（第12条第１項）
- 販売目的の陳列・広告の禁止（第17条）
- 輸出入時の承認の義務付け（第15条第２項）

下記の場合例外的に譲渡し等が可能

- 法第 20 条に基づく、環境大臣（又は登録機関）の「**登録**」を受けた場合（第 12 条第１項第５号）
- 象牙等で全形を保持しないものを譲渡しする場合（第 12 条第１項第３号等）
  ※特定国際種事業（べっ甲）として行う場合には届出が必要（第 33 条の 2）
  ※特別国際種事業（象牙）として行う場合には登録が必要（第 33 条の６）
- 認定希少種保全動植物園等が計画に従って譲渡し等を行う場合（第 48 条の 10 等）

## 生息地保護

生息地等保護区の指定（第 36 条第１項）

**９地区指定（885ha）**

○環境大臣指定
○環境省（地方環境事務所）が保護管理

## 保護増殖

保護増殖事業計画（第 45 条第１項）

**63 種（亜種を含む。）に関する計画策定**

○環境省（＋各省）が策定（告示）
○環境省の保護増殖事業

◎絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律　新旧対照表　目次

○　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律　（平成四年法律第七十五号）（抄）・・・

○　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
| --- | --- |
| 目次<br>第一章　総則（第一条―第六条）<br>第二章　個体等の取扱いに関する規制<br>第一節　個体等の所有者の義務等（第七条・第八条）<br>第二節　個体の捕獲及び個体等の譲渡し等の禁止（第九条―第十九条）<br>第三節　国際希少野生動植物種の個体等の登録等（第二十条―第二十九条）<br>第四節　特定国内種事業及び特定国際種事業等の規制<br>第一款　特定国内種事業の規制（第三十条―第三十三条）<br>第二款　特定国際種事業等の規制（第三十三条の二―第三十三条の二十二）<br>第五節　適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定等（第三十三条の二十三―第三十三条の三十三）<br>第三章　生息地等の保護に関する規制<br>第一節　土地の所有者の義務等（第三十四条・第三十五条）<br>第二節　生息地等保護区（第三十六条―第四十四条）<br>第四章　保護増殖事業（第四十五条―第四十八条の三）<br>第五章　認定希少種保全動植物園等（第四十八条の四―第四十八条の十一）<br>第六章　雑則（第四十九条―第五十七条）<br>第七章　罰則（第五十七条の二―第六十六条）<br>附則<br>（責務） | 目次<br>第一章　総則（第一条―第六条）<br>第二章　個体等の取扱いに関する規制<br>第一節　個体等の所有者の義務等（第七条・第八条）<br>第二節　個体の捕獲及び個体等の譲渡し等の禁止（第九条―第十九条）<br>第三節　国際希少野生動植物種の個体等の登録等（第二十条―第二十九条）<br>第四節　特定国内種事業及び特定国際種事業の規制<br>第一款　特定国内種事業の規制（第三十条―第三十三条）<br>第二款　特定国際種事業の規制（第三十三条の二―第三十三条の五）<br>第五節　適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定等（第三十三条の六―第三十三条の十五）<br>第三章　生息地等の保護に関する規制<br>第一節　土地の所有者の義務等（第三十四条・第三十五条）<br>第二節　生息地等保護区（第三十六条―第四十四条）<br>第四章　保護増殖事業（第四十五条―第四十八条）<br>第五章　雑則（第四十九条―第五十七条）<br>第六章　罰則（第五十七条の二―第六十六条）<br>附則<br>（責務） |

第二条　（略）

2　（略）

3　動物園、植物園、水族館その他野生動植物の飼養又は栽培（以下「飼養等」という。）及び展示を主たる目的とする施設として環境省令で定めるもの（以下「動植物園等」という。）を設置し、又は管理する者は、動植物園等が生物の多様性の確保に重要な役割を有していることに鑑み、前二項の国及び地方公共団体が行う施策に協力することにより、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に寄与するよう努めなければならない。

4　国民は、第一項及び第二項の国及び地方公共団体が行う施策に協力する等絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に寄与するように努めなければならない。

（定義等）

第四条　（略）

2　（略）

3　（略）

4　（略）

5　この法律において「特定第一種国内希少野生動植物種」とは、次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう。

一・二　（略）

第二条　（略）

2　（略）

（新設）

3　国民は、前二項の国及び地方公共団体が行う施策に協力する等絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に寄与するように努めなければならない。

（定義等）

第四条　（略）

2　（略）

3　（略）

4　（略）

5　この法律において「特定国内希少野生動植物種」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう。

一・二　（略）

6 この法律において「特定第二種国内希少野生動植物種」とは、次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう。

一 種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること。

二 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと。

三 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと。

四 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。

7 環境大臣は、第三項から前項までの政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

（希少野生動植物種保存基本方針）

第六条 （略）

2 前項の基本方針（以下この条において「希少野生動植物種保存基本方針」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 （略）

三 国内希少野生動植物種に係る提案の募集に関する基本的な事項

（新設）

（新設）

（新設）

6 環境大臣は、前三項の政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

（希少野生動植物種保存基本方針）

第六条 （略）

2 前項の基本方針（以下この条において「希少野生動植物種保存基本方針」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 （略）

（新設）

| | |
|---|---|
| 四～六　（略） | 三～五　（略） |
| 七　第四十八条の五第一項に規定する認定希少種保全動植物園等に関する基本的な事項 | （新設） |
| 八　（略） | 六　（略） |
| 3・4　（略） | 3・4　（略） |
| 5　環境大臣は、環境省令で定めるところにより、第二項第三号に規定する提案の募集を行うものとする。 | （新設） |
| 6　（略） | 5　（略） |
| （捕獲等の禁止）<br>第九条　国内希少野生動植物種及び緊急指定種（以下この節及び第五十四条第二項において「国内希少野生動植物種等」という。）の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 | （捕獲等の禁止）<br>第九条　国内希少野生動植物種及び緊急指定種（以下この節及び第五十四条第二項において「国内希少野生動植物種等」という。）の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 |
| 一　（略） | 一　（略） |
| 二　販売又は頒布をする目的以外の目的で特定第二種国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をする場合 | （新設） |
| 三・四　（略） | 二・三　（略） |
| （捕獲等の許可）<br>第十条　学術研究又は繁殖の目的その他環境省令で定める目的で国 | （捕獲等の許可）<br>第十条　学術研究又は繁殖の目的その他環境省令で定める目的で国 |

内希少野生動植物種等（特定第二種国内希少野生動植物種を除く。第三項第二号及び第四項第一号並びに次条第三項第一号及び第四項第一号において同じ。）の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

2・3　（略）

4　環境大臣は、第一項の許可をする場合において、次の各号に掲げる当該許可の区分に応じ、当該各号に定めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

一　（略）

二　第三十条第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定第一種国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等についての許可　特定第一種国内希少野生動植物種の個体の繁殖を促進して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認めるとき。

5～9　（略）

10　環境大臣は、第三十条第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定第一種国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等についての第一項の許可をし、又は第四項の規定によりその許可に条件を付そうとするときは、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならない。

（捕獲等の規制に係る措置命令等）

第十一条　環境大臣は、第九条の規定に違反して国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等をした者に対し、国内希少野生動植物種等の保存のため必要があると認めるときは、当該違反に

内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

2・3　（略）

4　環境大臣は、第一項の許可をする場合において、次の各号に掲げる当該許可の区分に応じ、当該各号に定めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

一　（略）

二　第三十条第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等についての許可　特定国内希少野生動植物種の個体の繁殖を促進して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認めるとき。

5～9　（略）

10　環境大臣は、第三十条第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等についての第一項の許可をし、又は第四項の規定によりその許可に条件を付そうとするときは、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならない。

（捕獲等許可者に対する措置命令等）

第十一条　（新設）

係る国内希少野生動植物種等の生きている個体を環境大臣又はその指定する者に譲り渡すことその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 環境大臣は、前項の規定による命令をした場合において、その命令をされた者がその命令に係る措置をとらないときは、自ら措置をとるとともに、その費用の全部又は一部をその者に負担させることができる。

3 環境大臣は、前条第一項の許可を受けた者が同条第九項の規定に違反し、又は同条第四項の規定により付された条件に違反した場合において、次の各号に掲げる当該許可を受けた者の区分に応じ、当該各号に定めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 （略）

二 第三十条第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定第一種国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等についての前条第一項の許可を受けた者 特定第一種国内希少野生動植物種の個体の繁殖を促進して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認めるとき。

4 環境大臣は、前条第一項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、次の各号に掲げる当該許可を受けた者の区分に応じ、当該各号に定めるときは、その許可を取り消すことができる。

一 （略）

（新設）

環境大臣は、前条第一項の許可を受けた者が同条第九項の規定に違反し、又は同条第四項の規定により付された条件に違反した場合において、次の各号に掲げる当該許可を受けた者の区分に応じ、当該各号に定めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

一 （略）

二 第三十条第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等についての前条第一項の許可を受けた者 特定国内希少野生動植物種の個体の繁殖を促進して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認めるとき。

2 環境大臣は、前条第一項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、次の各号に掲げる当該許可を受けた者の区分に応じ、当該各号に定めるときは、その許可を取り消すことができる。

一 （略）

二　前項第二号に掲げる者　特定第一種国内希少野生動植物種の個体の繁殖を促進して希少野生動植物種の保存に資することに支障を及ぼすと認めるとき。

5　環境大臣は、第三項第二号に掲げる者に対し、同項の規定による命令をし、又は前項の規定により許可を取り消そうとするときは、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならない。

（譲渡し等の禁止）

第十二条　希少野生動植物種の個体等は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り（以下「譲渡し等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　（略）

二　特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をする場合

三　販売若しくは購入又は頒布をする目的以外の目的で特定第二種国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をする場合

四　国際希少野生動植物種の器官及びその加工品であって本邦内において製品の原材料として使用されているものとして政令で定めるもの（以下「原材料器官等」という。）並びにこれらの加工品のうち、その形態、大きさその他の事項に関し原材料器官等及びその加工品の種別に応じて政令で定める要件に該当するもの（以下「特定器官等」という。）の譲渡し等をする場合（第三十三条の六第一項に規定する特別特定器官等（第七号及び第十七条各号において単に「特別特定器官等」という。）を、同項に規定する特別国際種事業（第十七条第二号において単に「特別国際種事業」という。）として譲り渡し、又は引き渡

---

二　前項第二号に掲げる者　特定国内希少野生動植物種の個体の繁殖を促進して希少野生動植物種の保存に資することに支障を及ぼすと認めるとき。

3　環境大臣は、第一項第二号に掲げる者に対し、同項の規定による命令をし、又は前項の規定により許可を取り消そうとするときは、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならない。

（譲渡し等の禁止）

第十二条　希少野生動植物種の個体等は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り（以下「譲渡し等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　（略）

二　特定国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をする場合

（新設）

三　国際希少野生動植物種の器官及びその加工品であって本邦内において製品の原材料として使用されているものとして政令で定めるもの（以下「原材料器官等」という。）並びにこれらの加工品のうち、その形態、大きさその他の事項に関し原材料器官等及びその加工品の種別に応じて政令で定める要件に該当するもの（以下「特定器官等」という。）の譲渡し等をする場合

す場合を除く。）

五　第九条第三号に掲げる場合に該当して捕獲等をした国内希少野生動植物種等の個体若しくはその個体の器官又はこれらの加工品の譲渡し等をする場合

六　第二十条第一項の登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等又は第二十条の四第一項本文の規定により記載をされた同項の事前登録済証に係る原材料器官等の譲渡し等をする場合

七　第三十三条の七第一項に規定する特別国際種事業者（第十七条第二号において単に「特別国際種事業者」という。）が、特別特定器官等の譲渡し又は引渡しをする場合

八・九

2　環境大臣は、前項第八号又は第九号の環境省令を定めようとするときは、農林水産大臣及び経済産業大臣に協議しなければならない。

（譲渡し等の許可）

第十三条　学術研究又は繁殖の目的その他環境省令で定める目的で希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をしようとする者（前条第一項第二号から第九号までに掲げる場合のいずれかに該当して譲渡し等をしようとする者を除く。）は、環境大臣の許可を受けなければならない。

2～4　（略）

（譲渡し等の規制に係る措置命令）

第十四条　環境大臣は、第十二条第一項の規定に違反して希少野生

四　第九条第二号に規定する場合に該当して捕獲等をした国内希少野生動植物種等の個体若しくはその個体の器官又はこれらの加工品の譲渡し等をする場合

五　第二十条第一項の登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等又は第二十条の三第一項本文の規定により記載をされた同項の事前登録済証に係る原材料器官等の譲渡し等をする場合

（新設）

六・七

2　環境大臣は、前項第六号又は第七号の環境省令を定めようとするときは、農林水産大臣及び経済産業大臣に協議しなければならない。

（譲渡し等の許可）

第十三条　学術研究又は繁殖の目的その他環境省令で定める目的で希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をしようとする者（前条第一項第二号から第七号までに掲げる場合のいずれかに該当して譲渡し等をしようとする者を除く。）は、環境大臣の許可を受けなければならない。

2～4　（略）

（譲渡し等許可者に対する措置命令）

第十四条　（新設）

動植物種の個体等の譲受け又は引取りをした者に対し、希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、当該違反に係る希少野生動植物種の個体等を環境大臣又はその指定する者に譲り渡すことその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 環境大臣は、前項の規定による命令をした場合において、その命令をされた者がその命令に係る措置をとらないときは、自ら措置をとるとともに、その費用の全部又は一部をその者に負担させることができる。

3 環境大臣は、前条第一項の許可を受けた者が同条第四項において準用する第十条第九項の規定に違反し、又は前条第四項において準用する第十条第四項の規定により付された条件に違反した場合において、希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（輸出入の禁止）

第十五条　特定第一種国内希少野生動植物種以外の国内希少野生動植物種の個体等は、輸出し、又は輸入してはならない。ただし、その輸出又は輸入が、国際的に協力して学術研究をする目的であるものその他の特に必要なものであること、国内希少野生動植物種の本邦における保存に支障を及ぼさないものであることその他の政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

2 特定第一種国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等を輸出し、又は輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項又は第五十二条の規定により、輸出又は輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。

（新設）

環境大臣は、前条第一項の許可を受けた者が同条第四項において準用する第十条第九項の規定に違反し、又は前条第四項において準用する第十条第四項の規定により付された条件に違反した場合において、希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

（輸出入の禁止）

第十五条　特定国内希少野生動植物種以外の国内希少野生動植物種の個体等は、輸出し、又は輸入してはならない。ただし、その輸出又は輸入が、国際的に協力して学術研究をする目的でするものその他の特に必要なものであること、国内希少野生動植物種の本邦における保存に支障を及ぼさないものであることその他の政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

2 特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等を輸出し、又は輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項又は第五十二条の規定により、輸出又は輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。

（違法輸入者に対する措置命令等）

第十六条　経済産業大臣は、外国為替及び外国貿易法第五十二条の規定に基づく政令の規定による承認を受けないで特定第一種国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等が輸入された場合において必要があると認めるときは、その個体等を輸入した者に対し、輸出国内又は原産国内のその保護のために適当な施設その他の場所を指定してその個体等を返送することを命ずることができる。

2　環境大臣及び経済産業大臣は、外国為替及び外国貿易法第五十二条の規定に基づく政令の規定による承認を受けないで特定第一種国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等を輸入した者からその個体等がその承認を受けないで輸入されたものであることを知りながら第十二条第一項の規定に違反してその個体等の譲受けをした者がある場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、輸出国内又は原産国内のその保護のために適当な施設その他の場所を指定してその個体等を返送することを命ずることができる。

3　（略）

（陳列又は広告の禁止）

第十七条　希少野生動植物種の個体等は、販売又は頒布をする目的でその陳列又は広告をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

---

（違法輸入者に対する措置命令等）

第十六条　経済産業大臣は、外国為替及び外国貿易法第五十二条の規定に基づく政令の規定による承認を受けないで特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等が輸入された場合において必要があると認めるときは、その個体等を輸入した者に対し、輸出国内又は原産国内のその保護のために適当な施設その他の場所を指定してその個体等を返送することを命ずることができる。

2　環境大臣及び経済産業大臣は、外国為替及び外国貿易法第五十二条の規定に基づく政令の規定による承認を受けないで特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等を輸入した者からその個体等がその承認を受けないで輸入されたものであることを知りながら第十二条第一項の規定に違反してその個体等の譲受けをした者がある場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、輸出国内又は原産国内のその保護のために適当な施設その他の場所を指定してその個体等を返送することを命ずることができる。

3　（略）

（陳列又は広告の禁止）

第十七条　希少野生動植物種の個体等は、販売又は頒布をする目的でその陳列又は広告をしてはならない。ただし、特定国内希少野生動植物種の個体等、特定器官等、第九条第二号に該当して捕獲等をした国内希少野生動植物種等の個体若しくはその個体の器官若しくはこれらの加工品、第二十条第一項の登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等又は第二十条の三第一項本文の規定により記載をされた同項の事前登録済証に係る原材料器官等の陳列又は広告をする場合その他希少野生動植物種の保存に支障を及ぼす

一　特定第一種国内希少野生動植物種の個体等、特定器官等（特別特定器官等を除く。）、第九条第三号に該当して捕獲等をした国内希少野生動植物種等の個体若しくはその個体の器官若しくはこれらの加工品、第二十条第一項の登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等又は第二十条の四第一項本文の規定により記載をされた同項の事前登録済証に係る原材料器官等の陳列又は広告をする場合その他希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがない場合として環境省令で定める場合

二　特別特定器官等の陳列又は広告をする場合（特別国際種事業者以外の者が特別国際種事業として陳列又は広告をする場合を除く。）

（報告徴収及び立入検査）

第十九条　次の各号に掲げる大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ当該各号に規定する者に対し、希少野生動植物種の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、希少野生動植物種の個体の捕獲等若しくは個体等の譲渡し等、輸入、陳列若しくは広告に係る施設に立ち入り、希少野生動植物種の個体等、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

一　（略）

二　環境大臣及び経済産業大臣　特定第一種国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等で輸入されたものの譲受けをした者

おそれがない場合として環境省令で定める場合は、この限りでない。

（新設）

（報告徴収及び立入検査）

第十九条　次の各号に掲げる大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ当該各号に規定する者に対し、希少野生動植物種の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、希少野生動植物種の個体の捕獲等若しくは個体等の譲渡し等、輸入、陳列若しくは広告に係る施設に立ち入り、希少野生動植物種の個体等、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

一　（略）

二　環境大臣及び経済産業大臣　特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等で輸入されたものの譲受けをした者

三　経済産業大臣　特定第一種国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等を輸入した者

2・3　（略）

（個体等の登録）

第二十条　（略）

2　前項の登録（第二十条の三第一項及び第二項並びに第二十三条第一項及び第二項を除き、以下この節において「登録」という。）を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　個体等を識別するために特に措置を講ずることが必要な国際希少野生動植物種として環境省令で定めるものの個体等の登録を申請する場合にあっては、登録を受けようとする個体等に講じた個体識別措置（個体等に割り当てられた番号（第四項第三号及び第二十一条第六項において「個体識別番号」という。）を識別するための措置であって、国際希少野生動植物種ごとに環境省令で定めるものに限る。第七項、第二十一条第六項及び第二十二条の二において同じ。）

五　前各号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

3　（略）

4　前項の登録票（以下この節において「登録票」という。）には、第二項第三号イからニまでに掲げる区分ごとに環境省令で定め

三　経済産業大臣　特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等を輸入した者

2・3　（略）

（個体等の登録）

第二十条　（略）

2　前項の登録（次条第一項及び第二項並びに第二十三条第一項及び第二項を除き、以下この節及び第五十八条第三号において「登録」という。）を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（新設）

四　前三号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

3　（略）

4　前項の登録票（以下この節において「登録票」という。）には、第二項第三号イからニまでに掲げる区分ごとに環境省令で定め

る様式に従い、次に掲げる事項を記載するものとする。

一・二　（略）

三　登録をした個体等に係る個体識別番号

四　登録年月日

五　次条第一項に規定する登録の有効期間がある場合にあっては、その満了の日

六　前各号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

5　環境大臣は、第二項の申請書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

6　（略）

7　登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者は、その登録に係る第二項第四号に掲げる個体識別措置を変更したときは、環境省令で定めるところにより、当該登録に係る登録票を環境大臣に提出して、変更登録を受けなければならない。

8　環境大臣は、前二項の変更登録をしたときは、その申請をした者に対し、変更後の登録票を交付しなければならない。

9～12　（略）

（登録の更新）

る様式に従い、次に掲げる事項を記載するものとする。

一・二　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

三　前二号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

（新設）

5　（略）

（新設）

6　環境大臣は、前項の変更登録をしたときは、その申請をした者に対し、変更後の登録票を交付しなければならない。

7～10　（略）

（新設）

第二十条の二　登録のうち、定期的にその状態を確認する必要がある個体等として環境省令で定めるものに係るものは、五年を超えない範囲内において環境省令で定める期間（第三項及び第四項において「登録の有効期間」という。）ごとに、当該登録に係る登録票を環境大臣に提出して、その更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　前条第二項から第五項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

3　第一項の更新の申請があった場合において、登録の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4　前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（原材料器官等に係る事前登録）

第二十条の三　（略）

2　前項の登録（以下この節において「事前登録」という。）を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に事前登録の申請をしなければならない。

3　（略）

4　第二十条第十二項の規定は、第二項の環境省令の制定又は改廃について準用する。

（新設）

（新設）

（新設）

（原材料器官等に係る事前登録）

第二十条の二　（略）

2　前項の登録（以下この節、第五十八条第三号及び第五十九条第二号において「事前登録」という。）を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に事前登録の申請をしなければならない。

3　（略）

4　前条第十項の規定は、第二項の環境省令の制定又は改廃について準用する。

（事前登録を受けた者の遵守事項等）

第二十条の四　（略）

2～7　（略）

（登録個体等及び登録票等の管理等）

第二十一条　登録又は事前登録（以下この章において「登録等」という。）に係る国際希少野生動植物種の個体等は、販売又は頒布をする目的で陳列をするときは、その個体等に係る登録票又は前条第一項本文の規定により記載をされた事前登録済証（以下この章において「登録票等」という。）を備え付けておかなければならない。ただし、第二十条第六項若しくは第七項の変更登録、同条第九項の登録票の書換交付又は第二十条の二第一項の登録の更新の申請をしたときは、その申請に係る処分があるまでの間は、その個体等に係る登録票の写しを備え付けておくことをもって足りる。

2～5　（略）

6　登録に係る国際希少野生動植物種の個体等のうち個体識別措置が講じられたものを取り扱う者は、環境省令で定めるところにより、当該個体等の個体識別番号を識別できるよう取り扱わなければならない。

（登録票等の返納等）

第二十二条　登録票等（第三号に掲げる場合にあっては、回復した登録票）は、次に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、その日から起算して、登録票にあっては三十日、事前登録済証にあっては三月を経過する日までの間に環境大臣に返納しなければならない。

---

（事前登録を受けた者の遵守事項等）

第二十条の三　（略）

2～7　（略）

（登録個体等及び登録票等の管理等）

第二十一条　登録又は事前登録（以下この章において「登録等」という。）に係る国際希少野生動植物種の個体等は、販売又は頒布をする目的で陳列をするときは、その個体等に係る登録票又は前条第一項本文の規定により記載をされた事前登録済証（以下この章において「登録票等」という。）を備え付けておかなければならない。ただし、第二十条第五項の変更登録又は同条第七項の登録票の書換交付の申請をしたときは、その申請に係る処分があるまでの間は、その個体等に係る登録票の写しを備え付けておくことをもって足りる。

2～5　（略）

（新設）

（登録票等の返納等）

第二十二条　登録票等（第三号に掲げる場合にあっては、回復した登録票）は、次に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、その日から起算して、登録票にあっては三十日、事前登録済証にあっては三月を経過する日までの間に環境大臣に返納しなければならない。

一　（略）

二　登録に係る第二十条第二項第三号に掲げる事項に変更を生じた場合（同条第六項の変更登録の申請をした場合を除く。）

三　第二十条第十項の登録票の再交付を受けた後亡失した登録票を回復した場合

四　第二十条の二第一項に規定する登録の有効期間がある場合には、当該登録の有効期間が満了した場合

2　第二十条第十項の規定は、盗難その他の事由により登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等を亡失したことによって前項第一号に掲げる場合に該当して同項の規定により登録票を環境大臣に返納した後その個体等を回復した場合について準用する。

3　返納すべき登録票の占有者がこれを保有することを希望するときは、返納を受けた環境大臣は、環境省令で定めるところにより、その登録票に消印をしてこれを当該登録票の占有者に還付することができる。

（登録等の取消し）

第二十二条の二　環境大臣は、登録等、第二十条第六項若しくは第七項の変更登録、同条第九項の登録票の書換交付、同条第十項（前条第二項において準用する場合を含む。）の登録票の再交付若しくは第二十条の二第一項の登録の更新が偽りその他不正の手段によりなされたことが判明したとき、登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者が第二十条第七項の規定に違反したとき、又は登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等のうち個体識別措置が講じられたものが第二十一条第六

一　（略）

二　登録に係る第二十条第二項第三号に掲げる事項に変更を生じた場合（同条第五項の変更登録の申請をした場合を除く。）

三　第二十条第八項の登録票の再交付を受けた後亡失した登録票を回復した場合

（新設）

2　第二十条第八項の規定は、盗難その他の事由により登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等を亡失したことによって前項第一号に掲げる場合に該当して同項の規定により登録票を環境大臣に返納した後その個体等を回復した場合について準用する。

（新設）

（新設）

項の規定に違反して占有者に取り扱われたと認めるときは、当該登録等を取り消すことができる。

（個体等登録機関）

第二十三条　環境大臣は、環境省令で定めるところにより、第二十条から第二十二条まで（第二十条の四第四項から第七項までを除く。第七項において同じ。）に規定する環境大臣の事務（以下「個体等登録関係事務」という。）のうち環境省令で定める個体等に関するものについて、環境大臣の登録を受けた者（以下「個体等登録機関」という。）があるときは、その個体等登録機関に行わせるものとする。

2　前項の登録（以下この節において「機関登録」という。）は、個体等登録関係事務を行おうとする者の申請により行う。

3　次の各号のいずれかに該当する者は、機関登録を受けることができない。

一　この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二　第二十六条第四項又は第五項の規定により機関登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三　法人であって、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

4　環境大臣は、機関登録の申請をした者（以下この項において「機関登録申請者」という。）が次の各号のいずれにも適合してい

（登録機関）

第二十三条　環境大臣は、環境省令で定めるところにより、第二十条から前条まで（第二十条の三第四項から第七項までを除く。第七項において同じ。）に規定する環境大臣の事務（以下「登録関係事務」という。）のうち環境省令で定める個体等に関するものについて、環境大臣の登録を受けた者（以下「登録機関」という。）があるときは、その登録機関に行わせるものとする。

2　前項の登録（以下この節において「機関登録」という。）は、登録関係事務を行おうとする者の申請により行う。

3　次の各号のいずれかに該当する者は、機関登録を受けることができない。

一　この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であること。

二　第二十六条第四項又は第五項の規定により機関登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三　法人であって、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があること。

4　環境大臣は、機関登録の申請をした者（以下この項において「機関登録申請者」という。）が次の各号のいずれにも適合してい

るときは、その機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に関して必要な手続は、環境省令で定める。

一　個体等登録関係事務を実施するために必要な外国語の能力を有している者であって、次のイ及びロに掲げるものが個体等登録関係事務を実施し、その人数が当該イ及びロに掲げるものごとに、それぞれ二名以上であること。

イ・ロ　（略）

二　（略）

5　機関登録は、個体等登録機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一～三　（略）

6　環境大臣は、機関登録をしたときは、機関登録に係る個体等に関する個体等登録関係事務を行わないものとする。

7　個体等登録機関がその個体等登録関係事務を行う場合における第二十条から第二十二条までの規定の適用については、第二十条第一項中「環境大臣」とあるのは「個体等登録機関（第二十三条第一項に規定する個体等登録機関をいう。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）」と、第二十条第二項から第十一項まで（第四項を除く。）、第二十条の二第一項、第二十条の三第一項から第三項まで、第二十条の四（第一項を除く。）、第二十一条第五項及び第二十二条中「環境大臣」とあるのは「個体等登録機関」とする。

（個体等登録機関の遵守事項等）

---

るときは、その機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に関して必要な手続は、環境省令で定める。

一　登録関係事務を実施するために必要な外国語の能力を有している者であって、次のイ及びロに掲げるものが登録関係事務を実施し、その人数が当該イ及びロに掲げるものごとに、それぞれ二名以上であること。

イ・ロ　（略）

二　（略）

5　機関登録は、登録機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一～三　（略）

6　環境大臣は、機関登録をしたときは、機関登録に係る個体等に関する登録関係事務を行わないものとする。

7　登録機関がその登録関係事務を行う場合における第二十条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「環境大臣」とあるのは、「登録機関」とする。

（登録機関の遵守事項等）

第二十四条　個体等登録機関は、個体等登録関係事務を実施することを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、個体等登録関係事務を実施しなければならない。

2　個体等登録機関は、公正に、かつ、環境省令で定める方法により個体等登録関係事務を実施しなければならない。

3　個体等登録機関は、前条第五項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、環境大臣に届け出なければならない。ただし、環境省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

4　個体等登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、遅滞なく、環境大臣にその旨を届け出なければならない。

5　個体等登録機関は、その個体等登録関係事務の開始前に、環境省令で定めるところにより、その個体等登録関係事務の実施に関する規程を定め、環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

6　個体等登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

7　登録等を受けようとする者その他の利害関係人は、個体等登録機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることがで

第二十四条　登録機関は、登録関係事務を実施することを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、登録関係事務を実施しなければならない。

2　登録機関は、公正に、かつ、環境省令で定める方法により登録関係事務を実施しなければならない。

3　登録機関は、登録関係事務を実施する事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、環境大臣に届け出なければならない。

（新設）

4　登録機関は、その登録関係事務の開始前に、環境省令で定めるところにより、その登録関係事務の実施に関する規程を定め、環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

5　登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

6　登録を受けようとする者その他の利害関係人は、登録機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。た

きる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、個体等登録機関の定めた費用を支払わなければならない。

一～四　（略）

8　個体等登録機関は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え、個体等登録関係事務に関し環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

9　個体等登録機関は、環境大臣の許可を受けなければ、その個体等登録関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

10　環境大臣は、個体等登録機関が前項の許可を受けてその個体等登録関係事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十六条第五項の規定により個体等登録機関に対し個体等登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は個体等登録機関が天災その他の事由によりその個体等登録関係事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、その個体等登録関係事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

11　環境大臣が前項の規定により個体等登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、個体等登録機関が第九項の許可を受けてその個体等登録関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は環境大臣が第二十六条第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消した場合における個体等登録関係事務の引継ぎその他の必要な事項は、環境省令で定める。

（秘密保持義務等）

第二十五条　個体等登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職に

だし、第二号又は第四号の請求をするには、登録機関の定めた費用を支払わなければならない。

一～四　（略）

7　登録機関は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え、登録関係事務に関し環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

8　登録機関は、環境大臣の許可を受けなければ、その登録関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

9　環境大臣は、登録機関が前項の許可を受けてその登録関係事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十六条第五項の規定により登録機関に対し登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は登録機関が天災その他の事由によりその登録関係事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、その登録関係事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

10　環境大臣が前項の規定により登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、登録機関が第八項の許可を受けてその登録関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は環境大臣が第二十六条第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消した場合における登録関係事務の引継ぎその他の必要な事項は、環境省令で定める。

（秘密保持義務等）

第二十五条　登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった

あった者は、その個体等登録関係事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2　個体等登録関係事務に従事する個体等登録機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（個体等登録機関に対する適合命令等）

第二十六条　環境大臣は、個体等登録機関が第二十三条第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その個体等登録機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2　環境大臣は、個体等登録機関が第二十四条第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その個体等登録機関に対し、個体等登録関係事務を実施すべきこと又は個体等登録関係事務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3　環境大臣は、第二十四条第五項の規程が個体等登録関係事務の公正な実施上不適当となったと認めるときは、その規程を変更すべきことを命ずることができる。

4　環境大臣は、個体等登録機関が第二十三条第三項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、機関登録を取り消さなければならない。

5　環境大臣は、個体等登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その機関登録を取り消し、又は期間を定めて個体等登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

者は、その登録関係事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2　登録関係事務に従事する登録機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（登録機関に対する適合命令等）

第二十六条　環境大臣は、登録機関が第二十三条第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2　環境大臣は、登録機関が第二十四条第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その登録機関に対し、登録関係事務を実施すべきこと又は登録関係事務の方法の改善に関し必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

3　環境大臣は、第二十四条第四項の規程が登録関係事務の公正な実施上不適当となったと認めるときは、その規程を変更すべきことを命ずることができる。

4　環境大臣は、登録機関が第二十三条第三項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、機関登録を取り消さなければならない。

5　環境大臣は、登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その機関登録を取り消し、又は期間を定めて登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第二十四条第三項から第六項まで、第八項又は第九項の規定に違反したとき。

二　第二十四条第五項の規程によらないで個体等登録関係事務を実施したとき。

三　正当な理由がないのに第二十四条第七項各号の規定による請求を拒んだとき。

四・五　（略）

（報告徴収及び立入検査）

第二十七条　環境大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個体等登録機関に対し、その個体等登録関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、個体等登録機関の事務所に立ち入り、個体等登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3　（略）

（個体等登録機関がした処分等に係る審査請求）

第二十八条　個体等登録機関が行う個体等登録関係事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、環境大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、環境大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、個体等登録機関の上級行政庁とみなす。

（公示）

第二十八条の二　環境大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報

一　第二十四条第三項から第五項まで、第七項又は第八項の規定に違反したとき。

二　第二十四条第四項の規程によらないで登録関係事務を実施したとき。

三　正当な理由がないのに第二十四条第六項各号の規定による請求を拒んだとき。

四・五　（略）

（報告徴収及び立入検査）

第二十七条　環境大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、登録機関に対し、その登録関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、登録機関の事務所に立ち入り、登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3　（略）

（登録機関がした処分等に係る審査請求）

第二十八条　登録機関が行う登録関係事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、環境大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、環境大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、登録機関の上級行政庁とみなす。

（公示）

第二十八条の二　環境大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報

に公示しなければならない。

一・二　（略）

三　第二十四条第九項の規定による許可をしたとき。

四　第二十四条第十項の規定により環境大臣が個体等登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた個体等登録関係事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

五　第二十六条第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消し、又は同項の規定により個体等登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

（手数料）

第二十九条　次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあっては、個体等登録機関）に納めなければならない。

一　（略）

二　第二十条第六項若しくは第七項の変更登録又は同条第九項の登録票の書換交付を受けようとする者

三　（略）

四　第二十条の二第一項の登録の更新を受けようとする者

2　前項の規定により個体等登録機関に納められた手数料は、個体等登録機関の収入とする。

---

に公示しなければならない。

一・二　（略）

三　第二十四条第八項の規定による許可をしたとき。

四　第二十四条第九項の規定により環境大臣が登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた登録関係事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

五　第二十六条第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消し、又は同項の規定により登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

（手数料）

第二十九条　次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、登録機関）に納めなければならない。

一　（略）

二　第二十条第五項の変更登録又は同条第七項の登録票の書換交付を受けようとする者

三　（略）

（新設）

2　前項の規定により登録機関に納められた手数料は、登録機関の収入とする。

第四節　特定国内種事業及び特定国際種事業等の規制

第一款　特定国内種事業の規制

（特定国内種事業の届出）

第三十条　特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しの業務を伴う事業（以下この節及び第六十二条第一号において「特定国内種事業」という。）を行おうとする者（次項に規定する者を除く。）は、あらかじめ、次に掲げる事項を環境大臣及び農林水産大臣に届け出なければならない。

一　（略）

二　特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地

三　譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定第一種国内希少野生動植物種

四　（略）

2　（略）

3　環境大臣及び農林水産大臣は、第一項の規定による届出があったときは、届出に係る番号をその届出をした者に通知するとともに、環境省令、農林水産省令で定めるところにより、その届出をした者の氏名又は名称及び住所並びにその番号その他環境省令、農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。

4・5　（略）

---

第四節　特定国内種事業及び特定国際種事業の規制

第一款　特定国内種事業の規制

（特定国内種事業の届出）

第三十条　特定国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しの業務を伴う事業（以下この節及び第六十二条第一号において「特定国内種事業」という。）を行おうとする者（次項に規定する者を除く。）は、あらかじめ、次に掲げる事項を環境大臣及び農林水産大臣に届け出なければならない。

一　（略）

二　特定国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地

三　譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定国内希少野生動植物種

四　（略）

2　（略）

（新設）

3・4　（略）

6 第三項及び前項の規定は第二項の規定による届出について、第四項の規定は第二項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第三項中「農林水産大臣」とあるのは「特定国内種関係大臣」と、「環境省令、農林水産省令」とあるのは「環境大臣及び特定国内種関係大臣の発する命令」と、第四項中「農林水産大臣」とあるのは「特定国内種関係大臣」と、前項中「環境省令、農林水産省令」とあるのは「環境大臣及び特定国内種関係大臣の発する命令」と読み替えるものとする。

（特定国内種事業を行う者の遵守事項）

第三十一条　前条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者は、その特定国内種事業に関し特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の譲受け又は引取りをするときは、その個体等の譲渡人又は引渡人の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が法人である場合にはその代表者の氏名を確認するとともに、次に掲げる事項についてその譲渡人又は引渡人から聴取しなければならない。

一～三　（略）

2 前条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者は、環境省令、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により確認し又は聴取した事項その他特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し等に関する事項を書類に記載し、及びこれを保存しなければならない。

3 前条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者は、その特定国内種事業に関し特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の陳列又は広告をするときは、環境省令、農林水産省令で定めるところにより、同条第三項の規定により通知された届出に

5 第三項の規定は第二項の規定による届出をした者について、前項の規定は第二項の規定による届出について準用する。この場合において、第三項中「農林水産大臣」とあるのは「特定国内種関係大臣」と、前項中「環境省令、農林水産省令」とあるのは「環境大臣及び特定国内種関係大臣の発する命令」と読み替えるものとする。

（特定国内種事業を行う者の遵守事項）

第三十一条　前条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者は、その特定国内種事業に関し特定国内希少野生動植物種の個体等の譲受け又は引取りをするときは、その個体等の譲渡人又は引渡人の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が法人である場合にはその代表者の氏名を確認するとともに、次に掲げる事項についてその譲渡人又は引渡人から聴取しなければならない。

一～三　（略）

2 前条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者は、環境省令、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により確認し又は聴取した事項その他特定国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し等に関する事項を書類に記載し、及びこれを保存しなければならない。

（新設）

係る番号その他環境省令、農林水産省令で定める事項を表示しなければならない。

4　前三項の規定は、前条第二項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者について準用する。この場合において、前二項中「環境省令、農林水産省令」とあるのは、「環境大臣及び特定国内種関係大臣の発する命令」と読み替えるものとする。

（特定国内種事業を行う者に対する指示等）

第三十二条　環境大臣及び農林水産大臣は、第三十条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者が前条第一項から第三項までの規定に違反した場合においてその特定国内種事業を適正化して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認めるときは、その者に対し、これらの規定が遵守されることを確保するため必要な事項について指示をすることができる。

2　環境大臣及び農林水産大臣は、第三十条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者が前項の指示に違反した場合においてその特定国内種事業を適正化して希少野生動植物種の保存に資することに支障を及ぼすと認めるときは、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、その特定国内種事業に係る特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しの業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3　前二項の規定は、第三十条第二項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者について準用する。この場合において、前二項中「農林水産大臣」とあるのは「特定国内種関係大臣」と、第一項中「前条第一項から第三項まで」とあるのは「前条第四項において準用する同条第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

3　前二項の規定は、前条第二項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者について準用する。この場合において、前項中「環境省令、農林水産省令」とあるのは、「環境大臣及び特定国内種関係大臣の発する命令」と読み替えるものとする。

（特定国内種事業を行う者に対する指示等）

第三十二条　環境大臣及び農林水産大臣は、第三十条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者が前条第一項又は第二項の規定に違反した場合においてその特定国内種事業を適正化して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認めるときは、その者に対し、これらの規定が遵守されることを確保するため必要な事項について指示をすることができる。

2　環境大臣及び農林水産大臣は、第三十条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者が前項の指示に違反した場合においてその特定国内種事業を適正化して希少野生動植物種の保存に資することに支障を及ぼすと認めるときは、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、その特定国内種事業に係る特定国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しの業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3　前二項の規定は、第三十条第二項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者について準用する。この場合において、前二項中「農林水産大臣」とあるのは「特定国内種関係大臣」と、第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「前条第三項において準用する同条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

第二款　特定国際種事業等の規制

（特定国際種事業の届出）

第三十三条の二　取引の態様等を勘案して政令で定める特定器官等（第三十三条の六第一項に規定する特別特定器官等を除く。以下この条から第三十三条の四までにおいて同じ。）であってその形態、大きさその他の事項に関し特定器官等の種別に応じて政令で定める要件に該当するものの譲渡し又は引渡しの業務を伴う事業（以下この章及び第六十二条第一号において「特定国際種事業」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を、環境大臣及び特定器官等の種別に応じて政令で定める大臣（以下この章において「特定国際種関係大臣」という。）に届け出なければならない。

一～四　（略）

（特定国際種事業者の遵守事項）

第三十三条の三　前条の規定による届出をして特定国際種事業を行う者（以下「特定国際種事業者」という。）は、その特定国際種事業に関し特定器官等の譲受け又は引取りをするときは、その特定器官等の譲渡人又は引渡人の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が法人である場合にはその代表者の氏名を確認するとともに、その特定器官等に第三十三条の二十三第二項の管理票が付されていない場合にあっては、その譲渡人又は引渡人からその特定器官等の入手先を聴取しなければならない。

2　特定国際種事業者は、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、前項の規定により確認し、又は聴取した事項その他特定器官等の譲渡し等に関する事項を書類に記載し、及びこれを保存しなければならない。

第二款　特定国際種事業の規制

（特定国際種事業の届出）

第三十三条の二　取引の態様等を勘案して政令で定める特定器官等であってその形態、大きさその他の事項に関し特定器官等の種別に応じて政令で定める要件に該当するものの譲渡し又は引渡しの業務を伴う事業（以下この章及び第六十二条第一号において「特定国際種事業」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を、環境大臣及び特定器官等の種別に応じて政令で定める大臣（以下この章において「特定国際種関係大臣」という。）に届け出なければならない。

一～四　（略）

（特定国際種事業を行う者の遵守事項）

第三十三条の三　前条の規定による届出をして特定国際種事業を行う者は、その特定国際種事業に関し特定器官等の譲受け又は引取りをするときは、その特定器官等の譲渡人又は引渡人の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が法人である場合にはその代表者の氏名を確認するとともに、その特定器官等に第三十三条の六第一項の管理票が付されていない場合にあっては、その譲渡人又は引渡人からその特定器官等の入手先を聴取しなければならない。

2　前条の規定による届出をして特定国際種事業を行う者は、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、前項の規定により確認し又は聴取した事項その他特定器官等の譲渡し等に関する事項を書類に記載し、及びこれを保存しなければならない。

（特定国際種事業者に対する指示等）

第三十三条の四　環境大臣及び特定国際種関係大臣は、特定国際種事業者が前条の規定又は次条において準用する第三十一条第三項の規定に違反した場合においてその特定国際種事業を適正化して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認めるときは、その者に対し、これらの規定が遵守されることを確保するため必要な事項について指示をすることができる。

2　環境大臣及び特定国際種関係大臣は、特定国際種事業者が前項の指示に違反した場合においてその特定国際種事業を適正化して希少野生動植物種の保存に資することに支障を及ぼすと認めるときは、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、その特定国際種事業に係る特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（準用）

第三十三条の五　第三十条第三項及び第五項の規定は第三十三条の二の規定による届出について、第三十条第四項及び第三十一条第三項の規定は第三十三条の二の規定による届出をした者について、第三十三条第一項、第三項及び第四項の規定は特定国際種事業について準用する。この場合において、第三十条第三項中「農林水産大臣」とあるのは「特定国際種関係大臣（第三十三条の二に規定する特定国際種関係大臣をいう。以下この項から第五項まで、次条第三項並びに第三十三条第一項において同じ。）」と、「環境省令、農林水産省令」とあるのは「環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令」と、同条第四項中「特定国内種事業」とあるのは「特定国際種事業（第三十三条の二に規定する特定国際種事業をいう。次条第三項において同じ。）」と、「農林水産大臣」とあるのは「特定国際種関係大臣」と、同条第五項中「環境

（特定国際種事業を行う者に対する指示等）

第三十三条の四　環境大臣及び特定国際種関係大臣は、第三十三条の二の規定による届出をして特定国際種事業を行う者が前条の規定に違反した場合においてその特定国際種事業を適正化して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認めるときは、その者に対し、同条の規定が遵守されることを確保するため必要な事項について指示をすることができる。

2　環境大臣及び特定国際種関係大臣は、第三十三条の二の規定による届出をして特定国際種事業を行う者が前項の指示に違反した場合においてその特定国際種事業を適正化して希少野生動植物種の保存に資することに支障を及ぼすと認めるときは、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、その特定国際種事業に係る特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（準用）

第三十三条の五　第三十条第三項の規定は第三十三条の二の規定による届出をした者について、第三十条第四項の規定は第三十三条の二の規定による届出について、第三十三条第一項、第三項及び第四項の規定は特定国際種事業について準用する。この場合において、第三十条第三項中「特定国内種事業」とあるのは「特定国際種事業」と、「農林水産大臣」とあるのは「特定国際種関係大臣」と、同条第四項中「環境省令、農林水産省令」とあるのは「環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令」と、第三十三条第一項中「農林水産大臣」とあるのは「特定国際種関係大臣」と読み替えるものとする。

省令、農林水産省令」とあるのは「環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令」と、第三十一条第三項中「特定国内種事業」とあるのは「特定国際種事業」と、「特定第一種国内希少野生動植物種の個体等」とあるのは「特定器官等（第三十三条の六第一項に規定する特別特定器官等を除く。）であって第三十三条の二の政令で定める要件に該当するもの」と、「環境省令、農林水産省令」とあるのは「環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令」と、第三十三条第一項中「農林水産大臣」とあるのは「特定国際種関係大臣」と読み替えるものとする。

（特別国際種事業者の登録）　（新設）

第三十三条の六　譲渡し等の管理が特に必要なものとして政令で定める特定器官等であってその形態、大きさその他の事項に関し特定器官等の種別に応じて政令で定める要件に該当するもの（以下この章において「特別特定器官等」という。）の譲渡し又は引渡しの業務を伴う事業（以下この章において「特別国際種事業」という。）を行おうとする者は、環境大臣及び特別特定器官等の種別に応じて政令で定める大臣（以下この章において「特別国際種関係大臣」という。）の登録を受けなければならない。

2　前項の登録を受けようとする者は、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣及び特別国際種関係大臣に提出しなければならない。　（新設）

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　（新設）

二　特別特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地　（新設）

三　譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特別特定器官等の種別

四　前三号に掲げるもののほか、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める事項

（新設）

3　前項の申請書には、第一項の登録を受けようとする者が現に占有している原材料器官等であって特定器官等に該当しないもののうち環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるものの全てが第二十条第一項の登録、第二十条の二第一項の登録の更新又は第二十条の三第一項の事前登録を受けたものであることを証する書類を添付しなければならない。

（新設）

4　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、第二項の申請書の提出があったときは、第六項の規定により登録を拒否する場合を除き、第二項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を特別国際種事業者登録簿に登録しなければならない。

（新設）

5　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、前項の規定により登録したときは、遅滞なく、その旨及び登録番号を申請者に通知しなければならない。

（新設）

6　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、第二項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくは第三項の添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（新設）

二　禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けること

（新設）

がなくなった日から五年を経過しない者

三　第三十三条の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

（新設）

四　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

（新設）

五　法人であって、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

（新設）

六　未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人であって、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

（新設）

7　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

（新設）

（特別国際種事業者の変更の届出等）

第三十三条の七　前条第一項の登録を受けた者（以下「特別国際種事業者」という。）は、同条第二項各号に掲げる事項について変更があったときは、その日から起算して三十日を経過するまでの間に、その旨を環境大臣及び特別国際種関係大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

（新設）

2　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、前項の規定による変更の届出を受理したときは、その届出があった事項を前条第四項の特別国際種事業者登録簿に登録しなければならない。

（新設）

（特別国際種事業者登録簿の記載事項の公表）

第三十三条の八　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、第三十三条の六第四項の特別国際種事業者登録簿に記載された事項のうち、氏名又は名称及び登録番号その他環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める事項を公表しなければならない。

（新設）

（特別国際種事業者の廃止の届出）

第三十三条の九　特別国際種事業者がその特別国際種事業を廃止したときは、その日から起算して三十日を経過するまでの間に、その旨を環境大臣及び特別国際種関係大臣に届け出なければならない。

（新設）

（特別国際種事業者の登録の更新）

第三十三条の十　第三十三条の六第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

（新設）

2　第三十三条の六第二項から第七項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

（新設）

3　第一項の登録の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

（新設）

4　前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（新設）

（特別国際種事業者の遵守事項）

第三十三条の十一　特別国際種事業者は、その特別国際種事業に関し特別特定器官等の譲受け又は引取りをするときは、その特別特定器官等の譲渡人又は引渡人の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が法人である場合にはその代表者の氏名を確認するとともに、その特別特定器官等に第三十三条の二十三第一項又は第二項の管理票が付されていない場合にあっては、その譲渡人又は引渡人からその特別特定器官等の入手先を聴取しなければならない。

2　特別国際種事業者は、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、前項の規定により確認し、又は聴取した事項その他特別特定器官等の譲渡し等に関する事項を書類に記載し、及びこれを保存しなければならない。

3　特別国際種事業者は、その特別国際種事業に関し特別特定器官等の陳列又は広告をするときは、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、第三十三条の六第五項の規定により通知された登録番号その他環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める事項を表示しなければならない。

（新設）

（特別国際種事業者に対する措置命令）

第三十三条の十二　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、その特別国際種事業を適正化させ希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認めるときは、特別国際種事業者に対し、この法律の規定が遵守されることを確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（新設）

（特別国際種事業者の登録の取消し等）

第三十三条の十三　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、特別国際種事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取

（新設）

り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反したとき。（新設）

二　不正の手段により第三十三条の六第一項の登録又は第三十三条の十第一項の登録の更新を受けたとき。（新設）

三　第三十三条の六第六項各号のいずれかに該当することとなったとき。（新設）

四　虚偽の事項を記載した第三十三条の二十三第一項又は第二項の管理票を作成したとき。（新設）

（報告徴収及び立入検査）（新設）

第三十三条の十四　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、この節及び次節の規定の施行に必要な限度において、特別国際種事業者に対し、その特別国際種事業に関し報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、その特別国際種事業を行うための施設に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、この節及び次節の規定を施行するため特に必要があると認めるときは、特別国際種事業者と取引する者に対し、当該特別国際種事業者の業務又は財産に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。（新設）

3　第一項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。（新設）

4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（新設）

（事業登録機関）

第三十三条の十五　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、第三十三条の六から第三十三条の十までに規定する環境大臣及び特別国際種関係大臣の事務（以下「事業登録関係事務」という。）について、環境大臣及び特別国際種関係大臣の登録を受けた者（以下「事業登録機関」という。）があるときは、事業登録機関に行わせるものとする。

（新設）

2 前項の登録（以下この節において「機関登録」という。）は、事業登録関係事務を行おうとする者の申請により行う。

（新設）

3 次の各号のいずれかに該当する者は、機関登録を受けることができない。

（新設）

一 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

（新設）

二 第三十三条の十八第四項又は第五項の規定により機関登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

（新設）

三 法人であって、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（新設）

4 環境大臣及び特別国際種関係大臣は、他に機関登録を受けた者がなく、かつ、機関登録の申請をした者（以下この項において「機関登録申請者」という。）が次の各号のいずれにも適合してい

（新設）

るときは、機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に関して必要な手続は、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める。

一　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において獣医学その他特別特定器官等の識別に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であって、通算して三年以上特別特定器官等の識別に関する実務の経験を有するものが事業登録関係事務を実施し、その人数が四名以上であること。　（新設）

二　機関登録申請者が、次のいずれかに該当するものでないこと。　（新設）

イ　機関登録申請者が株式会社である場合にあっては、特別国際種事業を行う者がその親法人であること。　（新設）

ロ　機関登録申請者の役員又は職員のうちに、特別国際種事業を行う者の役員又は職員である者（過去二年間にその特別国際種事業を行う者の役員又は職員であった者を含む。）があること。　（新設）

5　機関登録は、事業登録機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。　（新設）

一　機関登録の年月日　（新設）

二　機関登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）　（新設）

三　前二号に掲げるもののほか、環境大臣及び特別国際種関係大　（新設）

臣の発する命令で定める事項

6　事業登録機関が事業登録関係事務を行う場合における第三十三条の六から第三十三条の九までの規定の適用については、第三十三条の六第一項中「環境大臣及び特別特定器官等の種別に応じて政令で定める大臣（以下この章において「特別国際種関係大臣」という。）」とあるのは「事業登録機関（第三十三条の十五第一項に規定する事業登録機関をいう。以下この条から第三十三条の九までにおいて同じ。）」と、同条第二項中「環境大臣及び特別国際種関係大臣に」とあるのは「事業登録機関に」と、同条第四項から第七項までの規定中「環境大臣及び特別国際種関係大臣」とあるのは「事業登録機関」と、第三十三条の七第一項中「環境大臣及び特別国際種関係大臣に」とあるのは「事業登録機関に」と、同条第二項中「環境大臣及び特別国際種関係大臣」とあるのは「事業登録機関」と、第三十三条の八第一項中「環境大臣及び特別国際種関係大臣は」とあるのは「事業登録機関は」と、第三十三条の九中「環境大臣及び特別国際種関係大臣」とあるのは「事業登録機関」とする。

（新設）

（事業登録機関の遵守事項）

第三十三条の十六　事業登録機関は、事業登録関係事務を実施することを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、事業登録関係事務を実施しなければならない。

（新設）

2　事業登録機関は、公正に、かつ、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める方法により事業登録関係事務を実施しなければならない。

（新設）

3　事業登録機関は、前条第五項第二号及び第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、環境大臣及び特別国際種関係大臣に届け出なければならない。

（新設）

ただし、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

4 事業登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、遅滞なく、環境大臣及び特別国際種関係大臣にその旨を届け出なければならない。（新設）

5 事業登録機関は、事業登録関係事務の開始前に、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、事業登録関係事務の実施に関する規程を定め、環境大臣及び特別国際種関係大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。（新設）

6 事業登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財務諸表等を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。（新設）

7 第三十三条の六第一項の登録を受けようとする者その他の利害関係人は、事業登録機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、事業登録機関の定めた費用を支払わなければならない。（新設）

一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求（新設）

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求（新設）

三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求（新設）

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（新設）

8　事業登録機関は、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、帳簿を備え、事業登録関係事務に関し環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（新設）

9　事業登録機関は、環境大臣及び特別国際種関係大臣の許可を受けなければ、事業登録関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（新設）

（秘密保持義務等）

第三十三条の十七　事業登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、事業登録関係事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

（新設）

2　事業登録関係事務に従事する事業登録機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（新設）

（事業登録機関に対する適合命令等）

第三十三条の十八　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、事業登録機関が第三十三条の十五第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、事業登録機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（新設）

2　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、事業登録機関が第三十三

条の十六第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、事業登録機関に対し、事業登録関係事務を実施すべきこと又は事業登録関係事務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 環境大臣及び特別国際種関係大臣は、第三十三条の十六第五項の規程が事業登録関係事務の公正な実施上不適当となったと認めるときは、その規程を変更すべきことを命ずることができる。（新設）

4 環境大臣及び特別国際種関係大臣は、事業登録機関が第三十三条の十五第三項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、機関登録を取り消さなければならない。（新設）

5 環境大臣及び特別国際種関係大臣は、事業登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、機関登録を取り消し、又は期間を定めて事業登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。（新設）

一 第三十三条の十六第三項から第六項まで、第八項又は第九項の規定に違反したとき。（新設）

二 第三十三条の十六第五項の規程によらないで事業登録関係事務を実施したとき。（新設）

三 正当な理由がないのに第三十三条の十六第七項各号の規定による請求を拒んだとき。（新設）

四 第一項から第三項までの規定による命令に違反したとき。（新設）

五 不正の手段により機関登録を受けたとき。（新設）

（事業登録機関がした処分等に係る審査請求）

第三十三条の十九　事業登録機関が行う事業登録関係事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、環境大臣及び特別国際種関係大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、環境大臣及び特別国際種関係大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、事業登録機関の上級行政庁とみなす。　（新設）

（公示）

第三十三条の二十　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。　（新設）

一　機関登録をしたとき。　（新設）

二　第三十三条の十六第三項の規定による届出があったとき。　（新設）

三　第三十三条の十六第九項の規定による許可をしたとき。　（新設）

四　第三十三条の二十二において準用する第二十四条第十項の規定により環境大臣及び特別国際種関係大臣が事業登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた事業登録関係事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。　（新設）

五　第三十三条の十八第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消し、又は同項の規定により事業登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。　（新設）

（手数料）

第三十三条の二十一　第三十三条の六第一項の登録を受けようとす　（新設）

る者又は第三十三条の十第一項の登録の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（事業登録機関が事業登録関係事務を行う場合にあっては、事業登録機関）に納めなければならない。

2　前項の規定により事業登録機関に納められた手数料は、事業登録機関の収入とする。

（新設）

（準用）

第三十三条の二十二　第二十三条第六項の規定は機関登録について、第二十四条第十項及び第十一項並びに第二十七条の規定は事業登録関係事務について準用する。この場合において、第二十三条第六項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣及び特別国際種関係大臣（第三十三条の六第一項に規定する特別国際種関係大臣をいう。次条第十項及び第十一項並びに第二十七条第一項において同じ。）」と、第二十四条第十項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣及び特別国際種関係大臣」と、同条第十一項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣及び特別国際種関係大臣」と、「環境省令」とあるのは「環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令」と、第二十七条第一項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣及び特別国際種関係大臣」と、「この節」とあるのは「この款」と読み替えるものとする。

（新設）

第五節　適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定等

（管理票の作成及び取扱い）

第三十三条の二十三　特別国際種事業者は、その特別国際種事業に関し次の各号のいずれかに該当する場合には、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、特別特定器官等（政令で定める要件に該当するものに限る。以下この項にお

第五節　適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定等

（管理票の作成及び取扱い）

第三十三条の六　第三十三条の二の規定による届出をして特定国際種事業を行う者は、その特定国際種事業に関し次の各号のいずれかに該当する場合には、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、特定器官等（次条第一項の製品の

いて同じ。）の入手の経緯等に関し必要な事項を記載した管理票を作成しなければならない。

一　その個体等に係る登録票等とともに譲り受け、又は引き取った原材料器官等の分割により特別特定器官等を得た場合

二　その特別特定器官等に係る管理票とともに譲り受け、又は引き取った特別特定器官等の分割により新たに特別特定器官等を得た場合

三　前二号に掲げるもののほか、適法に取得した特別特定器官等が登録要件に該当するものであることが明らかである場合として環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める場合

2　特定国際種事業者又は特別国際種事業者は、その特定国際種事業又は特別国際種事業に関し次の各号のいずれかに該当する場合に限り、環境大臣、特定国際種関係大臣及び特別国際種関係大臣（以下この節において「環境大臣等」という。）の発する命令で定めるところにより、特定器官等（特別特定器官等のうち前項の政令で定める要件に該当するものを除き、第三十三条の二十五第一項の製品の原材料となるものに限る。以下この項において同じ。）の管理票を作成することができる。

一　その個体等に係る登録票等とともに譲り受け、又は引き取った原材料器官等の分割により得られた部分である特定器官等の譲渡し又は引渡しをする場合

二　その特定器官等に係る管理票とともに譲り受け、又は引き取った特定器官等の分割により得られた部分である特定器官等の原材料となるものに限る。）の入手の経緯等に関し必要な事項を記載した管理票を作成することができる。

一　その個体等に係る登録票等とともに譲り受け、又は引き取った原材料器官等の分割により得られた部分である特定器官等の譲渡し又は引渡しをする場合

二　その特定器官等に係る管理票とともに譲り受け、又は引き取った特定器官等の分割により得られた部分である特定器官等の譲渡し又は引渡しをする場合

三　前二号に掲げるもののほか、譲渡し又は引渡しをする特定器官等が登録要件に該当するものであることが明らかである場合として環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める場合

（新設）

（新設）

（新設）

譲渡し又は引渡しをする場合

三　前二号に掲げるもののほか、譲渡し又は引渡しをする特定器官等が登録要件に該当するものであることが明らかである場合として環境大臣等の発する命令で定める場合

3　前二項の管理票が作成された特定器官等の譲渡し又は引渡しは、その管理票とともにしなければならない。

4　第一項及び第二項の管理票の譲渡し又は引渡しは、その管理票に係る特定器官等とともにしなければならない。

5　特定国際種事業者又は特別国際種事業者は、第一項又は第二項の管理票が作成された特定器官等の譲渡し又は引渡しをした場合には、環境大臣等の発する命令で定めるところにより、第一項又は第二項の管理票の写しを保存しなければならない。

6　環境大臣等は、特定国際種事業者が第二項各号に掲げる場合以外の場合に同項の管理票を作成し、又は虚偽の事項を記載した同項の管理票を作成した場合において必要があると認めるときは、三月を超えない範囲内で期間を定めて、その者が同項の規定により管理票を作成することを禁止することができる。

（管理票の作成の制限）

第三十三条の二十四　何人も、前条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する場合のほか、同条第一項又は第二項の管理票を作成してはならない。

（適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定）

第三十三条の二十五　環境大臣等は、原材料器官等を原材料として

（新設）

2　前項の管理票が作成された特定器官等の譲渡し又は引渡しは、その管理票とともにするものとする。

3　第一項の管理票の譲渡し又は引渡しは、その管理票に係る特定器官等とともにするものとする。

（新設）

4　環境大臣及び特定国際種関係大臣は、特定国際種事業を行う者が第一項各号に掲げる場合以外の場合に同項の管理票を作成し、又は虚偽の事項を記載した同項の管理票を作成した場合において必要があると認めるときは、三月を超えない範囲内で期間を定めて、その者が同項の規定により管理票を作成することを禁止することができる。

（新設）

（適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定）

第三十三条の七　環境大臣及び特定国際種関係大臣は、原材料器官

製造された政令で定める製品（登録等を受けることができるものを除く。）の製造者の申請に基づき、その製品が登録要件に該当する原材料器官等を原材料として製造されたものである旨の認定をすることができる。

2　前項の認定は、次に掲げる場合に限り、することができる。

一　申請者が、その製品の原材料である特定器官等を、その特定器官等に関し第三十三条の二十三第一項又は第二項の規定により作成された管理票とともに譲り受け、又は引き取った者である場合

二　（略）

三　前二号に掲げるもののほか、その製品の原材料である原材料器官等が登録要件に該当するものであることが明らかである場合として環境大臣等の発する命令で定める場合

3　環境大臣等は、第一項の認定をしたときは、環境大臣等の発する命令で定めるところにより、その申請をした者に対し、申請に係る製品ごとに、その製品について同項の認定があった旨を表示する標章を交付しなければならない。

4　（略）

5　前各項に定めるもののほか、第一項の認定及び第三項の標章に関し必要な事項は、環境大臣等の発する命令で定める。

---

等を原材料として製造された政令で定める製品（登録等を受けることができるものを除く。）の製造者の申請に基づき、その製品が登録要件に該当する原材料器官等を原材料として製造されたものである旨の認定をすることができる。

2　前項の認定は、次に掲げる場合に限り、することができる。

一　申請者が、その製品の原材料である特定器官等を、その特定器官等に関し前条第一項の規定により作成された管理票とともに譲り受け、又は引き取った者である場合

二　（略）

三　前二号に掲げるもののほか、その製品の原材料である原材料器官等が登録要件に該当するものであることが明らかである場合として環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める場合

3　環境大臣及び特定国際種関係大臣は、第一項の認定をしたときは、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、その申請をした者に対し、申請に係る製品ごとに、その製品について同項の認定があった旨を表示する標章を交付しなければならない。

4　（略）

5　前各項に定めるもののほか、第一項の認定及び第三項の標章に関し必要な事項は、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める。

（認定機関）

第三十三条の二十六　環境大臣等は、環境大臣等の発する命令で定めるところにより、前条に規定する環境大臣等の事務（以下「認定関係事務」という。）について、環境大臣等の登録を受けた者（以下「認定機関」という。）があるときは、その認定機関に行わせるものとする。

2　（略）

3　次の各号のいずれかに該当する者は、機関登録を受けることができない。

一　この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二　第三十三条の二十九第四項又は第五項の規定により機関登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三　法人であって、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

4　環境大臣等は、機関登録の申請をした者（以下この項において「機関登録申請者」という。）が次の各号のいずれにも適合しているときは、その機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に関して必要な手続は、環境大臣等の発する命令で定める。

一　（略）

（認定機関）

第三十三条の八　環境大臣及び特定国際種関係大臣は、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、前条に規定する環境大臣及び特定国際種関係大臣の事務（以下「認定関係事務」という。）について、環境大臣及び特定国際種関係大臣の登録を受けた者（以下「認定機関」という。）があるときは、その認定機関に行わせるものとする。

2　（略）

3　次の各号のいずれかに該当する者は、機関登録を受けることができない。

一　この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であること。

二　第三十三条の十一第四項又は第五項の規定により機関登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三　法人であって、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があること。

4　環境大臣及び特定国際種関係大臣は、機関登録の申請をした者（以下この項において「機関登録申請者」という。）が次の各号のいずれにも適合しているときは、その機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に関して必要な手続は、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める。

一　（略）

二　機関登録申請者が、次のいずれかに該当するものでないこと。

イ　機関登録申請者が株式会社である場合にあっては、特定国際種事業又は特別国際種事業（前条第一項の政令で定める製品に係るものに限る。ロにおいて同じ。）を行う者がその親法人であること。

ロ　機関登録申請者の役員又は職員のうちに、特定国際種事業又は特別国際種事業を行う者の役員又は職員である者（過去二年間にその特定国際種事業又は特別国際種事業を行う者の役員又は職員であった者を含む。）があること。

5　機関登録は、認定機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一・二　（略）

三　前二号に掲げるもののほか、環境大臣等の発する命令で定める事項

6　認定機関がその認定関係事務を行う場合における前条の規定の適用については、同条第一項中「環境大臣等」とあるのは「認定機関（次条第一項に規定する認定機関をいう。第三項において同じ。）」と、同条第三項中「環境大臣等は」とあるのは「認定機関は」とする。

（認定機関の遵守事項）

第三十三条の二十七　（略）

---

二　機関登録申請者が、次のいずれかに該当するものでないこと。

イ　機関登録申請者が株式会社である場合にあっては、特定国際種事業（前条第一項の政令で定める製品に係るものに限る。ロにおいて同じ。）を行う者がその親法人であること。

ロ　機関登録申請者の役員又は職員のうちに、特定国際種事業を行う者の役員又は職員である者（過去二年間にその特定国際種事業を行う者の役員又は職員であった者を含む。）があること。

5　機関登録は、認定機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一・二　（略）

三　前二号に掲げるもののほか、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める事項

6　認定機関がその認定関係事務を行う場合における前条の規定の適用については、同条中「環境大臣及び特定国際種関係大臣は」とあるのは、「認定機関は」とする。

（認定機関の遵守事項）

第三十三条の九　（略）

| | |
|---|---|
| 2 認定機関は、公正に、かつ、環境大臣等の発する命令で定める方法により認定関係事務を実施しなければならない。 | 2 認定機関は、公正に、かつ、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める方法により認定関係事務を実施しなければならない。 |
| 3 認定機関は、前条第五項第二号及び第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、環境大臣等に届け出なければならない。ただし、環境大臣等の発する命令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。 | 3 認定機関は、認定関係事務を実施する事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、環境大臣及び特定国際種関係大臣に届け出なければならない。 |
| 4 認定機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、遅滞なく、環境大臣等にその旨を届け出なければならない。 | （新設） |
| 5 認定機関は、その認定関係事務の開始前に、環境大臣等の発する命令で定めるところにより、その認定関係事務の実施に関する規程を定め、環境大臣等の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 | 4 認定機関は、その認定関係事務の開始前に、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、その認定関係事務の実施に関する規程を定め、環境大臣及び特定国際種関係大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 |
| 6 （略） | 5 （略） |
| 7 第三十三条の二十五第一項の認定を受けようとする者その他の利害関係人は、認定機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、認定機関の定めた費用を支払わなければならない。 | 6 第三十三条の七第一項の認定を受けようとする者その他の利害関係人は、認定機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、認定機関の定めた費用を支払わなければならない。 |
| 一・二 （略） | 一・二 （略） |
| 三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を環境大臣等の発する命令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求 | 三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める方法により表示したものの閲覧又は |

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって環境大臣等の発する命令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

8　認定機関は、環境大臣等の発する命令で定めるところにより、帳簿を備え、認定関係事務に関し環境大臣等の発する命令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

9　認定機関は、環境大臣等の許可を受けなければ、その認定関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（秘密保持義務等）

第三十三条の二十八　（略）

2　（略）

（認定機関に対する適合命令等）

第三十三条の二十九　環境大臣等は、認定機関が第三十三条の二十六第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2　環境大臣等は、認定機関が第三十三条の二十七第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その認定機関に対し、認定関係事務を実施すべきこと又は認定関係事務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

---

謄写の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

7　認定機関は、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、帳簿を備え、認定関係事務に関し環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

8　認定機関は、環境大臣及び特定国際種関係大臣の許可を受けなければ、その認定関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（秘密保持義務等）

第三十三条の十　（略）

2　（略）

（認定機関に対する適合命令等）

第三十三条の十一　環境大臣及び特定国際種関係大臣は、認定機関が第三十三条の八第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2　環境大臣及び特定国際種関係大臣は、認定機関が第三十三条の九第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その認定機関に対し、認定関係事務を実施すべきこと又は認定関係事務の方法の改善に関し必要な措置を執るべきことを命ずることが

3　環境大臣等は、第三十三条の二十七第五項の規程が認定関係事務の公正な実施上不適当となったと認めるときは、その規程を変更すべきことを命ずることができる。

4　環境大臣等は、認定機関が第三十三条の二十六第三項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、機関登録を取り消さなければならない。

5　環境大臣等は、認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その機関登録を取り消し、又は期間を定めて認定関係事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第三十三条の二十七第三項から第六項まで、第八項又は第九項の規定に違反したとき。

二　第三十三条の二十七第五項の規程によらないで認定関係事務を実施したとき。

三　正当な理由がないのに第三十三条の二十七第七項各号の規定による請求を拒んだとき。

四・五　（略）

（認定機関がした処分等に係る審査請求）

第三十三条の三十　認定機関が行う認定関係事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、環境大臣等に対し、審査請求をすることができる。この場合において、環境大臣等は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第

できる。

3　環境大臣及び特定国際種関係大臣は、第三十三条の九第四項の規程が認定関係事務の公正な実施上不適当となったと認めるときは、その規程を変更すべきことを命ずることができる。

4　環境大臣及び特定国際種関係大臣は、認定機関が第三十三条の八第三項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、機関登録を取り消さなければならない。

5　環境大臣及び特定国際種関係大臣は、認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その機関登録を取り消し、又は期間を定めて認定関係事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第三十三条の九第三項から第五項まで、第七項又は第八項の規定に違反したとき。

二　第三十三条の九第四項の規程によらないで認定関係事務を実施したとき。

三　正当な理由がないのに第三十三条の九第六項各号の規定による請求を拒んだとき。

四・五　（略）

（認定機関がした処分等に係る審査請求）

第三十三条の十二　認定機関が行う認定関係事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、環境大臣及び特定国際種関係大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、環境大臣及び特定国際種関係大臣は、行政不服審査法第二十五条

二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、認定機関の上級行政庁とみなす。

（公示）

第三十三条の三十一　環境大臣等は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　（略）

二　第三十三条の二十七第三項の規定による届出があったとき。

三　第三十三条の二十七第九項の規定による許可をしたとき。

四　第三十三条の三十三において準用する第二十四条第十項の規定により環境大臣等が認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた認定関係事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

五　第三十三条の二十九第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消し、又は同項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

（手数料）

第三十三条の三十二　第三十三条の二十五第一項の認定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（認定機関が認定関係事務を行う場合にあっては、認定機関）に納めなければならない。

2　（略）

第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、認定機関の上級行政庁とみなす。

（公示）

第三十三条の十三　環境大臣及び特定国際種関係大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　（略）

二　第三十三条の九第三項の規定による届出があったとき。

三　第三十三条の九第八項の規定による許可をしたとき。

四　第三十三条の十五において準用する第二十四条第九項の規定により環境大臣及び特定国際種関係大臣が認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた認定関係事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

五　第三十三条の十一第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消し、又は同項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

（手数料）

第三十三条の十四　第三十三条の七第一項の認定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（認定機関が認定関係事務を行う場合にあっては、認定機関）に納めなければならない。

2　（略）

（準用）

第三十三条の三十三　第二十三条第六項の規定は機関登録について、第二十四条第十項及び第十一項並びに第二十七条の規定は認定関係事務について準用する。この場合において、第二十三条第六項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣等（第三十三条の二十三第二項に規定する環境大臣等をいう。第二十四条第十項及び第十一項並びに第二十七条第一項において同じ。）」と、第二十四条第十項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣等」と、同条第十一項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣等」と、「環境省令」とあるのは「環境大臣等の発する命令」と、第二十七条第一項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣等」と読み替えるものとする。

第三章　生息地等の保護に関する規制

（生息地等保護区）

第三十六条　（略）

2　前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）又はその変更は、その区域及び名称、指定又はその変更に係る国内希少野生動植物種並びにその区域の保護に関する指針を定めてするものとする。

3　環境大臣は、指定をし、又はその変更をしようとする場合において、必要があると認めるときは、指定の期間を定めることができる。

4　環境大臣は、指定をし、又はその変更をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、中央環境審議会及び関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

5　環境大臣は、指定をし、又はその変更をしようとするとき（指

（準用）

第三十三条の十五　第二十三条第六項の規定は機関登録について、第二十四条第九項及び第十項並びに第二十七条の規定は認定関係事務について準用する。この場合において、これらの規定中「環境大臣」とあるのは「環境大臣及び特定国際種関係大臣」と、第二十四条第十項中「環境省令」とあるのは「環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令」と読み替えるものとする。

第三章　生息地等の保護に関する規制

（生息地等保護区）

第三十六条　（略）

2　前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針を定めてするものとする。

（新設）

3　環境大臣は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、中央環境審議会及び関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4　環境大臣は、指定をしようとするときは、あらかじめ、環境省

定の変更にあっては、区域を拡張し、又は指定の期間を定め、若しくは延長する場合に限る。次項及び第七項において同じ。）は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して十四日を経過する日までの間、その区域及び名称並びにその区域の保護に関する指針の案（次項及び第七項において「指定案」という。）並びに指定の期間（第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）を公衆の縦覧に供しなければならない。

6 前項の規定による公告があったときは、指定をし、又はその変更をしようとする区域の住民及び利害関係人は、同項に規定する期間が経過する日までの間に、環境大臣に指定案についての意見書を提出することができる。

7 環境大臣は、指定案について異議がある旨の前項の意見書の提出があったときその他指定又はその変更に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

8 環境大臣は、指定をし、又はその変更をするときは、その旨並びにその区域及び名称、その区域の保護に関する指針並びに指定の期間（第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）を官報で公示しなければならない。

9 指定又はその変更は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

10 （略）

11 第四項、第八項及び第九項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第八項中「その旨並びにその区域及び名称、その区域の保護に関する指針並びに指定

令で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して十四日を経過する日までの間、指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案（次項及び第六項において「指定案」という。）を公衆の縦覧に供しなければならない。

5 前項の規定による公告があったときは、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、同項に規定する期間が経過する日までの間に、環境大臣に指定案についての意見書を提出することができる。

6 環境大臣は、指定案について異議がある旨の前項の意見書の提出があったときその他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

7 環境大臣は、指定をするときは、その旨並びに指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針を官報で公示しなければならない。

8 指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

9 （略）

10 第三項、第七項及び第八項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第七項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区

の期間（第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）」とあるのは「その旨及び解除に係る指定の区域」と、第九項中「前項の規定による公示」とあるのは「第十一項において準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

12　（略）

（管理地区）

第三十七条　（略）

2　（略）

3　前条第二項及び第四項から第九項までの規定は第一項の規定による指定及びその変更について、同条第四項、第八項及び第九項の規定は前項の規定による指定の解除について、同条第八項の規定は次項の規定による指定について準用する。この場合において、同条第二項中「その区域及び名称、指定又はその変更に係る国内希少野生動植物種並びにその区域の保護に関する指針」とあるのは第一項の規定による指定及びその変更については「その区域」と、同条第五項中「区域を拡張し、又は指定の期間を定め、若しくは延長する場合」とあるのは第一項の規定による指定及びその変更については「区域を拡張する場合」と、「並びに指定の期間（第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）を公衆」とあるのは第一項の規定による指定及びその変更については「を公衆」と、同条第八項中「その旨並びにその区域及び名称、その区域の保護に関する指針並びに指定の期間（第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）」とあるのは第一項の規定による指定及びその変更については「その旨及びその区域」と、前項の規定による指定の解除については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、次項の規定による指定については「その旨及びその区域並びにその区域ごとの期間」

域の保護に関する指針」とあるのは「その旨及び解除に係る指定の区域」と、第八項中「前項の規定による公示」とあるのは「第十項において準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

11　（略）

（管理地区）

第三十七条　（略）

2　（略）

3　前条第二項から第八項までの規定は第一項の規定による指定について、同条第三項、第七項及び第八項の規定は前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、同条第七項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針」とあるのは前項の規定による指定の解除については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、同条第八項中「前項の規定による公示」とあるのは「次条第三項において準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

と、同条第九項中「前項の規定による公示」とあるのは「次条第三項において準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

4～10　（略）

（立入制限地区）

第三十八条　（略）

2　環境大臣は、前項の規定による指定をし、又はその変更をしようとするとき（指定の変更にあつては、区域の拡張に限る。）は、その場所の土地の所有者又は占有者（正当な権原を有する者に限る。次項及び第四十二条第二項において同じ。）の同意を得るとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3・4　（略）

5　第三十六条第八項及び第九項の規定は第一項の規定による指定及びその変更並びに第三項の規定による指定の解除について、前条第五項及び第七項の規定は前項第三号の許可について準用する。この場合において、第三十六条第八項中「その旨並びにその区域及び名称、その区域の保護に関する指針並びに指定の期間（第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）」とあるのは第一項の規定による指定及びその変更については「その旨及びその区域」と、第三項の規定による指定の解除については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、同条第九項中「前項の規定による公示」とあるのは「第三十八条第五項において準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

（監視地区）

第三十九条　（略）

4～10　（略）

（立入制限地区）

第三十八条　（略）

2　環境大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、その場所の土地の所有者又は占有者（正当な権原を有する者に限る。次項及び第四十二条第二項において同じ。）の同意を得るとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3・4　（略）

5　第三十六条第七項及び第八項の規定は第一項の規定による指定及び第三項の規定による指定の解除について、前条第五項及び第七項の規定は前項第三号の許可について準用する。この場合において、第三十六条第七項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針」とあるのは、第一項の規定による指定については「その旨及び指定の区域」と、第三項の規定による指定の解除については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、同条第八項中「前項の規定による公示」とあるのは、「第三十八条第五項において準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

（監視地区）

第三十九条　（略）

| | |
|---|---|
| 2～5　（略） | 2～5　（略） |
| 6　次に掲げる行為については、第一項の規定は、適用しない。 | 6　次に掲げる行為については、第一項の規定は、適用しない。 |
| 一・二　（略） | 一・二　（略） |
| 三　第三十六条第一項の規定による指定又はその変更がされた時において既に着手している行為 | 三　第三十六条第一項の規定による指定がされた時において既に着手している行為 |
| （実地調査）<br>第四十二条　環境大臣は、第三十六条第一項、第三十七条第一項又は第三十八条第一項の規定による指定又はその変更をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。 | （実地調査）<br>第四十二条　環境大臣は、第三十六条第一項、第三十七条第一項又は第三十八条第一項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。 |
| 2～4　（略） | 2～4　（略） |
| （保護増殖事業計画）<br>第四十五条　環境大臣及び保護増殖事業を行おうとする国の行政機関の長（第三項及び第四十八条の二において「環境大臣等」という。）は、保護増殖事業の適正かつ効果的な実施に資するため、中央環境審議会の意見を聴いて保護増殖事業計画を定めるものとする。 | （保護増殖事業計画）<br>第四十五条　環境大臣及び保護増殖事業を行おうとする国の行政機関の長（第三項において「環境大臣等」という。）は、保護増殖事業の適正かつ効果的な実施に資するため、中央環境審議会の意見を聴いて保護増殖事業計画を定めるものとする。 |
| 2～4　（略） | 2～4　（略） |
| （土地への立入り等）<br>第四十八条の二　環境大臣等は、保護増殖事業の実施に係る野生動植物の種の個体の捕獲等に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入り、立木竹を伐採させ、又は土地（水底を含む | （新設） |

。以下この条において同じ。）の形質の軽微な変更をさせることができる。

2　環境大臣等は、その職員に前項の規定による行為をさせるときは、あらかじめ、土地の所有者若しくは占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（新設）

3　第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（新設）

4　土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

（新設）

5　環境大臣等は、第二項の規定による通知をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不分明なときは、その通知に係る土地又は立木竹の所在地の属する市町村の事務所の掲示場にその通知の内容を掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を官報に掲載しなければならない。この場合においては、その掲示を始めた日又は官報に掲載した日のいずれか遅い日から十四日を経過した日に、その通知は、相手方に到達したものとみなす。

（新設）

（損失の補償）

第四十八条の三　国は、前条第一項の規定による行為によって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

2　第四十四条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

（新設）

第五章　認定希少種保全動植物園等

（希少種保全動植物園等の認定）

第四十八条の四　動植物園等を設置し、又は管理する者（法人に限る。）は、申請により、次の各号のいずれにも適合していることについて、動植物園等ごとに、環境大臣の認定を受けることができる。

一　当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等の目的が、第十三条第一項に規定する目的に適合すること。

二　当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等の実施体制及び飼養栽培施設が、当該希少野生動植物種の保存に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。

三　当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等に関する計画が、当該希少野生動植物種の保存に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。

四　前号の計画が確実に実施されると見込まれること。

五　当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の展示の方針その他の事項が、希少野生動植物種の保存に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。

2　前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一　認定を受けようとする者の名称及び住所並びにその代表者の

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

氏名

二　認定を受けようとする動植物園等の名称及び所在地　（新設）

三　前号の動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の種名　（新設）

四　前号に掲げる希少野生動植物種ごとの飼養等及び譲渡し等の目的　（新設）

五　第三号に掲げる希少野生動植物種ごとの飼養等及び譲渡し等の実施体制及び飼養栽培施設に関する事項　（新設）

六　前項第三号の計画（第四十八条の十において「計画」という。）　（新設）

七　前各号に掲げるもののほか、第三号に掲げる希少野生動植物種の展示の方針その他環境省令で定める事項　（新設）

3　環境大臣は、第一項の認定の申請が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をしなければならない。　（新設）

4　次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の認定を受けることができない。　（新設）

一　この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者　（新設）

二　第四十八条の九の規定により第一項の認定を取り消され、そ　（新設）

の取消しの日から起算して五年を経過しない者

三　その役員のうちに、第一号に該当する者がある者

（新設）

5　環境大臣は、第一項の認定をしたときは、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める事項を公示しなければならない。

（新設）

次条第一項の規定により変更の認定をしたとき、同条第三項の規定による変更の届出があったとき、同条第四項の規定による廃止の届出があったとき、第四十八条の六第一項の規定により認定の更新をしたとき、又は第四十八条の九の規定により認定を取り消したときも、同様とする。

（変更の認定等）

（新設）

第四十八条の五　前条第一項の認定を受けた動植物園等（以下「認定希少種保全動植物園等」という。）を設置し、又は管理する者（以下「認定希少種保全動植物園等設置者等」という。）は、同条第二項第三号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣の認定を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

（新設）

2　前条第二項から第四項までの規定は、前項の変更の認定について準用する。この場合において、同条第二項中「次に掲げる事項」とあるのは、「変更に係る事項」と読み替えるものとする。

（新設）

3　認定希少種保全動植物園等設置者等は、前条第二項第一号から第六号までに掲げる事項（同項第三号から第六号までに掲げる事項にあっては、第一項ただし書に規定する軽微な変更に係るものであって、環境省令で定めるものに限る。）を変更したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

4　認定希少種保全動植物園等設置者等は、認定希少種保全動植物園等を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

（新設）

（認定の更新）

第四十八条の六　第四十八条の四第一項の認定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

（新設）

2　第四十八条の四第二項から第四項までの規定は、前項の認定の更新について準用する。

（新設）

3　第一項の認定の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「認定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、認定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

（新設）

4　前項の場合において、認定の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（新設）

（記録及び報告）

第四十八条の七　認定希少種保全動植物園等設置者等は、認定希少種保全動植物園等ごとに、希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等に関し環境省令で定める事項を記録し、これを保存するとともに、環境省令で定めるところにより、定期的に、これを環境大臣に報告しなければならない。

（新設）

（適合命令）

第四十八条の八　環境大臣は、認定希少種保全動植物園等が第四十八条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該認定希少種保全動植物園等設置者等に対し、これらの規定に適合させるため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（認定の取消し）

第四十八条の九　環境大臣は、認定希少種保全動植物園等設置者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第四十八条の四第一項の認定を取り消すことができる。

一　認定希少種保全動植物園等設置者等がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

二　認定希少種保全動植物園等設置者等が不正の手段により第四十八条の四第一項の認定、第四十八条の五第一項の変更の認定又は第四十八条の六第一項の認定の更新を受けたとき。

三　認定希少種保全動植物園等が第四十八条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。

（譲渡し等の禁止等の特例）

第四十八条の十　認定希少種保全動植物園等設置者等が計画に従って行う希少野生動植物種の譲渡し等については、第十二条第一項及び第五十四条第二項の規定は、適用しない。

（報告徴収及び立入検査）

第四十八条の十一　環境大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、認定希少種保全動植物園等設置者等に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、認定希少種保全動植物園等若しくは

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

| | |
|---|---|
| 認定希少種保全動植物園等設置者等の事務所に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 | |
| 2　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 | （新設） |
| 3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 | （新設） |
| 第六章　雑則 | 第五章　雑則 |
| （取締りに従事する職員）<br>第五十条　環境大臣は、その職員のうち政令で定める要件を備えるものに、第八条、第十一条第一項若しくは第三項、第十四条第一項若しくは第三項、第十八条、第十九条第一項、第三十五条、第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条第一項に規定する権限の一部を行わせることができる。 | （取締りに従事する職員）<br>第五十条　環境大臣は、その職員のうち政令で定める要件を備えるものに、第八条、第十一条第一項、第十四条、第十八条、第十九条第一項、第三十五条、第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条第一項に規定する権限の一部を行わせることができる。 |
| 2・3　（略） | 2・3　（略） |
| （負担金の徴収方法）<br>第五十二条　環境大臣が第十一条第二項、第十四条第二項若しくは第四十条第三項の規定により、又は経済産業大臣等が第十六条第三項の規定により費用を負担させようとするときは、環境省令、経済産業省令で定めるところにより、その負担させようとする費用（以下この条において「負担金」という。）の額及びその納付期限を定めて、文書でその納付を命じなければならない。 | （負担金の徴収方法）<br>第五十二条　環境大臣が第四十条第三項の規定により、又は経済産業大臣等が第十六条第三項の規定により費用を負担させようとするときは、環境省令、経済産業省令で定めるところにより、その負担させようとする費用（以下この条において「負担金」という。）の額及びその納付期限を定めて、文書でその納付を命じなければならない。 |
| 2～5　（略） | 2～5　（略） |

| | |
|---|---|
| （国等に関する特例）<br>第五十四条　（略）<br>２　国の機関又は地方公共団体は、第九条第二号から第四号までに掲げる場合以外の場合に国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等をしようとするとき、第十二条第一項第二号から第九号までに掲げる場合以外の場合に希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をしようとするとき、又は第三十七条第四項若しくは第三十八条第四項第三号の許可を受けるべき行為に該当する行為をしようとするときは、環境省令で定める場合を除き、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。<br>３　（略）<br>第七章　罰則<br>第五十七条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。<br>一　第九条、第十二条第一項又は第十五条第一項の規定に違反した者<br>二　偽りその他不正の手段により第十条第一項の許可、第十三条第一項の許可、第二十条第一項の登録、第二十条の二第一項の登録の更新、第二十条の三第一項の登録、第三十三条の六第一項の登録又は第三十三条の十第一項の登録の更新を受けた者<br>第五十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 | （国等に関する特例）<br>第五十四条　（略）<br>２　国の機関又は地方公共団体は、第九条第二号及び第三号に掲げる場合以外の場合に国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等をしようとするとき、第十二条第一項第二号から第七号までに掲げる場合以外の場合に希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をしようとするとき、又は第三十七条第四項若しくは第三十八条第四項第三号の許可を受けるべき行為に該当する行為をしようとするときは、環境省令で定める場合を除き、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。<br>３　（略）<br>第六章　罰則<br>第五十七条の二　第九条、第十二条第一項又は第十五条第一項の規定に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。<br>（新設）<br>（新設）<br>第五十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 |

一　第十一条第一項若しくは第三項、第十四条第一項若しくは第三項、第十六条第一項若しくは第二項、第十八条、第三十三条の十二又は第四十条第二項の規定による命令に違反した者

二　第十七条、第二十条第七項又は第三十七条第四項の規定に違反した者

三　偽りその他不正の手段により第二十条第六項若しくは第七項の変更登録、同条第九項の登録票の書換交付又は同条第十項（第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の登録票の再交付を受けた者

第五十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　事前登録済証に、第二十条の三第一項の登録をした事項に適合する原材料器官等以外の原材料器官等について第二十条の四第一項本文に規定する記載をし、又は虚偽の事項を含む同項本文に規定する記載をした者

三　第二十条の四第四項から第六項まで、第三十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第三十三条の四第二項、第三十三条の十三又は第三十三条の二十三第六項の規定による命令に違反した者

四　第三十三条の二十三第一項、第三十三条の二十四又は第三十八条第四項の規定に違反した者

五　第三十三条の二十三第一項の管理票に虚偽の事項を記載した

一　第十一条第一項、第十四条、第十六条第一項若しくは第二項、第十八条又は第四十条第二項の規定による命令に違反した者

二　第十七条又は第三十七条第四項の規定に違反した者

三　偽りその他不正の手段により登録、事前登録、第二十条第五項の変更登録、同条第七項の登録票の書換交付又は同条第八項（第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の登録票の再交付を受けた者

第五十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　事前登録済証に、事前登録をした事項に適合する原材料器官等以外の原材料器官等について第二十条の三第一項本文に規定する記載をし、又は虚偽の事項を含む同項本文に規定する記載をした者

三　第二十条の三第四項から第六項まで、第三十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第三十三条の四第二項又は第三十三条の六第四項の規定による命令に違反した者

四　第三十八条第四項の規定に違反した者

（新設）

| | |
|---|---|
| 特別国際種事業者 | |
| 六　第三十三条の二十三第二項の管理票に虚偽の事項を記載した特定国際種事業者又は特別国際種事業者 | |
| 第六十条　第二十五条第一項、第三十三条の十七第一項又は第三十三条の二十八第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 | （新設）<br>第六十条　第二十五条第一項又は第三十三条の十第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 |
| 第六十一条　第二十六条第五項、第三十三条の十八第五項又は第三十三条の二十九第五項の規定による個体等登録関係事務、事業登録関係事務又は認定関係事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした個体等登録機関、事業登録機関又は認定機関の役員又は職員は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 | 第六十一条　第二十六条第五項又は第三十三条の十一第五項の規定による登録関係事務又は認定関係事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録機関又は認定機関の役員又は職員は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 |
| 第六十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 | 第六十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 |
| 一・二　（略） | 一・二　（略） |
| 三　第二十条第十一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 | 三　第二十条第九項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 |
| 四　第二十条の四第一項ただし書又は第三項の規定に違反した者 | 四　第二十条の三第一項ただし書又は第三項の規定に違反した者 |
| 五　第二十条の四第二項又は第七項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 | 五　第二十条の三第二項又は第七項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 |
| 六　第二十一条、第二十二条第一項、第三十条第四項（同条第六項及び第三十三条の五において準用する場合を含む。）、第三 | 六　第二十一条、第二十二条第一項又は第三十条第三項（同条第五項及び第三十三条の五において準用する場合を含む。）の規 |

十三条の七第一項、第三十三条の九又は第三十三条の二十三第三項から第五項までの規定に違反した者

七　第三十三条第一項（同条第二項及び第三十三条の五において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第三十三条の十四第一項若しくは第二項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第三十三条第一項若しくは第三十三条の十四第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出した者

八　偽りその他不正の手段により第三十三条の二十五第一項の認定を受けた者

九　第三十三条の二十五第四項の規定に違反した者

十　（略）

十一　第四十二条第四項又は第四十八条の二第四項の規定に違反して、第四十二条第一項又は第四十八条の二第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

十二　第四十八条の十一に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六十四条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした個体等登録機関、事業登録機関又は認定機関の役員又は職

定に違反した者

七　第三十三条第一項（同条第二項及び第三十三条の五において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第三十三条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

八　偽りその他不正の手段により第三十三条の七第一項の認定を受けた者

九　第三十三条の七第四項の規定に違反した者

十　（略）

十一　第四十二条第四項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

（新設）

第六十四条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録機関又は認定機関の役員又は職員は、三十万円以下の

員は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第二十四条第八項、第三十三条の十六第八項又は第三十三条の二十七第八項の規定に違反して、第二十四条第八項、第三十三条の十六第八項若しくは第三十三条の二十七第八項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二　第二十四条第九項、第三十三条の十六第九項又は第三十三条の二十七第九項の許可を受けないで個体等登録関係事務、事業登録関係事務又は認定関係事務の全部を廃止したとき。

三　第二十七条第一項（第三十三条の二十二及び第三十三条の三十三において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第六十五条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　（略）

二　第五十八条第一号（第十八条に係る部分に限る。）、第二号（第十七条及び第二十条第七項に係る部分に限る。）又は第三号　二千万円以下の罰金刑

三　第五十八条第一号（第十八条に係る部分を除く。）若しくは

罰金に処する。

一　第二十四条第七項又は第三十三条の九第七項の規定に違反して、第二十四条第七項若しくは第三十三条の九第七項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二　第二十四条第八項又は第三十三条の九第八項の許可を受けないで登録関係事務又は認定関係事務の全部を廃止したとき。

三　第二十七条第一項（第三十三条の十五において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第六十五条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　（略）

二　第五十八条第一号（第十八条に係る部分に限る。）、第二号（第十七条に係る部分に限る。）及び第三号　二千万円以下の罰金刑

三　第五十八条第一号（第十八条に係る部分を除く。）及び第二

第二号（第三十七条第四項に係る部分に限る。）、第五十九条、第六十二条又は第六十三条　各本条の罰金刑

2　（略）

第六十六条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした個体等登録機関、事業登録機関又は認定機関の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第二十四条第六項、第三十三条の十六第六項又は第三十三条の二十七第六項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

二　正当な理由がないのに第二十四条第七項各号、第三十三条の十六第七項各号又は第三十三条の二十七第七項各号の規定による請求を拒んだとき。

号（第三十七条第四項に係る部分に限る。）、第五十九条、第六十二条並びに第六十三条　各本条の罰金刑

2　（略）

第六十六条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録機関又は認定機関の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第二十四条第五項又は第三十三条の九第五項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

二　正当な理由がないのに第二十四条第六項各号又は第三十三条の九第六項各号の規定による請求を拒んだとき。

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | | | 現行 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 別表第一　課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係） | | | 別表第一　課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係） | | |
| 登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項 | 課税標準 | 税率 | 登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項 | 課税標準 | 税率 |
| 一～百五十八　省略 | | | 一～百五十八　同上 | | |
| 百五十九　特別国際種事業者の登録又は国際希少野生動植物種の個体等に係る個体等登録機関、事業登録機関若しくは認定機関の登録 | | | 百五十九　国際希少野生動植物種の個体等に係る登録機関又は認定機関の登録 | | |
| (一)　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十三条の六第一項（特別国際種事業者の登録）の特別国際種事業者の登録（更新の登録を除く。） | 登録件数 | 一件につき九万円 | (一)　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第二十三条第一項（登録機関の登録）の登録 | 登録件数 | 一件につき九万円 |
| (二)　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第二十三条第一項（個体等登録機関の登録）の登録 | | | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 百六十 省略 | (三) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の十五第一項（事業登録機関の登録）の登録 | 登録件数 | 一件につき九万円 |
| | (四) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の二十六第一項（認定機関の登録）の登録 | 登録件数 | 一件につき九万円 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 百六十 同上 | (二) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の八第一項（認定機関の登録）の登録 | 登録件数 | 一件につき九万円 |

○ 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
| --- | --- |
| （登録の拒否）<br>第十二条　都道府県知事は、第十条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第六号ロ及びハに掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、若しくは犬猫等販売業を営もうとする場合にあつては、犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。<br>一～五　（略）<br>六　動物の販売を業として営もうとする場合にあつては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第五十七条の二第一号（同法第十二条第一項（希少野生動植物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第五十八条第一号（同法第十八条（希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下 | （登録の拒否）<br>第十二条　都道府県知事は、第十条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第六号ロ及びハに掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、若しくは犬猫等販売業を営もうとする場合にあつては、犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。<br>一～五　（略）<br>六　動物の販売を業として営もうとする場合にあつては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第五十七条の二（同法第十二条第一項（希少野生動植物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第五十八条第一号（同法第十八条（希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。 |

同じ。）若しくは第二号（同法第十七条（希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第六十三条第六号（同法第二十一条第一項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）、第二項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）、第三項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）又は第六項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第六十五条第一項（同法第五十七条の二第一号、第五十八条第一号若しくは第二号又は第六十三条第六号に係る部分に限る。）の規定、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第八十四条第一項第五号（同法第二十条第一項（譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）、第二十三条（加工品又は卵に係る部分を除く。）、第二十六条第六項（譲渡し等のうち譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）又は第二十七条（譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）、第八十六条第一号（同法第二十四条第七項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第八十八条（同法第八十四条第一項第五号又は第八十六条第一号に係る部分に限る。）の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三十二条第一号（特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第四号（特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。）、第三十三条第一号（同法第八条（特定外来生物である動物の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第三十六条（同法第三十二条第一号若しくは第四号又は第三十三条第一号に係る部分に限る。）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

）若しくは第二号（同法第十七条（希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第六十三条第六号（同法第二十一条第一項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）、第二項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）又は第三項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第六十五条第一項（同法第五十七条の二、第五十八条第一号若しくは第二号又は第六十三条第六号に係る部分に限る。）の規定、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第八十四条第一項第五号（同法第二十条第一項（譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）、第二十三条（加工品又は卵に係る部分を除く。）、第二十六条第六項（譲渡し等のうち譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）又は第二十七条（譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第八十六条第一号（同法第二十四条第七項に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第八十八条（同法第八十四条第一項第五号又は第八十六条第一号に係る部分に限る。）の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三十二条第一号（特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第四号（特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。）、第三十三条第一号（同法第八条（特定外来生物である動物の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第三十六条（同法第三十二条第一号若しくは第四号又は第三十三条第一号に係る部分に限る。）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

| | |
|---|---|
| 七（略） | 2（略） |
| 七（略） | 2（略） |

○ 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
| --- | --- |
| （所掌事務）<br>第四条　農林水産省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。<br>一～八十二　（略）<br>八十三　農林水産業に係る保護増殖事業（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第六条第二項第六号に規定する保護増殖事業をいう。）に関すること。<br>八十四～八十六　（略）<br>2　（略） | （所掌事務）<br>第四条　農林水産省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。<br>一～八十二　（略）<br>八十三　農林水産業に係る保護増殖事業（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第六条第二項第五号に規定する保護増殖事業をいう。）に関すること。<br>八十四～八十六　（略）<br>2　（略） |

◎絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令　新旧対照条文

次　目


○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）（抄）（第一条関係）・・・

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
| --- | --- |
| （国内希少野生動植物種等）<br>第一条　（略）<br>２　（略）<br>３　法第四条第五項の特定第一種国内希少野生動植物種は、別表第三に掲げる種とする。<br>（希少野生動植物種の卵及び種子）<br>第二条　法第六条第二項第四号の政令で定める卵及び種子は、次に掲げるものとする。<br>一　（略）<br>二　（略）<br>イ　（略）<br>ロ　（略） | （国内希少野生動植物種等）<br>第一条　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第四条第三項の国内希少野生動植物種は、別表第一に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）とする。<br>２　法第四条第四項の国際希少野生動植物種は、別表第二に掲げる種とする。<br>３　法第四条第五項の特定国内希少野生動植物種は、別表第三に掲げる種とする。<br>（希少野生動植物種の卵及び種子）<br>第二条　法第六条第二項第三号の政令で定める卵及び種子は、次に掲げるものとする。<br>一　緊急指定種のうち環境大臣が指定するものの卵及び種子<br>二　次に掲げる規定に掲げる種の卵<br>イ　別表第一の表一<br>ロ　別表第一の表二の第一の二から四まで並びに六のイの(3)の１の項、(4)の１の項、３の項及び４の項、(6)並びに(8)並びにハ |

ハ　（略）

ニ　（略）

三　（略）

（希少野生動植物種の器官）

第三条　法第六条第二項第四号の政令で定める器官は、別表第四の科名の欄に掲げる希少野生動植物種の科の区分に応じ、それぞれ同表の器官の欄に定める器官とする。

（希少野生動植物種の加工品）

第四条　法第六条第二項第四号の政令で定める加工品は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　（略）

（原材料器官等）

第五条　法第十二条第一項第四号の原材料器官等は、別表第五の科名の欄に掲げる国際希少野生動植物種の科の区分に応じ、それぞれ同表の原材料器官等の欄に定める器官及びその加工品とする。

ハ　別表第二の表一

ニ　別表第二の表二の第一の二

三　別表第一の表二の第二の(5)の１の項、２の項及び４の項、(9)の１の項、(10)の２の項、(11)、(14)、(19)、(24)、(25)、(32)の２の項、(34)の１の項、(36)、(37)、(43)並びに(44)に掲げる種の種子

（希少野生動植物種の器官）

第二条の二　法第六条第二項第三号の政令で定める器官は、別表第四の科名の欄に掲げる希少野生動植物種の科の区分に応じ、それぞれ同表の器官の欄に定める器官とする。

（希少野生動植物種の加工品）

第二条の三　法第六条第二項第三号の政令で定める加工品は、次に掲げるものとする。

一　希少野生動植物種の個体の剥製その他の標本（剥製として製作する過程のものを含み、さく葉標本（植物を圧して乾燥させて製作した標本をいう。）を除く。）

二　別表第四の科名の欄に掲げる希少野生動植物種の科の区分に応じ、それぞれ同表の加工品の欄に定める物品（これらの物品として製造する過程のものを含む。）

（原材料器官等）

第二条の四　法第十二条第一項第三号の原材料器官等は、別表第五の科名の欄に掲げる国際希少野生動植物種の科の区分に応じ、それぞれ同表の原材料器官等の欄に定める器官及びその加工品とする。

（特定器官等の要件）

第六条　法第十二条第一項第四号の政令で定める要件は、器官の全形が保持されていないこととする。

（個体等の輸出入の要件）

第七条　（略）

一　（略）

二　（略）

イ　（略）

ロ　（略）

2　法第十五条第一項ただし書の政令で定める要件は、輸入については、輸入しようとする国内希少野生動植物種の個体等が、別表第一の表一に掲げる種の個体等であり、かつ、学術研究若しくは繁殖の目的でその個体等を輸出することを許可した旨のその輸出国の政府機関の発行する証明書（輸出国がその個体等の輸出を許可に係らしめていない場合にあっては、輸出国内において適法に捕獲し、採取し、若しくは繁殖させた個体又はその個体から生じた器官等（その個体の一部であった器官又はその個体若しくはその個体の一部であった器官を材料として製造された加工品をいう

（特定器官等の要件）

第二条の五　法第十二条第一項第三号の政令で定める要件は、器官の全形が保持されていないこととする。

（個体等の輸出入の要件）

第三条　法第十五条第一項の政令で定める要件は、輸出については、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　輸出しようとする国内希少野生動植物種の個体等（法第七条の個体等をいう。以下同じ。）が、法第九条の規定に違反して同条の捕獲等をされ、又は法第十二条第一項の規定に違反して同項の譲渡し等をされたものでないこと。

二　次のイ及びロのいずれにも該当する旨の環境大臣の認定書の交付を受けていること。

イ　輸出が、国際的に協力して学術研究又は繁殖をする目的でするものその他の特に必要なものであること。

ロ　輸出によって国内希少野生動植物種の本邦における保存に支障を及ぼさないこと。

2　法第十五条第一項の政令で定める要件は、輸入については、輸入しようとする国内希少野生動植物種の個体等が、別表第一の表一に掲げる種の個体等であり、かつ、学術研究若しくは繁殖の目的でその個体等を輸出することを許可した旨のその輸出国の政府機関の発行する証明書（輸出国がその個体等の輸出を許可に係らしめていない場合にあっては、輸出国内において適法に捕獲し、採取し、若しくは繁殖させた個体又はその個体から生じた器官等（その個体の一部であった器官又はその個体若しくはその個体の一部であった器官を材料として製造された加工品をいう。以下同

。以下同じ。）である旨のその輸出国の政府機関の発行する証明書）が添付されていること又は別表第一の表二に掲げる種の個体等であることとする。

3　（略）

（個体等の登録の要件）

第八条　（略）

一　（略）

二　（略）

三　（略）

イ　（略）

じ。）である旨のその輸出国の政府機関の発行する証明書）が添付されていること又は同表の表二に掲げる種の個体等であることとする。

3　第一項第二号の認定書の交付の手続その他同号の認定書に関し必要な事項は、環境省令で定める。

（個体等の登録の要件）

第四条　法第二十条第一項の政令で定める要件は、別表第二の表二に掲げる種の個体等であって次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

一　本邦内において繁殖させた個体又はその個体から生じた器官等であること。

二　別表第二の表二の種名の欄に掲げる種の区分に応じ、それぞれ同表の適用日の欄に定める日前に、本邦内で取得され、又は本邦に輸入された個体（当該取得又は輸入に係る個体から生じた器官等を含む。）、器官（当該取得又は輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。）又は加工品（当該取得又は輸入に係る加工品を材料として製造された加工品を含む。）であること。

三　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可を受けて輸入された個体（当該輸入に係る個体から生じた器官等を含む。）、器官（当該輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。）又は加工品（当該輸入に係る加工品を材料として製造された加工品を含む。）であって、次のイからハまでのいずれかに該当するものであること。

イ　商業的目的で繁殖させた個体又はその個体から生じた器官

ロ　（略）

ハ　（略）

（個体等の登録等に関する手数料）

第九条　法第二十九条第一項の政令で定める手数料の額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　個体等（次号に掲げる器官を除く。）についての法第二十条第一項の登録　一の個体等につき五千円

二　別表第六の12の項及び13の項に掲げる個体等のうち牙（平成二十六年六月一日以後に本邦に輸入されたものに限る。）についての法第二十条第一項の登録　一の原材料器官等につき千六百円

三　法第二十条第六項若しくは第七項の変更登録又は同条第九項の登録票の書換交付　一件につき千五百円

等であること。

ロ　絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の適用される前に、輸出国内で取得され、又は輸出国に輸入された個体（当該取得又は輸入に係る個体から生じた器官等を含む。）、器官（当該取得又は輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。）又は加工品（当該取得又は輸入に係る加工品を材料として製造された加工品を含む。）であることをその輸出国の政府機関が証明したものであること。

ハ　別表第六の種名の欄に掲げる種ごとに、それぞれ同表の個体群の欄に掲げる個体群の区分に応じ、同表の個体等の欄に定める個体等（当該個体群に属する個体又はその個体から生じた器官等に限る。）であること。

（登録等に関する手数料）

第五条　法第二十九条第一項の政令で定める手数料の額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　個体等（次号に掲げる器官を除く。）についての登録　一の個体等につき三千二百円

二　別表第六の12の項及び13の項に掲げる個体等のうち牙（平成二十六年六月一日以後に本邦に輸入されたものに限る。）についての登録　一の原材料器官等につき千六百円

三　変更登録又は登録票の書換交付　一件につき千五百円

四　法第二十条第十項の登録票の再交付　一件につき千五百円

五　法第二十条の二第一項の登録の更新　一の個体等につき四千六百円

（特定国際種事業に係る特定器官等）

第十条　法第三十三条の二の政令で定める特定器官等は、別表第五の4の項に掲げる原材料器官等のうち甲及びその加工品に係る特定器官等とする。

（削る）

（削る）

（特定国際種事業の届出の要件）

第十一条　法第三十三条の二の政令で定める要件は、前条に規定する特定器官等であって加工品であるもの以外のものであることとする。

（特定国際種関係大臣）

第十二条　（略）

（特別国際種事業に係る特定器官等）

第十三条　法第三十三条の六第一項の政令で定める特定器官等は、別表第五の2の項に掲げる原材料器官等のうち牙及びその加工品に係る特定器官等とする。

（特別国際種事業者の登録の要件）

四　登録票の再交付　一件につき千五百円

（新設）

（特定国際種事業に係る特定器官等）

第五条の二　法第三十三条の二の政令で定める特定器官等は、次に掲げるものとする。

一　別表第五の2の項に掲げる原材料器官等のうち牙及びその加工品に係る特定器官等

二　別表第五の4の項に掲げる原材料器官等のうち甲及びその加工品に係る特定器官等

（特定国際種事業の届出の要件）

第五条の三　法第三十三条の二の政令で定める要件は、前条第二号に掲げる特定器官等であって加工品であるもの以外のものであることとする。

（特定国際種関係大臣）

第五条の四　法第三十三条の二の特定国際種関係大臣は、経済産業大臣とする。

（新設）

（新設）

第十四条　法第三十三条の六第一項の政令で定める要件は、器官の全形が保持されていないこととする。

（特別国際種関係大臣）

第十五条　法第三十三条の六第一項の特別国際種関係大臣は、経済産業大臣とする。

（特別国際種事業者の登録に関する手数料）

第十六条　法第三十三条の二十一第一項の政令で定める手数料の額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　法第三十三条の六第一項の登録　三万三千五百円

二　法第三十三条の十第一項の登録の更新　三万二千五百円

（管理票の作成をしなければならない特別特定器官等）

第十七条　法第三十三条の二十三第一項の政令で定める要件は、重量が一キログラム以上であり、かつ、最大寸法が二十センチメートル以上であることとする。

（適正に入手された原材料に係る製品）

第十八条　法第三十三条の二十五第一項の政令で定める製品は、別表第五の２の項に掲げる原材料器官等のうち牙に係るものを原材料として製造された装身具、調度品、楽器、印章その他の環境省令、経済産業省令で定める製品（その原材料器官等を使用した部分が僅少でないこと、その部分から種を容易に識別することができることその他の環境省令、経済産業省令で定める要件に該当するものに限る。）とする。

（認定に関する手数料）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（適正に入手された原材料に係る製品）

第五条の五　法第三十三条の七第一項の政令で定める製品は、別表第五の２の項に掲げる原材料器官等のうち牙に係るものを原材料として製造された装身具、調度品、楽器、印章その他の環境省令、経済産業省令で定める製品（その原材料器官等を使用した部分が僅少でないこと、その部分から種を容易に識別することができることその他の環境省令、経済産業省令で定める要件に該当するものに限る。）とする。

（認定に関する手数料）

第十九条　法第三十三条の三十二第一項の政令で定める額は、製品一個につき六十円とする。

（希少野生動植物種保存取締官の資格）

第二十条　（略）

一　（略）

二　（略）

三　（略）

別表第一　国内希少野生動植物種（第一条、第二条、第七条関係）

表一・表二　（略）

別表第二　国際希少野生動植物種（第一条、第二条、第八条関係）

表一・表二　（略）

第五条の六　法第三十三条の十四の政令で定める額は、製品一個につき六十円とする。

（希少野生動植物種保存取締官の資格）

第六条　法第五十条第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　通算して三年以上自然環境の保全又は動植物の繁殖に関する行政事務に従事した者であること。

二　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校（次号において「大学等」という。）において生物学、地学、農学、林学、水産学、造園学その他自然環境の保全に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であって、通算して一年以上自然環境の保全に関する行政事務に従事したものであること。

三　大学等において農学、林学、水産学、獣医学その他動植物の繁殖に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であって、通算して一年以上動植物の繁殖に関する行政事務に従事したものであること。

別表第一　国内希少野生動植物種（第一条、第二条、第三条関係）

表一・表二　（略）

別表第二　国際希少野生動植物種（第一条、第二条、第四条関係）

表一・表二　（略）

| | |
|---|---|
| 別表第三　特定第一種国内希少野生動植物種（第一条関係）　（略） | 別表第三　特定国内希少野生動植物種（第一条関係）　（略） |
| 別表第四　器官及び加工品（第三条、第四条関係）　（略） | 別表第四　器官及び加工品（第二条の二、第二条の三関係）　（略） |
| 別表第五　原材料器官等（第五条、第十条、第十三条、第十八条関係）　（略） | 別表第五　原材料器官等（第二条の四、第五条の二、第五条の五関係）　（略） |
| 別表第六　登録対象個体群（第八条、第九条関係）　（略） | 別表第六　登録対象個体群（第四条、第五条関係）　（略） |

○輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | | | |
|---|---|---|---|
| 別表第二（第二条、第四条、第十一条関係） | | | |
| | 貨物 | 地域 | |
| 三七 | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第二項に規定する希少野生動植物種（同条第五項に規定する特定第一種国内希少野生動植物種を除き、同条第四項に規定する国際希少野生動植物種にあつては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）別表第二の表一に掲げる種に限る。）の同法第六条第二項第四号に規定する個体及びその器官並びにこれらの加工品（四三の項の中欄に掲げるものを除く。） | 全地域 | |

| 現行 | | | |
|---|---|---|---|
| 別表第二（第二条、第四条、第十一条関係） | | | |
| | 貨物 | 地域 | |
| 三七 | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第二項に規定する希少野生動植物種（同条第五項に規定する特定国内希少野生動植物種を除き、同条第四項に規定する国際希少野生動植物種にあつては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）別表第二の表一に掲げる種に限る。）の同法第六条第二項第三号に規定する個体及びその器官並びにこれらの加工品（四三の項の中欄に掲げるものを除く。） | 全地域 | |

○地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）（抄）（第三条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
| --- | --- |
| （他の法令の準用）<br>第二条　次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第二十三号及び第二十六号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。<br>一～十三　（略）<br>十四　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十二条第一項第八号及び第五十四条<br>十五～三十四　（略）<br>2　（略） | （他の法令の準用）<br>第二条　次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第二十三号及び第二十六号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。<br>一～十三　（略）<br>十四　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十二条第一項第六号及び第五十四条<br>十五～三十四　（略）<br>2　（略） |

○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（抄）（第三条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
| --- | --- |
| （他の法令の準用）<br>第十五条　次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなしてこれらの規定を準用する。<br>一～四　（略）<br>五　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十二条第一項第八号及び第五十四条<br>六～十六　（略）<br>2　（略） | （他の法令の準用）<br>第十五条　次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなしてこれらの規定を準用する。<br>一～四　（略）<br>五　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十二条第一項第六号及び第五十四条<br>六～十六　（略）<br>2　（略） |

○地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）（抄）（第三条第三号関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
| --- | --- |
| （他の法令の準用）<br>第十条　次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第十九号及び第二十二号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。<br>一～十一　（略）<br>十二　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十二条第一項第八号及び第五十四条<br>十三～三十一　（略）<br>2　（略） | （他の法令の準用）<br>第十条　次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第十九号及び第二十二号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。<br>一～十一　（略）<br>十二　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十二条第一項第六号及び第五十四条<br>十三～三十一　（略）<br>2　（略） |

○公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）（抄）（第三条第四号関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
| --- | --- |
| （他の法令の準用）<br>第九条　次の法令の規定については、土地開発公社を、都道府県が設立したもの（都道府県が他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該都道府県と、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が設立したもの（指定都市が都道府県以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該指定都市と、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）が設立したもの（中核市が都道府県及び指定都市以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該中核市と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。<br>一～七　（略）<br>八　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十二条第一項第八号及び第五十四条<br>九～十九　（略）<br>2・3　（略） | （他の法令の準用）<br>第九条　次の法令の規定については、土地開発公社を、都道府県が設立したもの（都道府県が他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該都道府県と、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が設立したもの（指定都市が都道府県以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該指定都市と、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）が設立したもの（中核市が都道府県及び指定都市以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該中核市と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。<br>一～七　（略）<br>八　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十二条第一項第六号及び第五十四条<br>九～十九　（略）<br>2・3　（略） |

○広域臨海環境整備センター法施行令（昭和五十六年政令第三百三十号）（抄）（第三条第五号関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
| --- | --- |
| （他の法令の準用）<br>第九条　次の法令の規定については、センターを地方公共団体とみなして、これらの規定を準用する。<br>一・二　（略）<br>三　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十二条第一項第八号及び第五十四条<br>四～七　（略）<br>2・3　（略） | （他の法令の準用）<br>第九条　次の法令の規定については、センターを地方公共団体とみなして、これらの規定を準用する。<br>一・二　（略）<br>三　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十二条第一項第六号及び第五十四条<br>四～七　（略）<br>2・3　（略） |

○独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（抄）（第三条第六号関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
| --- | --- |
| （他の法令の準用）<br>第五十六条　次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。<br>一～十四　（略）<br>十五　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十二条第一項第八号及び第五十四条<br>十六～三十一　（略）<br>2　（略） | （他の法令の準用）<br>第五十六条　次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。<br>一～十四　（略）<br>十五　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十二条第一項第六号及び第五十四条<br>十六～三十一　（略）<br>2　（略） |

○学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第二百三十二号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
| --- | --- |
| （絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部改正）<br>第二十条　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。<br>第二十条第二号中「卒業した者」の下に「（これらを修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同条第三号中「卒業した者」の下に「（これらを修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。 | （絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部改正）<br>第二十条　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。<br>第六条第二号中「卒業した者」の下に「（これらを修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同条第三号中「卒業した者」の下に「（これらを修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。 |

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年六月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第五十一号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び特定国際種事業」を「及び特定国際種事業等」に、「特定国際種事業の規制（一）を「特定国際種事業等の規制（一）に、「第三十三条の五」を「第三十三条の二十二」に、「第三十三条の六―第三十三条の十五」を「第三十三条の二十三―第三十三条の三十三」に、「第四章　保護増殖事業（第四十五条―第四十八条）」を「第四章　保護増殖事業（第四十五条―第四十八条の三）　第五章　認定希少種保全動植物園等（第四十八条の四―第四十八条の十一）」に、「第五章」を「第六章」に、「第六章」を「第七章」に改める。

第二条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　動物園、植物園、水族館その他野生動植物の飼養又は栽培（以下「飼養等」という。）及び展示を主たる目的とする施設として環境省令で定めるもの（以下「動植物園等」という。）を設置し、又は管理する者は、動植物園等が生物の多様性の確保に重要な役割を有していることに鑑み、前二項の国及び地方公共団体が行う施策に協力することにより、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に寄与するよう努めなければならない。

第四条第五項中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に、「次に掲げる要件」を「次の各号」に改め、同条第六項中「前三項」を「第三項から前項まで」に、「中央環境審議会」を「野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　この法律において「特定第二種国内希少野生動植物種」とは、次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう。

一　種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること。

二　種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと。

三　繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと。

四　国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。

第六条第二項中第六号を第八号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　第四十八条の五第一項に規定する認定希少種保全動植物園等に関する基本的な事項

第六条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　国内希少野生動植物種に係る提案の募集に関する基本的な事項

第六条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　環境大臣は、環境省令で定めるところにより、第二項第三号に規定する提案の募集を行うものとする。

第九条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　販売又は頒布をする目的以外の目的で特定第二種国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をする場合

第十条第一項中「国内希少野生動植物種等」の下に「（特定第二種国内希少野生動植物種を除く。第三項第二号及び第四項第一号並びに次条第三項第一号及び第四項第一号において同じ。）」を加え、同条第四項第二号及び第十項中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に改める。

第十一条の見出し中「捕獲等許可者に対する」を「捕獲等の規制に係る」に改め、同条第三項中「第一項第二号」を「第三項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項第二号中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「執る」を「とる」に改め、同項第二号中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

環境大臣は、第九条の規定に違反して国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等をした者に対し、国内希少野生動植物種等の保存のため必要があると認めるときは、当該違反に係る国内希少野生動植物種等の生きている個体を環境大臣又はその指定する者に譲り渡すことその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2　環境大臣は、前項の規定による命令をした場合において、その命令をされた者がその命令に係る措置をとらないときは、自ら措置をとるとともに、その費用の全部又は一部をその者に負担させることができる。

第十二条第一項第二号中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に改め、同項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、同項第五号中「第二十条の三第一項本文」を「第二十条の四第一項本文」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　第三十三条の七第一項に規定する特別国際種事業者（第十七条第二号において単に「特別国際種事業者」という。）が、特別特定器官等の譲渡し又は引渡しをする場合

第十二条第一項第四号中「第九条第二号に規定する」を「第九条第三号に掲げる」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「場合」の下に「（第三十三条の六第一項に規定する特別特定器官等（第七号及び第十七条各号において単に「特別特定器官等」という。）を、同項に規定する特別国際種事業（第十七条第二号において単に「特別国際種事業」という。）として譲り渡し、又は引き渡す場合を除く。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　販売若しくは購入又は頒布をする目的以外の目的で特定第二種国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をする場合

第十二条第二項中「前項第六号又は第七号」を「前項第八号又は第九号」に改める。

第十三条第一項中「第七号」を「第九号」に改める。

第十四条の見出し中「譲渡し等許可者に対する」を「譲渡し等の規制に係る」に改め、同条中「執る」を「とる」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

環境大臣は、第十二条第一項の規定に違反して希少野生動植物種の個体等の譲受け又は引取りをした者に対し、希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、当該違反に係る希少野生動植物種の個体等を環境大臣又はその指定する者に譲り渡すことその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2　環境大臣は、前項の規定による命令をした場合において、その命令をされた者がその命令に係る措置をとらないときは、自ら措置をとるとともに、その費用の全部又は一部をその者に負担させることができる。

第十五条並びに第十六条第一項及び第二項中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に改める。

第十七条ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　特定第一種国内希少野生動植物種の個体等、特定器官等（特別特定器官等を除く。）、第九条第三号に該当して捕獲等をした国内希少野生動植物種等の個体若しくはその個体の器官若しくはこれらの加工品、第二十条第一項の登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等又は第二十条の四第一項本文の規定により記載をされた同項の事前登録済証に係る原材料器官等の陳列又は広告をする場合その他希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがない場合として環境省令で定める場合

二　特別特定器官等の陳列又は広告をする場合（特別国際種事業者以外の者が特別国際種事業として陳列又は広告をする場合を除く。）

第十九条第一項第二号及び第三号中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に改める。

第二十条第二項中「次条第一項」を「第二十条の三第一項」に改め、「及び第五十八条第三号」を削り、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　個体等を識別するために特に措置を講ずることが必要な国際希少野生動植物種として環境省令で定めるものの個体等の登録を申請する場合にあっては、登録を受けようとする個体等に講じた個体識別措置（個体等に割り当てられた番号（第四項第三号及び第二十一条第六項において「個体識別番号」という。）を識別するための措置であって、国際希少野生動植物種ごとに環境省令で定めるものに限る。第七項、第二十一条第六項及び第二十二条の二において同じ。）

第二十条第四項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号の次に次の三号を加える。

三　登録をした個体等に係る個体識別番号

四　登録年月日

五　次条第一項に規定する登録の有効期間がある場合にあっては、その満了の日

第二十条第十項を同条第十二項とし、同条第七項から第九項までを二項ずつ繰り下げ、同条第六項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者は、その登録に係る第二項第四号に掲げる個体識別措置を変更したときは、環境省令で定めるところにより、当該登録に係る登録票を環境大臣に提出して、変更登録を受けなければならない。

第二十条第四項の次に次の一項を加える。

5　環境大臣は、第二項の申請書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

第二十条の三を第二十条の四とする。

第二十条の二第二項中「、第五十八条第三号及び第五十九条第二号」を削り、同条第四項中「前条第十項」を「第二十条第十二項」に改め、同条を第二十条の三とし、第二十条の次に次の一条を加える。

（登録の更新）

**第二十条の二**　登録のうち、定期的にその状態を確認する必要がある個体等として環境省令で定めるものに係るものは、五年を超えない範囲内において環境省令で定める期間（第三項及び第四項において「登録の有効期間」という。）ごとに、当該登録に係る登録票を環境大臣に提出して、その更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　前条第二項から第五項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

3　第一項の更新の申請があった場合において、登録の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4　前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

第二十一条第一項ただし書中「第二十条第五項」を「第二十条第六項若しくは第七項」に、「又は同条第七項」を「、同条第九項」に改め、「書換交付」の下に「又は第二十条の二第一項の登録の更新」を加え、同条に次の一項を加える。

6　登録に係る国際希少野生動植物種の個体等のうち個体識別措置が講じられたものを取り扱う者は、環境省令で定めるところにより、当該個体等の個体識別番号を識別できるよう取り扱わなければならない。

第二十二条第一項第二号中「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同項第三号中「第二十条第八項」を「第二十条第十項」に改め、同項に次の一号を加える。

四　第二十条の二第一項に規定する登録の有効期間がある場合には、当該登録の有効期間が満了した場合

第二十二条第二項中「第二十条第八項」を「第二十条第十項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　返納すべき登録票の占有者がこれを保有することを希望するときは、返納を受けた環境大臣は、環境省令で定めるところにより、その登録票に消印をしてこれを当該登録票の占有者に還付することができる。

第二十二条の次に次の一条を加える。

（登録等の取消し）

**第二十二条の二**　環境大臣は、登録等、第二十条第六項若しくは第七項の変更登録、同条第九項の登録票の書換交付、同条第十項（前条第二項において準用する場合を含む。）の登録票の再交付若しくは第二十条の二第一項の登録の更新が偽りその他不正の手段によりなされたことが判明したとき、登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者が第二十条第七項の規定に違反したとき、又は登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等のうち個体識別措置が講じられたものが第二十一条第六項の規定に違反して占有者に取り扱われたと認めるときは、当該登録等を取り消すことができる。

第二十三条の見出しを「（個体等登録機関）」に改め、同条第一項中「前条」を「第二十二条」に、「第二十条の三第四項」を「第二十条の四第四項」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に、「登録機関」を「個体等登録機関」に改め、同条第二項中「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同条第三項第一号及び第二号中「であること。」を削り、同項第三号中「こと。」を「もの」に改め、同条第四項第一号中「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同条第五項中「登録機関登録簿」を「個体等登録機関登録簿」に改め、同条第六項中「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同条第七項中「登録機関が」を「個体等登録機関が」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に、「前条」を「第二十二条」に、「これらの規定」を「第二十条第一項」に、「「登録機関」を「個体等登録機関（第二十三条第一項に規定する個体等登録機関をいう。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）」と、第二十条第二項から第十一項まで（第四項を除く。）、第二十条の二第一項、第二十条の三第一項から第三項まで、第二十条の四（第一項を除く。）、第二十一条第五項及び第二十二条中「環境大臣」とあるのは「個体等登録機関」に改める。

第二十四条の見出し中「登録機関」を「個体等登録機関」に改め、同条第一項及び第二項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同条第三項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務を実施する事業所の所在地」を「前条第五項第二号又は第三号に掲げる事項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、環境省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

第二十四条第十項中「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に、「登録機関」を「個体等登録機関」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「登録を」を「登録等を」に、「登録機関」を「個体等登録機関」に改め、同項を同条第六項とし、同条第七項とし、同条第五項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　個体等登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、遅滞なく、環境大臣にその旨を届け出なければならない。

第二十五条中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改める。

第二十六条の見出し中「登録機関」を「個体等登録機関」に改め、同条第一項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に、「執る」を「とる」に改め、同条第二項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に、「執る」を「とる」に改め、同条第三項中「第二十四条第四項」を「第二十四条第五項」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同条第四項中「登録機関」を「個体等登録機関」に改め、同条第五項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務の」を「個体等登録関係事務の」に改め、同項第一号中「第五項まで、第七項又は第八項」を「第六項まで、第八項又は第九項」に改め、同項第二号中「第二十四条第四項」を「第二十四条第五項」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同項第三号中「第二十四条第六項各号」を「第二十四条第七項各号」に改める。

第二十七条第一項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改める。

第二十八条の見出し中「登録機関」を「個体等登録機関」に改め、同条中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改める。

第二十八条の二第三号中「第二十四条第八項」を「第二十四条第九項」に改め、同条第四号中「第二十四条第九項」を「第二十四条第十項」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同条第五号中「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改める。

第二十九条第一項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同項第二号中「第二十条第五項」を「第二十条第六項若しくは第七項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に改め、同項に次の一号を加える。

四　第二十条の二第一項の登録の更新を受けようとする者

第二十九条第二項中「登録機関」を「個体等登録機関」に改める。

第二章第四節の節名中「特定国際種事業」を「特定国際種事業等」に改める。

第三十条第一項中「特定国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しの業務を伴う」を「特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しの業務を伴う」に改め、同項第二号及び第三号中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に改め、同条第五項中「第三項の」を「第三項及び前項の規定は第二項の規定による届出について、第四項の」に改め、「、前項の規定は第二項の規定による届出について」及び「前項中」を削り、「命令」と」の下に「、第四項中「農林水産大臣」とあるのは「特定国内種関係大臣」と、前項中「環境省令、農林水産省令」とあるのは「環境大臣及び特定国内種関係大臣の発する命令」と」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　環境大臣及び農林水産大臣は、第一項の規定による届出があったときは、届出に係る番号をその届出をした者に通知するとともに、環境省令、農林水産省令で定めるところにより、その届出をした者の氏名又は名称及び住所並びにその番号その他環境省令、農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。

第三十一条第一項及び第二項中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者は、その特定国内種事業に関し特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の陳列又は広告をするときは、環境省令、農林水産省令で定めるところにより、同条第三項の規定により通知された届出に係る番号その他環境省令、農林水産省令で定める事項を表示しなければならない。

第三十二条第一項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第二項中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に改め、同条第三項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第二章第四節第二款の款名中「特定国際種事業」を「特定国際種事業等」に改める。

第三十三条の二中「定める特定器官等」の下に「（第三十三条の六第一項に規定する特別特定器官等を除く。以下この条から第三十三条の四までにおいて同じ。）」を加える。

第三十三条の三の見出し中「特定国際種事業を行う者」を「特定国際種事業者」に改め、同条第一項中「行う者」の下に「（以下「特定国際種事業者」という。）」を加え、「第三十三条の六第一項」を「第三十三条の二十三第二項」に改め、同条第二項中「前条の規定による届出をして特定国際種事業を行う者」を「特定国際種事業者」に、「確認し」を「確認し」に改める。

第三十三条の四の見出し中「特定国際種事業を行う者」を「特定国際種事業者」に改め、同条第一項中「第三十三条の二の規定による届出をして特定国際種事業を行う者」を「特定国際種事業者」に改め、「前条の規定」の下に「又は次条において準用する第三十一条第三項の規定」を加え、「同条」を「これら」に改め、同条第二項中「第三十三条の二の規定による届出をして特定国際種事業を行う者」を「特定国際種事業者」に改める。

第三十三条の五中「第三十条第三項の」を「第三十条第三項及び第五項の規定は第三十三条の二の規定による届出について、第三十条第四項及び第三十一条第三項の」に改め、「、第三十条第四項の規定は第三十三条の二の規定による届出について」を削り、「第三十条第三項中」の下に「農林水産大臣」とあるのは「特定国際種関係大臣（第三十三条の二に規定する特定国際種関係大臣をいう。以下この項から第五項まで、次条第三項並びに第三十三条第一項において同じ。）」と、「環境省令、農林水産省令」とあるのは「環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令」と、同条第四項中」を、「特定国際種事業」の下に「（第三十三条の二に規定する特定国際種事業をいう。次条第三項において同じ。）」を加え、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、「命令」と」の下に「、第三十一条第三項中「特定国内種事業」とあるのは「特定国際種事業」と、「特定第一種国内希少野生動植物種の個体等」とあるのは「特定器官等（第三十三条の六第一項に規定する特別特定器官等を除く。）であって第三十三条の二の政令で定める要件に該当するもの」と、「環境省令、農林水産省令」とあるのは「環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令」と」を加える。

第三十三条の十五中「第二十四条第九項及び第十項」を「第二十四条第十項及び第十一項」に、「これらの規定」を「第二十三条第六項」に、「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等（第三十三条の二十三第二項に規定する環境大臣等をいう。第二十四条第十項及び第十一項並びに第二十七条第一項において同じ。）」に改め、「第二十四条第十項中」の下に「「環境大臣」とあるのは「環境大臣等」と、同条第十一項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣等」と、」を加え、「環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令」を「環境大臣等の発する命令」と、第二十七条第一項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣等」に改め、第二章第五節中同条を第三十三条の三十三とする。

第三十三条の十四第一項中「第三十三条の七第一項」を「第三十三条の二十五第一項」に改め、同条を第三十三条の三十二とする。

第三十三条の十三中「環境大臣及び特定国際種関係大臣は」を「環境大臣等は」に改め、同条第二号中「第三十三条の九第三項」を「第三十三条の二十七第三項」に改め、同条第三号中「第三十三条の九第八項」を「第三十三条の二十七第九項」に改め、同条第四号中「第三十三条の十五」を「第三十三条の三十三」に、「第二十四条第九項」を「第二十四条第十項」に、「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に改め、同条第五号中「第三十三条の十一第四項」を「第三十三条の二十九第四項」に改め、同条を第三十三条の三十一とする。

第三十三条の十二中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に改め、同条を第三十三条の三十とする。

第三十三条の十一第一項中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に、「第三十三条の八第四項各号」を「第三十三条の二十六第四項各号」に、「執る」を「とる」に改め、同条第二項中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に、「第三十三条の九第一項」を「第三十三条の二十七第一項」に、「執る」を「とる」に改め、同条第三項中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に、「第三十三条の九第四項」を「第三十三条の二十七第五項」に改め、同条第四項中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に、「第三十三条の八第三項第一号」を「第三十三条の二十六第三項第一号」に改め、同条第五項中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環

境大臣等」に改め、同項第一号中「第三十三条の九第三項から第五項まで、第七項又は第八項」を「第三十三条の二十七第三項から第六項まで、第八項又は第九項」に改め、同項第二号中「第三十三条の九第四項」を「第三十三条の二十七第五項」に改め、同条を第三十三条の二十九とする。

第三十三条の十を第三十三条の二十八とする。

第三十三条の九第二項中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に改め、同条第三項中「認定関係事務を実施する事業所の所在地」を「前条第五項第二号及び第三号に掲げる事項」に、「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、環境大臣等の発する命令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

第三十三条の九第八項中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第三十三条の七第一項」を「第三十三条の二十五第一項」に改め、同項第三号及び第四号中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　認定機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、遅滞なく、環境大臣等にその旨を届け出なければならない。

第三十三条の九を第三十三条の二十七とする。

第三十三条の八第一項中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に改め、同条第三項第一号中「であること。」を削り、同項第二号中「第三十三条の十一第四項」を「第三十三条の二十九第四項」に改め、「であること。」を削り、同項第三号中「こと。」を「もの」に改め、同条第四項中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に改め、同項第二号イ及びロ中「特定国際種事業」の下に「又は特別国際種事業」を加え、同条第五項第三号中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に改め、同条第六項中「同条中「環境大臣及び特定国際種関係大臣は」とあるのは、」を「同条第一項中「環境大臣等」とあるのは「認定機関（次条第一項に規定する認定機関をいう。第三項において同じ。）」と、同条第三項中「環境大臣等は」とあるのは」に改め、同条を第三十三条の二十六とする。

第三十三条の七第一項中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に改め、同条第二項第一号中「前条第一項」を「第三十三条の二十三第一項又は第二項」に改め、同項第三号並びに同条第三項及び第五項中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に改め、同条を第三十三条の二十五とする。

第三十三条の六第一項中「第三十三条の二の規定による届出をして特定国際種事業を行う者」を「特別国際種事業者」に、「特定国際種事業」を「特別国際種事業」に、「、環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「、環境大臣及び特別国際種関係大臣」に、「、特定器官等」を「、特別特定器官等」に、「次条第一項の製品の原材料となる」を「政令で定める要件に該当する」に改め、「に限る」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「作成することができる」を「作成しなければならない」に改め、同項第一号中「得られた部分である特定器官等の譲渡し又は引渡しをする」を「特別特定器官等を得た」に改め、同項第二号中「その特定器官等」を「その特別特定器官等」に、「特定器官等の分割」を「特別特定器官等の分割」に、「得られた部分である特定器官等の譲渡し又は引渡しをする」を「新たに特別特定器官等を得た」に改め、同項第三号中「譲渡し又は引渡しをする特定器官等」を「適法に取得した特別特定器官等」に、「特定国際種関係大臣」を「特別国際種関係大臣」に改め、同条第四項中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に、「特定国際種事業を行う者が第一項各号」を「特定国際種事業者が第二項各号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「するものとする」を「しなければならない」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　特定国際種事業者又は特別国際種事業者は、第一項又は第二項の管理票が作成された特定器官等の譲渡し又は引渡しをした場合には、環境大臣等の発する命令で定めるところにより、第一項又は第二項の管理票の写しを保存しなければならない。

第三十三条の六第二項中「前項」を「前二項」に、「するものとする」を「しなければならない」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　特定国際種事業者又は特別国際種事業者は、その特定国際種事業又は特別国際種事業に関し次の各号のいずれかに該当する場合に限り、環境大臣、特定国際種関係大臣及び特別国際種関係大臣（以下この節において「環境大臣等」という。）の発する命令で定めるところにより、特定器官等（特別特定器官等のうち前項の政令で定める要件に該当するものを除き、第三十三条の二十五第一項の製品の原材料となるものに限る。以下この項において同じ。）の管理票を作成することができる。

一　その個体等に係る登録票等とともに譲り受け、又は引き取った原材料器官等の分割により得られた部分である特定器官等の譲渡し又は引渡しをする場合

二　その特定器官等に係る管理票とともに譲り受け、又は引き取った特定器官等の分割により得られた部分である特定器官等の譲渡し又は引渡しをする場合

三　前二号に掲げるもののほか、譲渡し又は引渡しをする特定器官等が登録要件に該当するものであることが明らかである場合として環境大臣等の発する命令で定める場合

第三十三条の六を第三十三条の二十三とし、同条の次に次の一条を加える。

（管理票の作成の制限）

**第三十三条の二十四**　何人も、前条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する場合のほか、同条第一項又は第二項の管理票を作成してはならない。

第二章第四節第二款に次の十七条を加える。

（特別国際種事業者の登録）

**第三十三条の六**　譲渡し等の管理が特に必要なものとして政令で定める特定器官等であってその形態、大きさその他の事項に関し特定器官等の種別に応じて政令で定める要件に該当するもの（以下この章において「特別特定器官等」という。）の譲渡し又は引渡しの業務を伴う事業（以下この章において「特別国際種事業」という。）を行おうとする者は、環境大臣及び特別特定器官等の種別に応じて政令で定める大臣（以下この章において「特別国際種関係大臣」という。）の登録を受けなければならない。

2　前項の登録を受けようとする者は、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣及び特別国際種関係大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　特別特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地

三　譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特別特定器官等の種別

四　前三号に掲げるもののほか、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める事項

3　前項の申請書には、第一項の登録を受けようとする者が現に占有している原材料器官等であって特定器官等に該当しないもののうち環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるものの全てが第二十条第一項の登録、第二十条の二第一項の登録の更新又は第二十条の三第一項の事前登録を受けたものであることを証する書類を添付しなければならない。

4　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、第二項の申請書の提出があったときは、第六項の規定により登録を拒否する場合を除き、第二項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を特別国際種事業者登録簿に登録しなければならない。

5　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、前項の規定により登録したときは、遅滞なく、その旨及び登録番号を申請者に通知しなければならない。

6　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、第二項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくは第三項の添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二　禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

三　第三十三条の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者
四　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
五　法人であって、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
六　未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人であって、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

7　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

（特別国際種事業者の変更の届出等）

**第三十三条の七**　前条第一項の登録を受けた者（以下「特別国際種事業者」という。）は、同条第二項各号に掲げる事項について変更があったときは、その日から起算して三十日を経過するまでの間に、その旨を環境大臣及び特別国際種関係大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、前項の規定による変更の届出を受理したときは、その届出があった事項を前条第四項の特別国際種事業者登録簿に登録しなければならない。

（特別国際種事業者登録簿の記載事項の公表）

**第三十三条の八**　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、第三十三条の六第四項の特別国際種事業者登録簿に記載された事項のうち、氏名又は名称及び登録番号その他環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める事項を公表しなければならない。

（特別国際種事業者の廃止の届出）

**第三十三条の九**　特別国際種事業者がその特別国際種事業を廃止したときは、その日から起算して三十日を経過するまでの間に、その旨を環境大臣及び特別国際種関係大臣に届け出なければならない。

（特別国際種事業者の登録の更新）

**第三十三条の十**　第三十三条の六第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　第三十三条の六第二項から第七項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

3　第一項の登録の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4　前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（特別国際種事業者の遵守事項）

**第三十三条の十一**　特別国際種事業者は、その特別国際種事業に関し特別特定器官等の譲受け又は引取りをするときは、その特別特定器官等の譲渡人又は引渡人の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が法人である場合にはその代表者の氏名を確認するとともに、その特別特定器官等に第三十三条の二十三第一項又は第二項の管理票が付されていない場合にあっては、その譲渡人又は引渡人からその特別特定器官等の入手先を聴取しなければならない。

2　特別国際種事業者は、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、前項の規定により確認し、又は聴取した事項その他特別特定器官等の譲渡し等に関する事項を書類に記載し、及びこれを保存しなければならない。

3　特別国際種事業者は、その特別国際種事業に関し特別特定器官等の陳列又は広告をするときは、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、第三十三条の六第五項の規定により通知された登録番号その他環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める事項を表示しなければならない。

（特別国際種事業者に対する措置命令）

**第三十三条の十二**　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、その特別国際種事業を適正化させ希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認めるときは、特別国際種事業者に対し、この法律の規定が遵守されることを確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（特別国際種事業者の登録の取消し等）

**第三十三条の十三**　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、特別国際種事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反したとき。
二　不正の手段により第三十三条の六第一項の登録又は第三十三条の十第一項の登録の更新を受けたとき。
三　第三十三条の六第六項各号のいずれかに該当することとなったとき。
四　虚偽の事項を記載した第三十三条の二十三第一項又は第二項の管理票を作成したとき。

（報告徴収及び立入検査）

**第三十三条の十四**　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、この節及び次節の規定の施行に必要な限度において、特別国際種事業者に対し、その特別国際種事業に関し報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、その特別国際種事業を行うための施設に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、この節及び次節の規定を施行するため特に必要があると認めるときは、特別国際種事業者と取引する者に対し、当該特別国際種事業者の業務又は財産に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

3　第一項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（事業登録機関）

**第三十三条の十五**　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、第三十三条の六から第三十三条の十までに規定する環境大臣及び特別国際種関係大臣の事務（以下「事業登録関係事務」という。）について、環境大臣及び特別国際種関係大臣の登録を受けた者（以下「事業登録機関」という。）があるときは、事業登録機関に行わせるものとする。

2　前項の登録（以下この節において「機関登録」という。）は、事業登録関係事務を行おうとする者の申請により行う。

3　次の各号のいずれかに該当する者は、機関登録を受けることができない。

一　この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
二　第三十三条の十八第四項又は第五項の規定により機関登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
三　法人であって、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

4　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、他に機関登録を受けた者がなく、かつ、機関登録の申請をした者（以下この項において「機関登録申請者」という。）が次の各号のいずれにも適合しているときは、機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に関して必要な手続は、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める。

一　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において獣医学その他特別特定器官等の識別に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であって、通算して三年以上特別特定器官等の識別に関する実務の経験を有するものが事業登録関係事務を実施し、その人数が四名以上であること。
二　機関登録申請者が、次のいずれかに該当するものでないこと。
イ　機関登録申請者が株式会社である場合にあっては、特別国際種事業を行う者がその親法人であること。
ロ　機関登録申請者の役員又は職員のうちに、特別国際種事業を行う者の役員又は職員である者（過去二年間にその特別国際種事業を行う者の役員又は職員であった者を含む。）があること。

5　機関登録は、事業登録機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
一　機関登録の年月日
二　機関登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
三　前二号に掲げるもののほか、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める事項
6　事業登録機関が事業登録関係事務を行う場合における第三十三条の六から第三十三条の九までの規定の適用については、第三十三条の六第一項中「環境大臣及び特別特定器官等の種別に応じて政令で定める大臣（以下この章において「特別国際種関係大臣」という。）」とあるのは「事業登録機関（第三十三条の十五第一項に規定する事業登録機関をいう。以下この条から第三十三条の九までにおいて同じ。）」と、同条第二項中「環境大臣及び特別国際種関係大臣に」とあるのは「事業登録機関に」と、同条第四項から第七項までの規定中「環境大臣及び特別国際種関係大臣」とあるのは「事業登録機関」と、第三十三条の七第一項中「環境大臣及び特別国際種関係大臣」とあるのは「事業登録機関に」と、同条第二項中「環境大臣及び特別国際種関係大臣に」とあるのは「事業登録機関」と、第三十三条の八第一項中「環境大臣及び特別国際種関係大臣は」とあるのは「事業登録機関は」と、第三十三条の九中「環境大臣及び特別国際種関係大臣」とあるのは「事業登録機関」とする。

（事業登録機関の遵守事項）

**第三十三条の十六**　事業登録機関は、事業登録関係事務を実施することを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、事業登録関係事務を実施しなければならない。
2　事業登録機関は、公正に、かつ、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める方法により事業登録関係事務を実施しなければならない。
3　事業登録機関は、前条第五項第二号及び第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、環境大臣及び特別国際種関係大臣に届け出なければならない。ただし、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。
4　事業登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、遅滞なく、環境大臣及び特別国際種関係大臣にその旨を届け出なければならない。
5　事業登録機関は、事業登録関係事務の開始前に、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、事業登録関係事務の実施に関する規程を定め、環境大臣及び特別国際種関係大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
6　事業登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財務諸表等を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。
7　第三十三条の六第一項の登録を受けようとする者その他の利害関係人は、事業登録機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、事業登録機関の定めた費用を支払わなければならない。
一　財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二　前号の書面の謄本又は抄本の請求
三　財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
8　事業登録機関は、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、帳簿を備え、事業登録関係事務に関し環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
9　事業登録機関は、環境大臣及び特別国際種関係大臣の許可を受けなければ、事業登録関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（秘密保持義務等）

**第三十三条の十七**　事業登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、事業登録関係事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。
2　事業登録関係事務に従事する事業登録機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（事業登録機関に対する適合命令等）

**第三十三条の十八**　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、事業登録機関が第三十三条の十五第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、事業登録機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
2　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、事業登録機関が第三十三条の十六第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、事業登録機関に対し、事業登録関係事務を実施すべきこと又は事業登録関係事務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
3　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、第三十三条の十六第五項の規程が事業登録関係事務の公正な実施上不適当となったと認めるときは、その規程を変更すべきことを命ずることができる。
4　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、事業登録機関が第三十三条の十五第三項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、機関登録を取り消さなければならない。
5　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、事業登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、機関登録を取り消し、又は期間を定めて事業登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一　第三十三条の十六第三項から第六項まで、第八項又は第九項の規定に違反したとき。
二　第三十三条の十六第五項の規程によらないで事業登録関係事務を実施したとき。
三　正当な理由がないのに第三十三条の十六第七項各号の規定による請求を拒んだとき。
四　第一項から第三項までの規定による命令に違反したとき。
五　不正の手段により機関登録を受けたとき。

（事業登録機関がした処分等に係る審査請求）

**第三十三条の十九**　事業登録機関が行う事業登録関係事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、環境大臣及び特別国際種関係大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、環境大臣及び特別国際種関係大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、事業登録機関の上級行政庁とみなす。

（公示）

**第三十三条の二十**　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。
一　機関登録をしたとき。
二　第三十三条の十六第三項の規定による届出があったとき。
三　第三十三条の十六第九項の規定による許可をしたとき。
四　第三十三条の二十二において準用する第二十四条第十項の規定により環境大臣及び特別国際種関係大臣が事業登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた事業登録関係事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。
五　第三十三条の十八第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消し、又は同項の規定により事業登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

（手数料）

**第三十三条の二十一**　第三十三条の六第一項の登録を受けようとする者又は第三十三条の十第一項の登録の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（事業登録機関が事業登録関係事務を行う場合にあっては、事業登録機関）に納めなければならない。
2　前項の規定により事業登録機関に納められた手数料は、事業登録機関の収入とする。

（準用）

第三十三条の二十二　第二十三条第六項の規定は機関登録について、第二十四条第十項及び第十一項並びに第二十七条の規定は事業登録関係事務について準用する。この場合において、第二十三条第六項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣及び特別国際種関係大臣（第三十三条の六第一項に規定する特別国際種関係大臣をいう。次条第十項及び第十一項並びに第二十七条第一項において同じ。）」と、第二十四条第十項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣及び特別国際種関係大臣」と、同条第十一項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣及び特別国際種関係大臣」と、「環境省令」とあるのは「環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令」と、第二十七条第一項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣及び特別国際種関係大臣」と、「この節」とあるのは「この款」と読み替えるものとする。

第三十六条第二項中「は、指定の区域、指定」を「又はその変更は、その区域及び名称、指定又はその変更」に、「及び指定の区域の」を「並びにその区域の」に改め、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第三項、第七項及び第八項」を「第四項、第八項及び第九項」に、「第七項中」を「第八項中」に、「指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の」を「その区域及び名称、その」に改め、「指針」の下に「並びに指定の期間（第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）」を加え、「、第八項」を「、第九項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「指定」の下に「又はその変更」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項中「指定を」の下に「し、又はその変更を」を加え、「指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の」を「その区域及び名称、その」に改め、「指針」の下に「並びに指定の期間（第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「その他指定」の下に「又はその変更」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「指定を」の下に「し、又はその変更を」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「指定を」の下に「し、又はその変更を」を、「するとき」の下に「（指定の変更にあっては、区域を拡張し、又は指定の期間を定め、若しくは延長する場合に限る。次項及び第七項において同じ。）」を加え、「指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の」を「その区域及び名称並びにその」に、「第六項」を「第七項」に改め、「という。）」の下に「並びに指定の期間（第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「指定」の下に「をし、又はその変更」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　環境大臣は、指定をし、又はその変更をしようとする場合において、必要があると認めるときは、指定の期間を定めることができる。

第三十七条第三項を次のように改める。

3　前条第二項及び第四項から第九項までの規定は第一項の規定による指定及びその変更について、同条第四項、第八項及び第九項の規定は前項の規定による指定の解除について、同条第八項の規定は次項の規定による指定について準用する。この場合において、同条第二項中「その区域及び名称、指定又はその変更に係る国内希少野生動植物種並びにその区域の保護に関する指針」とあるのは第一項の規定による指定及びその変更については「その区域」と、同条第五項中「区域を拡張し、又は指定の期間を定め、若しくは延長する場合」とあるのは第一項の規定による指定及びその変更については「区域を拡張する場合」と、「並びに指定の期間（第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）を公衆」とあるのは第一項の規定による指定及びその変更については「を公衆」と、同条第八項中「その旨並びにその区域及び名称、その区域の保護に関する指針並びに指定の期間（第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）」とあるのは第一項の規定による指定及びその変更については「その旨及びその区域」と、前項の規定による指定の解除については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、次項の規定による指定については「その旨及びその区域並びにその区域ごとの期間」と、同条第九項中「前項の規定による公示」とあるのは「次条第三項において準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

第三十八条第二項中「指定」の下に「をし、又はその変更」を、「するとき」の下に「（指定の変更にあっては、区域の拡張に限る。）」を加え、同条第五項中「第三十六条第七項及び第八項」を「第三十六条第八項及び第九項」に改め、「は第一項の規定による指定及び」の下に「、第三十六条第七項」を「、第三十六条第八項」に、「指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の」を「その区域及び名称、その」に改め、「指針」の下に「並びに指定の期間（第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「指定を」の下に「し、又はその変更を」を加え、「指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の」を「その区域及び名称、その」に改め、「指針」の下に「並びに指定の期間（第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「指定」の下に「をし、又はその変更」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　指定の期間を定めることができる。

第三十九条第六項第三号中「指定」の下に「又はその変更」を加える。

第四十二条第一項中「指定」の下に「又はその変更」を加える。

第四十五条第一項中「第三項」の下に「及び第四十八条の二」を加える。

第五十七条の二中「第九条、第十二条第一項又は第十五条第一項の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第九条、第十二条第一項又は第十五条第一項の規定に違反した者

二　偽りその他不正の手段により第十条第一項の許可、第十三条第一項の許可、第二十条第一項の登録、第二十条の二第一項の登録の更新、第二十条の三第一項の登録、第三十三条の六第一項の登録又は第三十三条の十第一項の登録の更新を受けた者

第五十八条第一号中「第十一条第一項、第十四条」を「第十一条第一項若しくは第三項、第十四条第一項若しくは第三項」に改め、「第十八条」の下に「、第三十三条の十二」を加え、同条第二号中「第十七条」の下に「、第二十条第七項」を加え、同条第三号中「登録、事前登録、第二十条第五項」を「第二十条第六項若しくは第七項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改める。

第五十九条第二号中「事前登録を」を「第二十条の三第一項の登録を」に、「第二十条の三第一項本文」を「第二十条の四第一項本文」に改め、同条第三号中「第二十条の三第四項」を「第二十条の四第四項」に、「又は第三十三条の六第四項」を「、第三十三条の十三又は第三十三条の二十三第六項」に改め、同条第四号中「第三十八条第四項」を「第三十三条の二十三第一項、第三十三条の二十四又は第三十八条第四項」に改め、同条に次の二号を加える。

五　第三十三条の二十三第一項の管理票に虚偽の事項を記載した特別国際種事業者

六　第三十三条の二十三第二項の管理票に虚偽の事項を記載した特定国際種事業者又は特別国際種事業者

第六十条中「又は第三十三条の十第一項」を「、第三十三条の十七第一項又は第三十三条の二十八第一項」に改める。

第六十一条中「又は第三十三条の十一第五項」を「、第三十三条の十八第五項又は第三十三条の二十九第五項」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務、事業登録関係事務」に、「登録機関」を「個体等登録機関、事業登録機関」に改める。

第六十三条第三号中「第二十条第九項」を「第二十条第十一項」に改め、同条第四号中「第二十条の三第一項ただし書」を「第二十条の四第一項ただし書」に改め、同条第五号中「第二十条の三第二項」を「第二十条の四第二項」に改め、同条第六号中「又は第三十条第三項（同条第五項」を「、第三十条第四項（同条第六項」に改め、「含む。）」の下に「、第三十三条の七第一項、第三十三条の九又は第三十三条の二十三第三項から第五項まで」を加え、同条第七号中「同じ。）」の下に「若しくは第三十三条の十四第一項若しくは第二項」を、「又は第三十三条第一項」の下に「若しくは第三十三条の十四第一項」を加え、「した者」を「し、若しくは物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出した者」に改め、同条第八号中「第三十三条の七第一項」を「第三十三条の二十五第一項」に改め、同条第九号中「第三十三条の七第四項」を「第三十三条の二十五第四項」に改め、同条第十一号中「第四十二条第四項」の下に「又は第四十八条の二第四項」を加え、「同条第一項」を「第四十二条第一項又は第四十八条の二第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

十二　第四十八条の十一に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六十四条中「登録機関」を「個体等登録機関、事業登録機関」に改め、同条第一号中「第二十四条第七項又は第三十三条の九第七項」を「第二十四条第八項、第三十三条の十六第八項又は第三十三条の二十七第八項」に、「第二十四条第七項若しくは第三十三条の九第七項」を「第二十四条第八項、第三十三条の十六第八項若しくは第三十三条の二十七第八項」に改め、同条第二号中「第二十四条第八項」を「第二十四条第九項、第三十三条の十六第九項」に、「第三十三条の九第八項」を「第三十三条の二十七第九項」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務、事業登録関係事務」に改め、同条第三号中「第三十三条の十五」を「第三十三条の二十二及び第三十三条の三十三」に改める。

第六十五条第一項第二号中「第十七条」の下に「及び第二十条第七項」を加え、「及び第三号」を「又は第三号」に改め、同項第三号中「及び」を「若しくは」に、「並びに」を「又は」に改める。

第六十六条中「登録機関」を「個体等登録機関、事業登録機関」に改め、同条第一号中「第二十四条第五項」を「第二十四条第六項、第三十三条の十六第六項」に、「第三十三条の九第五項」を「第三十三条の二十七第六項」に改め、同条第二号中「第二十四条第六項各号」を「第二十四条第七項各号、第三十三条の十六第七項各号」に、「第三十三条の九第六項各号」を「第三十三条の二十七第七項各号」に改める。

第六章を第七章とする。

第五十条第一項中「第十一条第一項、第十四条」を「第十一条第一項若しくは第三項、第十四条第一項若しくは第三項」に改める。

第五十二条第一項中「環境大臣が」の下に「第十一条第二項、第十四条第二項若しくは」を加える。

第五十四条第二項中「及び第三号」を「から第四号まで」に、「第七号」を「第九号」に改める。

第五章を第六章とする。

第四十八条の次に次の二条及び一章を加える。

（土地への立入り等）

**第四十八条の二**　環境大臣等は、保護増殖事業の実施に係る野生動植物の種の個体の捕獲等に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入り、立木竹を伐採させ、又は土地（水底を含む。以下この条において同じ。）の形質の軽微な変更をさせることができる。

2　環境大臣等は、その職員に前項の規定による行為をさせるときは、あらかじめ、土地の所有者若しくは占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3　第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

5　環境大臣等は、第二項の規定による通知をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不分明なときは、その通知に係る土地又は立木竹の所在地の属する市町村の事務所の掲示場にその通知の内容を掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を官報に掲載しなければならない。この場合においては、その掲示を始めた日又は官報に掲載した日のいずれか遅い日から十四日を経過した日に、その通知は、相手方に到達したものとみなす。

（損失の補償）

**第四十八条の三**　国は、前条第一項の規定による行為によって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

2　第四十四条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

**第五章　認定希少種保全動植物園等**

（希少種保全動植物園等の認定）

**第四十八条の四**　動植物園等を設置し、又は管理する者（法人に限る。）は、申請により、次の各号のいずれにも適合していることについて、動植物園等ごとに、環境大臣の認定を受けることができる。

一　当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等の目的が、第十三条第一項に規定する目的に適合すること。

二　当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等の実施体制及び飼養栽培施設が、当該希少野生動植物種の保存に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。

三　当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等に関する計画が、当該希少野生動植物種の保存に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。

四　前号の計画が確実に実施されると見込まれること。

五　当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の展示の方針その他の事項が、希少野生動植物種の保存に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。

2　前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一　認定を受けようとする者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

二　認定を受けようとする動植物園等の名称及び所在地

三　前号の動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の種名

四　前号に掲げる希少野生動植物種ごとの飼養等及び譲渡し等の目的

五　第三号に掲げる希少野生動植物種ごとの飼養等及び譲渡し等の実施体制及び飼養栽培施設に関する事項

六　前項第三号の計画（第四十八条の十において「計画」という。）

七　前各号に掲げるもののほか、第三号に掲げる希少野生動植物種の展示の方針その他環境省令で定める事項

3　環境大臣は、第一項の認定の申請が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をしなければならない。

4　次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の認定を受けることができない。

一　この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二　第四十八条の九の規定により第一項の認定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

三　その役員のうちに、第一号に該当する者がある者

5　環境大臣は、第一項の認定をしたときは、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める事項を公示しなければならない。次条第一項の規定により変更の認定をしたとき、同条第三項の規定による変更の届出があったとき、同条第四項の規定による廃止の届出があったとき、第四十八条の六第一項の規定により認定の更新をしたとき、又は第四十八条の九の規定により認定を取り消したときも、同様とする。

（変更の認定等）

**第四十八条の五**　前条第一項の認定を受けた動植物園等（以下「認定希少種保全動植物園等」という。）を設置し、又は管理する者（以下「認定希少種保全動植物園等設置者等」という。）は、同条第二項第三号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣の認定を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2　前条第二項から第四項までの規定は、前項の変更の認定について準用する。この場合において、同条第二項中「次に掲げる事項」とあるのは、「変更に係る事項」と読み替えるものとする。

3　認定希少種保全動植物園等設置者等は、前条第二項第一号から第六号までに掲げる事項（同項第三号から第六号までに掲げる事項にあっては、第一項ただし書に規定する軽微な変更に係るものであって、環境省令で定めるものに限る。）を変更したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

4　認定希少種保全動植物園等設置者等は、認定希少種保全動植物園等を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

（認定の更新）

第四十八条の六　第四十八条の四第一項の認定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　第四十八条の四第二項から第四項までの規定は、前項の認定の更新について準用する。

3　第一項の認定の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「認定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、認定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4　前項の場合において、認定の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（記録及び報告）

第四十八条の七　認定希少種保全動植物園等設置者等は、認定希少種保全動植物園等ごとに、希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等に関し環境省令で定める事項を記録し、これを保存するとともに、環境省令で定めるところにより、定期的に、これを環境大臣に報告しなければならない。

（適合命令）

第四十八条の八　環境大臣は、認定希少種保全動植物園等が第四十八条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該認定希少種保全動植物園等設置者等に対し、これらの規定に適合させるため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（認定の取消し）

第四十八条の九　環境大臣は、認定希少種保全動植物園等設置者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第四十八条の四第一項の認定を取り消すことができる。

一　認定希少種保全動植物園等設置者等がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

二　認定希少種保全動植物園等設置者等が不正の手段により第四十八条の四第一項の認定、第四十八条の五第一項の変更の認定又は第四十八条の六第一項の認定の更新を受けたとき。

三　認定希少種保全動植物園等が第四十八条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。

（譲渡し等の禁止等の特例）

第四十八条の十　認定希少種保全動植物園等設置者等が計画に従って行う希少野生動植物種の譲渡し等については、第十二条第一項及び第五十四条第二項の規定は、適用しない。

（報告徴収及び立入検査）

第四十八条の十一　環境大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、認定希少種保全動植物園等設置者等に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、認定希少種保全動植物園等若しくは認定希少種保全動植物園等設置者等の事務所に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

第二条　環境大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この法律による改正後の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「新法」という。）第六条の規定の例により、同条第一項の希少野生動植物種の保存のための基本方針を定めることができる。

2　前項の規定により定められた新法第六条第一項の希少野生動植物種の保存のための基本方針は、施行日において新法第六条の規定により定められたものとみなす。

（捕獲等又は譲渡し等に係る措置命令に関する経過措置）

第三条　施行日前にされたこの法律による改正前の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「旧法」という。）第十一条第一項又は第十四条の規定による命令は、それぞれ新法第十一条第三項又は第十四条第三項の規定による命令とみなす。

（個体等の登録に関する経過措置）

第四条　この法律の施行の際現に旧法第二十条第一項の登録を受けている個体等は、施行日に新法第二十条第一項の登録を受けたものとみなす。

2　この法律の施行の際現に旧法第二十条第三項の規定により交付されている登録票は、新法第二十条第三項の規定により交付された登録票とみなす。この場合において、当該登録票については、同条第四項（第三号から第五号までに係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

3　第一項の規定により新法第二十条第一項の登録を受けたものとみなされた個体等（新法第二十条の二第一項に規定する環境省令で定めるものに係るものに限る。）の当該登録に係る施行日後の最初の更新については、新法第二十条の二第一項中「五年を超えない範囲内において環境省令で定める期間（第三項及び第四項において「登録の有効期間」という。）ごと」とあるのは、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十一号）（以下この項において「改正法」という。）による改正前の第二十条第一項の登録（以下この項において「旧登録」という。）を受けた日から起算して五年（旧登録を受けた日が改正法の施行の日（以下この項において「改正法施行日」という。）の十年前から改正法施行日の前日の三年前の日までの間である場合にあっては改正法施行日から起算して二年、旧登録を受けた日が改正法施行日の前日の十年前の日以前である場合にあっては改正法施行日から起算して一年）を経過する日まで」とする。

（特定国内種事業及び特定国際種事業に関する経過措置）

第五条　施行日前に、新法第三十条第三項（同条第六項及び新法第三十三条の五において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出に係る番号（以下この項において「届出番号」という。）に相当する番号が、旧法第三十条第一項若しくは第二項又は第三十三条の二の規定による届出をした者（次条第一項に規定する者を除く。）について通知がされているときは、当該番号は、届出番号とみなし、当該通知は、新法第三十条第三項の規定によりされた当該届出番号の通知とみなす。この場合において、同項中「第一項の規定による届出があったときは、届出に係る番号をその届出をした者に通知するとともに」とあるのは「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十一号）（以下この項において「改正法」という。）の施行後速やかに」と、「その番号」とあるのは「改正法附則第五条の規定により同条に規定する届出番号とみなされた番号」とする。

（特別国際種事業者に関する経過措置）

第六条　この法律の施行の際現に旧法第三十三条の二の規定による届出をして新法第三十三条の六第一項に規定する特別国際種事業に該当する事業を行っている者は、施行日に同項の登録を受けたものとみなす。

2　前項の規定により新法第三十三条の六第一項の登録を受けたものとみなされた者の当該登録に係る施行日後の最初の更新については、新法第三十三条の十第一項中「五年ごと」とあるのは、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十一号）（以下この項において「改正法」という。）の施行の日（以下この項において「改正法施行日」という。）から起算して三年（改正法による改正前の第三十三条の二の規定による届出が行われた日が平成十一年三月十七日以前である場合にあっては改正法施行日から起算して一年六月）を経過する日まで」とする。

3　施行日前に、新法第三十三条の六第四項の登録番号に相当する番号が、旧法第三十三条の二の規定による届出をした者（第一項の規定により新法第三十三条の六第一項の登録を受けたものとみなされた者に限る。）に通知されているときは、当該番号は、新法第三十三条の六第四項の登録番号とみなし、当該通知は、同条第五項の規定によりされた当該登録番号の通知とみなす。

（事業登録機関に関する経過措置）

**第七条**　新法第三十三条の十五第四項第一号の規定の適用については、施行日前に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は高等専門学校において獣医学その他特別特定器官等（新法第三十三条の六第一項に規定する特別特定器官等をいう。以下この項及び次項において同じ。）に相当する器官等の識別に関して必要な課程を修めて卒業した者は学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において獣医学その他特別特定器官等の識別に関して必要な課程を修めて卒業した者と、その者が有する当該課程を修めて卒業した後の施行日前における特別特定器官等に相当する器官等の識別に関する実務の経験は特別特定器官等の識別に関する実務の経験とみなす。

2　施行日前から引き続き学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において獣医学その他特別特定器官等に相当する器官等の識別に関して必要な課程に在学する者であって、施行日以後に当該課程を修めて卒業したものは、同法に基づく大学又は高等専門学校において獣医学その他特別特定器官等の識別に関して必要な課程を修めて卒業した者とみなす。

（罰則に関する経過措置）

**第八条**　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第九条**　附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

**第十条**　政府は、施行日以後五年を経過した場合において、新法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（登録免許税法の一部改正）

**第十一条**　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百五十九号中「国際希少野生動植物種」を「特別国際種事業者の登録又は国際希少野生動植物種」に、「登録機関又は」を「個体等登録機関、事業登録機関若しくは」に改め、同号(二)中「第三十三条の八第一項」を「第三十三条の二十六第一項」に改め、同号(三)を同号(四)とし、同号(四)の前に次のように加える。

| | |
|---|---|
| (三)　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の十五第一項（事業登録機関の登録）の登録 | 一件につき九万円 |

別表第一第百五十九号(一)中「（平成四年法律第七十五号）」を削り、「登録機関」を「個体等登録機関」に改め、同号(一)を同号(二)とし、同号(二)の前に次のように加える。

| | |
|---|---|
| (一)　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十三条の六第一項（特別国際種事業者の登録）の特別国際種事業者の登録（更新の登録を除く。） | 一件につき九万円 |

（動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正）

**第十二条**　動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第六号中「第五十七条の二」を「第五十七条の二第一号」に、「又は第三項」を「、第三項」に改め、「国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）」の下に「又は第六項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）」を加える。

（農林水産省設置法の一部改正）

**第十三条**　農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第八十三号中「第六条第二項第五号」を「第六条第二項第六号」に改める。

（調整規定）

**第十四条**　施行日が農業機械化促進法を廃止する等の法律（平成二十九年法律第十九号）の施行の日前である場合には、前条の規定中「第四条第一項第八十三号」とあるのは、「第四条第一項第八十四号」とする。

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗
環境大臣　山本　公一
内閣総理大臣　安倍　晋三

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年一月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第十八号**

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十年六月一日とする。

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　中川　雅治
内閣総理大臣　安倍　晋三

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年一月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第十九号**

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十一号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部改正）

**第一条**　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に改める。

第二条中「第六条第二項第三号」を「第六条第二項第四号」に改める。

第六条を第二十条とする。

第五条の六中「第三十三条の十四」を「第三十三条の三十二第一項」に改め、同条を第十九条とする。

第五条の五中「第三十三条の七第一項」を「第三十三条の二十五第一項」に改め、同条を第十八条とする。

第五条の四を第十二条とし、同条の次に次の五条を加える。

（特別国際種事業に係る特定器官等）

**第十三条**　法第三十三条の六第一項の政令で定める特定器官等は、別表第五の2の項に掲げる原材料器官等のうち牙及びその加工品に係る特定器官等とする。

（特別国際種事業者の登録の要件）

第十四条　法第三十三条の六第一項の政令で定める要件は、器官の全形が保持されていないこととする。

（特別国際種関係大臣）

第十五条　法第三十三条の六第一項の特別国際種関係大臣は、経済産業大臣とする。

（特別国際種事業者の登録に関する手数料）

第十六条　法第三十三条の二十一第一項の政令で定める手数料の額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　法第三十三条の六第一項の登録　三万三千五百円

二　法第三十三条の十第一項の登録の更新　三万二千五百円

（管理票の作成をしなければならない特別特定器官等）

第十七条　法第三十三条の二十三第一項の政令で定める要件は、重量が一キログラム以上であり、かつ、最大寸法が二十センチメートル以上であることとする。

第五条の三中「前条第二号に掲げる」を「前条に規定する」に改め、同条を第十一条とする。

第五条の二中「次に掲げるもの」を「別表第五の4の項に掲げる原材料器官等のうち甲及びその加工品に係る特定器官等」に改め、同条各号を削り、同条を第十条とする。

第五条の見出し中「登録等」を「個体等の登録等」に改め、同条中「定めるもの」を「定める額」に改め、同条第一号中「登録」を「法第二十条第一項の登録」に、「三千二百円」を「五千円」に改め、同条第二号中「登録」を「法第二十条第一項の登録」に改め、同条第三号中「変更登録又は」を「法第二十条第六項若しくは第七項の変更登録又は同条第九項の」に改め、同条第四号中「登録票」を「法第二十条第十項の登録票」に改め、同条に次の一号を加える。

五　法第二十条の二第一項の登録の更新　一の個体等につき四千六百円

第五条を第九条とし、第四条を第八条とする。

第三条第二項中「第十五条第一項」を「第十五条第一項ただし書」に、「同表の表二」を「別表第一の表二」に改め、同条を第七条とする。

第二条の五中「第十二条第一項第三号」を「第十二条第一項第四号」に改め、同条を第六条とする。

第二条の四中「第十二条第一項第三号」を「第十二条第一項第四号」に改め、同条を第五条とする。

第二条の三中「第六条第二項第三号」を「第六条第二項第四号」に改め、同条を第四条とする。

第二条の二中「第六条第二項第三号」を「第六条第二項第四号」に改め、同条を第三条とする。

別表第一中「第三条」を「第七条」に改める。

別表第二中「第四条」を「第八条」に改める。

別表第三中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に改める。

別表第四中「第二条の二、第二条の三」を「第三条、第四条」に改める。

別表第五中「第二条の四、第五条の二、第五条の五」を「第五条、第十条、第十三条、第十八条」に改める。

別表第六中「第四条、第五条」を「第八条、第九条」に改める。

（輸出貿易管理令の一部改正）

**第二条**　輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三七の項中欄中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に、「第六条第二項第三号」を「第六条第二項第四号」に改める。

（地方住宅供給公社法施行令等の一部改正）

**第三条**　次に掲げる政令の規定中「第十二条第一項第六号」を「第十二条第一項第八号」に改める。

一　地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）第二条第一項第十四号

二　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）第十五条第一項第五号

三　地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）第十条第一項第十二号

四　公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）第九条第一項第八号

五　広域臨海環境整備センター法施行令（昭和五十六年政令第三百三十号）第九条第一項第三号

六　独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十六条第一項第十五号

附　則

（施行期日）

1　この政令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

（学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正）

2　学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条のうち絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令第六条第二号の改正規定中「第六条第二号」を「第二十条第二号」に改める。

文部科学大臣　林　芳正
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治
内閣総理大臣　安倍　晋三

○環境省令第八号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十一号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）を実施するため、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成三十年四月三日

環境大臣　中川　雅治

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令

（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 目次<br>第一章　個体等の取扱いに関する規制等（第一条―第十九条）<br>第二章　生息地等の保護に関する規制（第二十条―第三十二条）<br>第三章　保護増殖事業（第三十三条―第三十五条）<br>第四章　認定希少種保全動植物園等（第三十六条―第四十七条）<br>第五章　雑則（第四十八条―第五十六条）<br>附則 | 目次<br>第一章　個体等の取扱いに関する規制等（第一条―第十九条）<br>第二章　生息地等の保護に関する規制（第二十条―第三十二条）<br>第三章　保護増殖事業（第三十三条・第三十四条）<br>（新規）<br>第四章　雑則（第三十五条―第四十三条）<br>附則 |

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第一条の二　（略）

（法第二条第三項の環境省令で定める施設）

第一条の三　法第二条第三項の環境省令で定める施設は、昆虫館又は動物園、植物園、水族館若しくは昆虫館に類する施設（野生動植物の生きている個体の販売若しくは貸出し又は飲食物の提供を主たる目的とするものを除く。）とする。

（提案の募集）

第一条の四　法第六条第五項の規定による提案の募集は、少なくとも毎年度一回、当該提案の募集のための相当な期間を定めて行うものとする。

2　環境大臣は、前項の期間をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（捕獲等の禁止の適用除外）

第一条の五　法第九条第四号の環境省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をすることであって次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、環境大臣に届け出たものに限る。）。

イ～ト　（略）

チ　信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。

リ～オ　（略）

（捕獲等の許可の申請等）

第三条　（略）

2　（略）

3　法第三十条第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定第一種国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等についての法第十条第二項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一　（略）

二　特定国内種事業の届出年月日及び届出先

三～九　（略）

4～11　（略）

（個体の取扱方法）

第四条　法第十条第九項（法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める方法は、次の各号に掲げるものとする。

一　（略）

二　当該個体の生息若しくは生育に適した条件を維持し、又は当該個体を殺傷若しくは損傷しないよう適切に管理すること。

三　（略）

（新規）

第一条　（略）

（新規）

（新規）

（捕獲等の禁止の適用除外）

第一条の二　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第九条第三号の環境省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をすることであって次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、環境大臣に届け出たものに限る。）。

イ～ト　（略）

チ　信号機、防護柵、土留よう壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。

リ～オ　（略）

（捕獲等の許可の申請等）

第三条　（略）

2　（略）

3　法第三十条第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等についての法第十条第二項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一　（略）

二　特定国内種事業（法第三十条第一項に規定する特定国内種事業をいう。）の届出年月日及び届出先

三～九　（略）

4～11　（略）

（個体の取扱方法）

第四条　法第十条第九項（法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める方法は、次の各号に掲げるものとする。

一　（略）

二　当該個体の生息若しくは生育に適した条件を維持し、又は当該個体を損傷しないよう適切に管理すること。

三　（略）

（譲渡し等の禁止の適用除外）

第五条　法第十二条第一項第八号の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　第五十条第一項第一号ロの規定により捕獲等をした生きている個体の譲渡し等をする場合

五　（略）

六　次に掲げる行為に伴って譲渡し等をする場合

イ～ト　（略）

チ　第一条の五第四号ウに掲げる行為

七　（略）

2　法第十二条第一項第九号の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設（第三項において「博物館相当施設」という。）が、当該施設における展示のために譲渡し等（生きている個体に係るものを除く。）をする場合

五～十　（略）

3　第一項第四号又は前項第一号、第三号、第四号若しくは第六号に規定する譲受け又は引取りをした者は、当該譲受け又は引取りをした後三十日以内に、環境大臣に届け出る（国の機関、地方公共団体、公立の大学、公立博物館又は公立の博物館相当施設が譲受け又は引取りをする場合にあっては、環境大臣に通知する）ものとする。

（認定書の交付の申請）

第八条　令第七条第一項第二号の認定書の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一～十　（略）

2　（略）

（陳列又は広告の禁止の適用除外）

第九条　法第十七条第一号の環境省令で定める場合は、適法捕獲等個体若しくはその器官又はこれらの加工品の陳列又は広告をする場合とする。

（登録の対象となる牙）

第十条の二　令別表第六の個体等の欄の環境省令で定める牙は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（次条第一項第四号において「条約」という。）附属書Ⅱに掲げる *Loxodonta africana*（アフリカゾウ）に付された注釈に従って本邦に輸入されたと認められるものとする。

（個体等の登録の申請等）

第十一条　法第二十条第二項の申請書には、登録をしようとする個体等の写真（第三項各号に掲げる種の生きている個体にあっては、当該個体の写真及びその個体識別措置に係る番号を確認することができる写真（当該個体に個体識別措置が講じられていることが確認できるものに限る。））及び証明書（第三項各号に掲げる種の生きている個体の場合に限り、個体識別措置が、

（譲渡し等の禁止の適用除外）

第五条　法第十二条第一項第六号の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　第三十七条第一項第一号ロの規定により捕獲等をした生きている個体の譲渡し等をする場合

五　（略）

六　次に掲げる行為に伴って譲渡し等をする場合

イ～ト　（略）

チ　第一条の二第四号ウに掲げる行為

七　（略）

2　法第十二条第一項第七号の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣が指定したもの（第三項において「博物館相当施設」という。）が、当該施設における繁殖又は展示のために譲渡し等をする場合

五～十　（略）

3　第一項第四号又は前項第一号、第三号、第四号若しくは第六号に規定する譲受け又は引取りをした者は、当該譲受け又は引取りをした後三十日以内に、環境大臣に届け出る（国の機関、地方公共団体、公立の大学、公立博物館又は博物館相当施設が譲受け又は引取りをする場合にあっては、環境大臣に通知する）ものとする。

（認定書の交付の申請）

第八条　令第三条第一項第二号の認定書の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一～十　（略）

2　（略）

（陳列又は広告の禁止の適用除外）

第九条　法第十七条の環境省令で定める場合は、適法捕獲等個体若しくはその器官又はこれらの加工品の陳列又は広告をする場合とする。

（登録の対象となる牙）

第十条の二　令別表第六の個体等の欄の環境省令で定める牙は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（次条第二項第四号において「条約」という。）附属書Ⅱに掲げる *Loxodonta africana* に付された注釈に従って本邦に輸入されたと認められるものとする。

（個体等の登録の申請等）

第十一条　法第二十条第二項の申請書には、登録をしようとする個体等の写真のほか、次の各号に掲げる個体等の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付し難い場合にあっては、これに代えて、当該個体等が当該区分に該当することを証する書類を添付することができる。

マイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格第一一七八四号及び第一一七八五号に適合するものに限る。以下同じ。）である場合にあっては獣医師が発行した当該マイクロチップの識別番号に係る証明書と、脚環である場合にあっては当該脚環の識別番号に係る証明書とする。）のほか、次の各号に掲げる個体等の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付し難い場合にあっては、これに代えて、当該個体等が当該区分に該当することを証する書類を添付することができる。

一　令第八条第一号の要件に該当する個体又はその個体から生じた器官等　当該個体を繁殖させた場所及び経緯を記載した書類並びに次のイから八までに掲げる個体の区分に応じ、それぞれイから八までに定める書類

（削る）

イ　その親が法第二十条第一項の規定により登録を受けた個体又はその個体から生じた器官等　当該親に係る法第二十条第三項（法第二十条の二第二項において準用する場合を含む。第五号において同じ。）、第八項、第九項又は第十項の規定により交付、書換交付又は再交付を受けた登録票の写し

ロ　その親が令第八条第三号の要件に該当する個体又はその個体から生じた器官等　当該親に係る第三号又は第四号に定める書類

八　イ及びロに掲げる個体以外の個体又はその個体から生じた器官等　その親を取得した経緯を記載した書類

二　令第八条第二号の要件に該当する個体、器官又は加工品　令別表第二の表二の種名の欄に掲げる種の区分に応じ、それぞれ同表の適用日の欄に定める日前に、当該個体、器官又は加工品を本邦内において取得し、又は本邦に輸入した者が記載した当該取得又は輸入に係る経緯を明らかにした書類

三　令第八条第三号イ又はロの要件に該当する個体、器官又は加工品　輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第四条第一項の規定による輸入の承認を受けたことを証する書類であって通関を証するものの写し

四　令第八条第三号八の要件に該当する個体、器官又は加工品　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定により交付された輸入許可書の写し、同法第百二条第一項の規定により交付された輸入に係る通関の証明書の写し又は条約に基づき輸出国の政府機関が発給した輸出許可書若しくは再輸出証明書であって、通関を証するものの写し

五　第一号から第四号までに掲げる個体であって、既に登録を受けたもののうち、当該登録の有効期間が満了したもの（当該登録を受けた時からその有効期間が満了する時までの間にされた当該個体に係る全ての譲受け又は引取りに係る法第二十一条第五項の規定による届出がされたものに限る。）　当該個体に係る法第二十条第三項、第八項、第九項又は第十項の規定により交付、書換交付又は再交付を受けた登録票の写し

2　環境大臣（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあっては、個体等登録機関）は、法第二十条第二項の規定により登録の申請をした者に対し、同項の申請書及び前項の書類のほか、同条第一項に規定する登録要件に該当することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

一　令第四条第一号の要件に該当する個体又はその個体から生じた器官等　当該個体を繁殖させた場所及び経緯を記載した書類並びに次のイから二までに掲げる個体の区分に応じ、それぞれイから二までに定める書類

イ　その親が法第十三条第一項の許可を受けた個体又はその個体から生じた器官等　当該親に係る法第十三条第一項の許可を受けたことを証する書類

ロ　その親が法第二十条第一項の規定により登録を受けた個体又はその個体から生じた器官等　当該親に係る法第二十条第三項、第六項、第七項又は第八項の規定により交付、書換交付又は再交付を受けた登録票の写し

ハ　その親が令第四条第三号の要件に該当する個体又はその個体から生じた器官等　当該親に係る第三号又は第四号に定める書類

ニ　イからハまでに掲げる個体以外の個体又はその個体から生じた器官等　その親を取得した経緯を記載した書類

二　令第四条第二号の要件に該当する個体、器官又は加工品　令別表第二の表二の種名の欄に掲げる種の区分に応じ、それぞれ同表の適用日の欄に定める日前に、当該個体、器官又は加工品を本邦内において取得し、又は本邦に輸入した者が記載した当該取得又は輸入に係る経緯を明らかにした書類

三　令第四条第三号イ又はロの要件に該当する個体、器官又は加工品　輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第四条第一項の規定による輸入の承認を受けたことを証する書類であって通関を証するものの写し

四　令第四条第三号八の要件に該当する個体、器官又は加工品　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定により交付された輸入許可書の写し、同法第百二条第一項の規定により交付された輸入に係る通関の証明書の写し又は条約に基づき輸出国の政府機関が発給した輸出許可書若しくは再輸出証明書であって、通関を証するものの写し

（新規）

2　環境大臣（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、登録機関）は、法第二十条第二項の規定により登録の申請をした者に対し、同項の申請書及び前項の書類のほか、同条第一項に規定する登録要件に該当することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

3　法第二十条第二項第四号の環境省令で定める国際希少野生動植物種は、次の各号に掲げる種とし、同項第四号に規定する環境省令で定める措置は、当該各号に掲げる種の生きている個体ごとに、マイクロチップ又は脚環の装着その他の環境大臣が定める措置とする。

一　令別表第二の表二の第一の一の種名の欄に掲げる種（次に掲げるものを除く。）

イ　*Balaena mysticetus*（ホッキョククジラ）
ロ　*Eubalaena*属（セミクジラ属）全種
ハ　*Balaenoptera musculus*（シロナガスクジラ）
ニ　*Megaptera novaeangliae*（ザトウクジラ）
ホ　*Sotalia*属（コビトイルカ属）全種
ヘ　*Sousa*属（ウスイロイルカ属）全種
ト　*Eschrichtius robustus*（コククジラ）
チ　*Lipotes vexillifer*（ヨウスコウカワイルカ）
リ　*Caperea marginata*（コセミクジラ）
ヌ　*Neophocaena asiaeorientalis*（スナメリ）
ル　*Neophocaena phocaenoides*（ネオフォカエナ・フォカエノイデス）
ヲ　*Phocoena sinus*（コガシラネズミイルカ）
ワ　*Platanista*属（カワイルカ属）全種
カ　*Berardius arnuxii*（ミナミツチクジラ）
ヨ　*Hyperoodon*属（トックリクジラ属）全種
タ　*Dugong dugon*（ジュゴン）
レ　*Trichechus inunguis*（アマゾンマナティー）
ソ　*Trichechus manatus*（アメリカマナティー）
ツ　*Trichechus senegalensis*（アフリカマナティー）
二　令別表第二の表二の第一の二の種名の欄に掲げる種
三　令別表第二の表二の第一の三の種名の欄に掲げる種（次に掲げるものを除く。）

イ　*Abronia anzueloi*（アンズエトキノボリアリゲータートカゲ）
ロ　*Abronia campbelli*（キャンベルキノボリアリゲータートカゲ）
ハ　*Abronia fimbriata*（フサキノボリアリゲータートカゲ）
ニ　*Abronia frosti*（フロストキノボリアリゲータートカゲ）
ホ　*Abronia meledona*（メレドナキノボリアリゲータートカゲ）
ヘ　*Brookesia perarmata*（ロゼッタヒメカメレオン）
ト　*Cnemaspis psychedelica*（ゲンカクマルメスベユビヤモリ）
チ　*Lygodactylus williamsi*（アオマルメヤモリ）
リ　*Gallotia simonyi*（イエロオオカナヘビ）
四　*Andrias*属（オオサンショウウオ属）全種

4　法第二十条第二項第五号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　登録をしようとする個体等に係る次に掲げる事項

イ～ホ　（略）

ヘ　前項各号に掲げる種の生きている個体にあっては、当該個体に講じた個体識別措置に係る番号

二・三　（略）

（新規）

3　法第二十条第二項第四号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　登録をしようとする個体等に係る次に掲げる事項

イ～ホ　（略）

（新規）

二・三　（略）

5　（略）

6　法第二十条第四項第六号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　登録記号番号

二～四　（略）

7　法第二十条第六項の規定による変更登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該変更登録を受けようとする個体等に係る登録票及び当該個体等の写真を添えて、これを環境大臣に（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあっては、当該登録票を交付した個体等登録機関があるときは当該個体等登録機関に、当該登録票を交付した個体等登録機関がないときは現にある個体等登録機関に）提出して行うものとする。

一　（略）

二　登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項

イ～ホ　（略）

ヘ　変更前の個体等が第三項各号に掲げる種の生きている個体である場合にあっては、当該個体に講じられていた個体識別措置及び個体識別番号

8　法第二十条第七項の規定による変更登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該変更登録を受けようとする個体に係る登録票並びに当該個体の写真及びその変更後の個体識別措置に係る番号を確認することができる写真（当該個体に変更後の個体識別措置が講じられていることが確認できるものに限る。）並びに証明書（個体識別措置が、マイクロチップである場合にあっては獣医師が発行した当該マイクロチップの識別番号の変更に係る証明書と、脚環である場合にあっては当該脚環の識別番号の変更に係る証明書とする。）を添えて、当該個体の個体識別措置を変更した日から起算して三十日を経過する日までの間に、これを環境大臣に（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあっては、当該登録票を交付した個体等登録機関があるときは当該個体等登録機関に、当該登録票を交付した個体等登録機関がないときは現にある個体等登録機関に）提出して行うものとする。

一　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　登録を受けた個体に係る次に掲げる事項

イ　登録記号番号

ロ　変更後の個体識別措置及び個体識別措置に係る番号

ハ　変更の理由

ニ　主な特徴

9　法第二十条第九項の規定による書換交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該書換交付を受けようとする個体等に係る登録票、当該個体等の写真（第三項各号に掲げる種の生きている個体にあっては、当該個体の写真及びその個体識別番号を確認することができる写真（当該個体に個体識別措置が講じられていることが確認できるものに限る。））及び証明書（第三項各号に掲げる種の生きている個体の場合に限り、個体識別措置が、マイクロチップである場合にあっては獣医師が発行した当該マイクロチップの識別番号に係る証明書と、脚環である場合にあっては当該脚環の識別番号に係る証明書とする。）を添えて、これを環境大臣に（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあっては、当該登録票を交付した個体等登録機関があるときは当該個体等登録機関に、当該登録票を交付した個体等登録機関がないときは現にある個体等登録機関に）提出して行うものとする。

一　（略）

二　登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

ニ　第三項各号に掲げる種の生きている個体にあっては、個体識別措置及び個体識別番号

4　（略）

5　法第二十条第四項第三号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

（新規）

一～三　（略）

6　法第二十条第五項の規定による変更登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該変更登録を受けようとする個体等に係る登録票及び当該個体等の写真を添えて、これを環境大臣に（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、当該登録票を交付した登録機関があるときは当該登録機関に、当該登録票を交付した登録機関がないときは現にある登録機関に）提出して行うものとする。

一　（略）

二　登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項

イ～ホ　（略）

（新規）

（新規）

7　法第二十条第七項の規定による書換交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該書換交付を受けようとする個体等に係る登録票及び当該個体等の写真を添えて、これを環境大臣に（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、当該登録票を交付した登録機関があるときは当該登録機関に、当該登録票を交付した登録機関がないときは現にある登録機関に）提出して行うものとする。

一　（略）

二　登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

（新規）

10　法第二十条第十項（法第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該再交付を受けようとする個体等の写真（第三項各号に掲げる種の生きている個体にあっては、当該個体の写真及びその個体識別番号を確認することができる写真（当該個体に個体識別措置が講じられていることが確認できるものに限る。）及び証明書（第三項各号に掲げる種の生きている個体の場合に限り、個体識別措置が、マイクロチップである場合にあっては獣医師が発行した当該マイクロチップの識別番号に係る証明書と、脚環である場合にあっては当該脚環の識別番号に係る証明書とする。）を添えて、これを環境大臣に（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあっては、当該再交付に係る登録票を交付した個体等登録機関があるときは当該個体等登録機関に、当該再交付に係る登録票を交付した個体等登録機関がないときは現にある個体等登録機関に）提出して行うものとする。

一　（略）

二　登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項

イ～ホ　（略）

ヘ　第三項各号に掲げる種の生きている個体にあっては、個体識別措置及び個体識別番号

三・四　（略）

11　法第二十条第二項及び前四項の規定による申請書の提出については、環境大臣（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあっては、個体等登録機関）が支障がないと認めた場合に限り、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）を提出することにより行うことができる。

（氏名等の変更の届出）

**第十一条の二**　法第二十条第十一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあっては、当該届出に係る国際希少野生動植物種の個体等に係る登録票を交付した個体等登録機関があるときは当該個体等登録機関に、当該届出に係る国際希少野生動植物種の個体等に係る登録票を交付した個体等登録機関がないときは現にある個体等登録機関に）提出して行うものとする。

一　（略）

二　登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項

イ～ホ　（略）

ヘ　前条第三項各号に掲げる種の生きている個体にあっては、個体識別措置及び個体識別番号

2　前項の規定による届出書の提出については、環境大臣（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあっては、個体等登録機関）が支障がないと認めた場合に限り、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（登録の更新に係る個体等）

**第十一条の三**　法第二十条の二第一項の環境省令で定める個体等は、生きている個体とする。

（個体等の登録の有効期間）

**第十一条の四**　法第二十条の二第一項の環境省令で定める期間は、五年とする。

8　法第二十条第八項（法第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該再交付を受けようとする個体等の写真を添えて、これを環境大臣に（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、当該再交付に係る登録票を交付した登録機関があるときは当該登録機関に、当該再交付に係る登録票を交付した登録機関がないときは現にある登録機関に）提出して行うものとする。

一　（略）

二　登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項

イ～ホ　（略）

（新規）

三・四　（略）

9　法第二十条第二項及び前三項の規定による申請書の提出については、環境大臣（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、登録機関）が支障がないと認めた場合に限り、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）を提出することにより行うことができる。

（氏名等の変更の届出）

**第十一条の二**　法第二十条第九項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、当該届出に係る国際希少野生動植物種の個体等に係る登録票を交付した登録機関があるときは当該登録機関に、当該届出に係る国際希少野生動植物種の個体等に係る登録票を交付した登録機関がないときは現にある登録機関に）提出して行うものとする。

一　（略）

二　登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項

イ～ホ　（略）

（新規）

2　前項の規定による届出書の提出については、環境大臣（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、登録機関）が支障がないと認めた場合に限り、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（新規）

（個体等の登録の更新）

**第十一条の五**　法第二十条の二第一項の規定による個体等の登録の更新の申請は、当該更新を受けようとする個体に係る登録の有効期間の満了の日以前六月以内に、法第二十条の二第二項において準用する法第二十条第二項の申請書に、当該個体に係る登録票、当該個体の写真（第十一条第三項各号に掲げる種の生きている個体にあっては、当該個体の写真及びその個体識別番号を確認することができる写真（当該個体に個体識別措置が講じられていることが確認できるものに限る。）及び証明書（第十一条第三項各号に掲げる種の生きている個体の場合に限り、個体識別措置が、マイクロチップである場合にあっては獣医師が発行した当該マイクロチップの識別番号に係る証明書と、脚環である場合にあっては当該脚環の識別番号に係る証明書とする。）を添えて、これを環境大臣に（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあっては、当該登録票を交付した個体等登録機関があるときは当該個体等登録機関に、当該登録票を交付した個体等登録機関がないときは現にある個体等登録機関に）提出して行うものとする。

2　第十一条第二項から第六項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。この場合において、同条第四項第一号二中「主な特徴」とあるのは「主な特徴及び登録記号番号」と読み替えるものとする。

（広告の表示事項）

**第十一条の六**　法第二十一条第二項の環境省令で定める事項は、登録記号番号、登録年月日及び登録の有効期間の満了の日（第十一条の三に規定する個体の広告をする場合に限る。）とする。

（登録個体等の譲受け等の届出）

**第十二条**　法第二十一条第五項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあっては、当該届出に係る国際希少野生動植物種の個体等に係る登録票を交付した個体等登録機関があるときは当該個体等登録機関に、当該届出に係る国際希少野生動植物種の個体等に係る登録票を交付した個体等登録機関がないときは現にある個体等登録機関に）提出して行うものとする。

一　（略）

二　登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項

イ～ホ　（略）

ヘ　第十一条第三項各号に掲げる種の生きている個体にあっては、個体識別措置及び個体識別番号

三・四　（略）

2　第十一条第十一項の規定は、前項の規定による届出書の提出について準用する。

（個体識別番号の識別方法）

**第十二条の二**　法第二十一条第六項の規定により、個体識別措置が講じられた個体を取り扱う者は、当該個体に係る個体識別番号の識別に関し、次に掲げる方法により取り扱わなければならない。

一　当該個体から個体識別措置を取り外さないこと（当該個体が当該個体識別措置を講じられた部位の疾患にかかっている場合又は当該個体識別措置を講じられた部位に外傷がある場合を除く。）。

二　個体識別措置が破損若しくは脱落し、又は前号括弧書に規定する事由がやみ当該個体に個体識別措置を講ずることができることとなったときは、直ちに個体識別措置を講ずること。

（新規）

（広告の表示事項）

**第十一条の三**　法第二十一条第二項の環境省令で定める事項は、登録記号番号とする。

（登録個体等の譲受け等の届出）

**第十二条**　法第二十一条第五項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、当該届出に係る国際希少野生動植物種の個体等に係る登録票を交付した登録機関があるときは当該登録機関に、当該届出に係る国際希少野生動植物種の個体等に係る登録票を交付した登録機関がないときは現にある登録機関に）提出して行うものとする。

一　（略）

二　登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項

イ～ホ　（略）

（新規）

三・四　（略）

2　第十一条第九項の規定は、前項の規定による届出書の提出について準用する。

（新規）

2　次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して三十日を経過する日までの間に、その旨（第二号又は第三号に掲げる場合にあっては、その旨及び当該個体識別措置が、マイクロチップである場合にあっては獣医師が発行した当該マイクロチップの識別番号に係る証明書、脚環である場合にあっては当該脚環の識別番号に係る証明書）を環境大臣に（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあっては、当該登録票を交付した個体等登録機関があるときは当該個体等登録機関に、当該登録票を交付した個体等登録機関がないときは現にある個体等登録機関に）届け出なければならない。

一　個体に講じた個体識別措置が破損又は脱落した場合

二　個体から個体識別措置を取り外した場合（前項第一号括弧書に規定する事由がある場合に限る。）

三　前二号に掲げる事由が生じた後、当該個体に個体識別措置を講じた場合（法第二十条第七項の規定により変更登録を受けた場合を除く。）

（登録票の消印）

**第十二条の三**　法第二十二条第三項の規定により返納に係る登録票に消印をする場合には、当該登録票の見えやすい位置に穴を開けるものとする。

（機関登録の申請等）

**第十三条**　法第二十三条第二項の規定による登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一　（略）

二　個体等登録関係事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　個体等登録関係事務を開始しようとする年月日

2・3　（略）

（個体等登録関係事務の実施の方法等）

**第十四条**　法第二十四条第二項の環境省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　登録（更新を含む。次号及び第四号並びに第十五条第二号及び第十号において同じ。）の申請に係る個体等の種を確認すること。

二　登録の申請に係る個体等が令第八条に規定する要件に該当することを確認すること。

三　（略）

四　登録の申請に係る個体等が第十一条第三項各号に掲げる種の生きている個体である場合にあっては、個体識別措置が適切に講じられていること及び当該個体識別措置に係る番号（登録の更新にあっては、当該個体に係る個体識別番号）を確認すること。

2　法第二十四条第三項の環境省令で定める軽微な事項に係る変更は、法第二十三条第一項の登録を受けた者の住所（法人にあっては、その代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更とする。

3　法第二十四条第五項の個体等登録関係事務の実施に関する規程は、次の事項について定めるものとする。

一　個体等登録関係事務を行う時間及び休日に関する事項

二　個体等登録関係事務を行う事務所に関する事項

三　個体等登録関係事務の実施体制に関する事項

四　第一項第二号から第四号までの確認の方法に関する事項

五　（略）

六　個体等登録関係事務に関する秘密の保持に関する事項

七　個体等登録関係事務に関する帳簿、書類等の管理に関する事項

八　前各号に掲げるもののほか、その他個体等登録関係事務の実施に関し必要な事項

（新規）

（機関登録の申請等）

**第十三条**　法第二十三条第二項の規定による登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一　（略）

二　登録関係事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　登録関係事務を開始しようとする年月日

2・3　（略）

（登録関係事務の実施の方法等）

**第十四条**　法第二十四条第二項の環境省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　登録の申請に係る個体等の種を確認すること。

二　登録の申請に係る個体等が令第四条に規定する要件に該当することを確認すること。

三　（略）

（新規）

2　法第二十四条第四項の登録関係事務の実施に関する規程は、次の事項について定めるものとする。

一　登録関係事務を行う時間及び休日に関する事項

二　登録関係事務を行う事務所に関する事項

三　登録関係事務の実施体制に関する事項

四　前項第二号及び第三号の確認の方法に関する事項

五　（略）

六　登録関係事務に関する秘密の保持に関する事項

七　登録関係事務に関する帳簿、書類等の管理に関する事項

八　前各号に掲げるもののほか、その他登録関係事務の実施に関し必要な事項

4　個体等登録機関は、法第二十四条第五項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に個体等登録関係事務の実施に関する規程を添えて、これを環境大臣に提出しなければならない。

5　個体等登録機関は、法第二十四条第五項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（電磁的方法）

第十四条の二　法第二十四条第七項第三号の環境省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2　法第二十四条第七項第四号の環境省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

3　（略）

（帳簿）

第十五条　法第二十四条第八項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～五　（略）

六　申請に係る個体等について、令第八条に規定する要件のうち該当するもの

七　令第八条に規定する要件に該当することを確認した書類の種類

八　申請に係る個体等が第十一条第三項各号に掲げる種の生きている個体である場合にあっては、個体識別措置及び個体識別番号

九　登録又は登録の更新の別

十・十一　（略）

（個体等登録関係事務の休廃止の許可の申請）

第十六条　個体等登録機関は、法第二十四条第九項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一　休止し、又は廃止しようとする個体等登録関係事務の範囲

二～四　（略）

（個体等登録関係事務の引継ぎ等）

第十七条　個体等登録機関は、環境大臣が法第二十四条第十項の規定により個体等登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、同条第九項の許可を受けて個体等登録関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は環境大臣が法第二十六条第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消した場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　個体等登録関係事務を環境大臣に引き継ぐこと。

二　個体等登録関係事務に関する帳簿及び書類を環境大臣に引き継ぐこと。

三　（略）

（登録等に関する手数料の納付）

第十九条　法第二十九条に規定する手数料については、国に納付する場合にあっては法第二十条第二項（法第二十条の二第二項において準用する場合を含む）又は第十一条第七項から第十項までの申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、個体等登録機関に納付する場合にあっては法第二十四条第五項の個体等登録関係事務の実施に関する規程で定めるところにより納付しなければならない。

3　登録機関は、法第二十四条第四項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に登録関係事務の実施に関する規程を添えて、これを環境大臣に提出しなければならない。

4　登録機関は、法第二十四条第四項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（電磁的方法）

第十四条の二　法第二十四条第六項第三号の環境省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2　法第二十四条第六項第四号の環境省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

3　（略）

（帳簿）

第十五条　法第二十四条第七項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～五　（略）

六　申請に係る個体等について、令第四条に規定する要件のうち該当するもの

七　令第四条に規定する要件に該当することを確認した書類の種類

（新規）

八・九　（略）

（登録関係事務の休廃止の許可の申請）

第十六条　登録機関は、法第二十四条第八項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一　休止し、又は廃止しようとする登録関係事務の範囲

二～四　（略）

（登録関係事務の引継ぎ等）

第十七条　登録機関は、環境大臣が法第二十四条第九項の規定により登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、同条第八項の許可を受けて登録関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は環境大臣が法第二十六条第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消した場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　登録関係事務を環境大臣に引き継ぐこと。

二　登録関係事務に関する帳簿及び書類を環境大臣に引き継ぐこと。

三　（略）

（登録等に関する手数料の納付）

第十九条　法第二十九条に規定する手数料については、国に納付する場合にあっては法第二十条第二項又は第十一条第六項から第八項までの申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはることにより、登録機関に納付する場合にあっては法第二十四条第四項の登録関係事務の実施に関する規程で定めるところにより納付しなければならない。

2　（略）

（生息地等保護区の指定又はその変更の公告）

第二十条　法第三十六条第五項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一　生息地等保護区の指定又はその変更の区域

二　指定又はその変更に係る生息地等保護区の名称

（削る）

三　生息地等保護区の指定又はその変更の区域の保護に関する指針の案

四　生息地等保護区の指定又はその変更の区域及び名称並びにその区域の保護に関する指針の案の縦覧場所

（公聴会）

第二十一条　環境大臣は、法第三十六条第七項（法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者（以下この条において「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。

2～10　（略）

（管理地区の指定又はその変更の公告）

第二十二条　第二十条の規定は、法第三十七条第三項において準用する法第三十六条第五項の規定による公告について準用する。この場合において、「生息地等保護区」とあるのは「管理地区」と読み替えるものとする。

（管理地区内における許可を要しない行為）

第二十五条　法第三十七条第九項第二号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一　工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

イ～ヲ　（略）

ワ　信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること（信号機にあっては、新築することを含む。）。

カ～フ　（略）

コ　宅地の擁壁又は排水施設その他宅地の災害の防止のために必要な施設を改築し、又は増築すること。

エ～ア　（略）

二　（略）

三　鉱物を採掘し、又は土石を採取することであって次に掲げるもの

イ～ホ　（略）

ヘ　水又は温泉を湧出させるために試掘を行うこと（試掘坑の坑底直径が三十センチメートル以下のものであって周辺の自然環境への影響を緩和するための措置を講ずるものに限る。）。

ト　（略）

四～十一　（略）

2　（略）

（生息地等保護区の指定の公告）

第二十条　法第三十六条第四項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項を官報に公示して行うものとする。

一　生息地等保護区の名称

二　生息地等保護区の指定の区域

三　生息地等保護区の指定に係る国内希少野生動植物種

四　生息地等保護区の指定の区域の保護に関する指針の案

五　生息地等保護区の指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所

（公聴会）

第二十一条　環境大臣は、法第三十六条第六項（法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者（以下この条において「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。

2～10　（略）

（管理地区の指定の公告）

第二十二条　第二十条の規定は、法第三十七条第三項において準用する法第三十六条第四項の規定による公告について準用する。この場合において、「生息地等保護区」とあるのは「管理地区」と読み替えるものとする。

（管理地区内における許可を要しない行為）

第二十五条　法第三十七条第九項第二号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一　工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

イ～ヲ　（略）

ワ　信号機、防護柵、土留よう壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること（信号機にあっては、新築することを含む。）。

カ～フ　（略）

コ　宅地のよう壁又は排水施設その他宅地の災害の防止のために必要な施設を改築し、又は増築すること。

エ～ア　（略）

二　（略）

三　鉱物を採掘し、又は土石を採取することであって次に掲げるもの

イ～ホ　（略）

ヘ　水又は温泉をゆう出させるために試掘を行うこと（試掘坑の坑底直径が三十センチメートル以下のものであって周辺の自然環境への影響を緩和するための措置を講ずるものに限る。）。

ト　（略）

四～十一　（略）

（立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為）

第二十七条　法第三十八条第四項第二号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一　第一条の五第四号ラ、第二十五条第一号ニ、ヘ若しくはノ又は同条第十号ルから力までに掲げる行為

二～九　（略）

（監視地区内における届出を要しない行為）

第三十条　法第三十九条第六項第二号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　鉱物を採掘し、又は土石を採取することであって次に掲げるもの

イ　（略）

ロ　水又は温泉を湧出させるために土石を採取すること。

ハ～ホ　（略）

四・五　（略）

六　前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ　第一条の五第四号ウ又は第二十五条第十号ルから力までに掲げる行為

ロ～ヌ　（略）

七　（略）

（補償請求書）

第三十二条　法第四十四条第二項（法第四十八条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による補償の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行うものとする。

一～三　（略）

（認定保護増殖事業の公示の方法）

第三十四条　法第四十六条第四項の規定による公示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一　法第四十六条第四項前段の規定による公示を行う場合　認定を受けた保護増殖事業を行う者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）並びに認定を受けた保護増殖事業の事業計画

二　法第四十六条第四項後段の規定による公示を行う場合　認定を取り消された保護増殖事業を行っていた者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

（削る）

（法第四十八条の二第三項の証明書の様式）

第三十五条　法第四十八条の二第三項の証明書の様式は、様式第八のとおりとする。

第四章　認定希少種保全動植物園等

（飼養等及び譲渡し等の実施体制及び飼養栽培施設の基準）

第三十六条　法第四十八条の四第一項第二号の環境省令で定める基準は、飼養等及び譲渡し等の実施体制及び飼養栽培施設が、認定の申請に係る動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の個体を飼養等及び譲渡し等の目的に応じて種の保存のため適切に取り扱うことができると認められるものであることとする。

（立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為）

第二十七条　法第三十八条第四項第二号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一　第一条の二第四号ラ、第二十五条第一号ニ、ヘ若しくはノ又は同条第十号ルから力までに掲げる行為

二～九　（略）

（監視地区内における届出を要しない行為）

第三十条　法第三十九条第六項第二号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　鉱物を採掘し、又は土石を採取することであって次に掲げるもの

イ　（略）

ロ　水又は温泉をゆう出させるために土石を採取すること。

ハ～ホ　（略）

四・五　（略）

六　前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ　第一条の二第四号ウ又は第二十五条第十号ルから力までに掲げる行為

ロ～ヌ　（略）

七　（略）

（補償請求書）

第三十二条　法第四十四条第二項の規定による補償の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行うものとする。

一～三　（略）

（認定保護増殖事業の公示）

第三十四条　法第四十六条第四項前段の規定による公示は、認定を受けた保護増殖事業を行う者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）並びに認定を受けた保護増殖事業の事業計画を官報に公示して行うものとする。

（新規）

（新規）

2　法第四十六条第四項後段の規定による公示は、認定を取り消された保護増殖事業を行っていた者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を官報に公示して行うものとする。

（新規）

（新規）

（飼養等及び譲渡し等に関する計画の基準）

第三十七条　法第四十八条の四第一項第三号の環境省令で定める基準は、飼養等及び譲渡し等に関する計画が、認定の申請に係る動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の個体を飼養等及び譲渡し等の目的に応じて種の保存のため適切に取り扱うことができると認められるものであることとする。

（展示の方針等の基準）

第三十八条　法第四十八条の四第一項第五号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　認定の申請に係る動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の展示の方針が、当該種が置かれている状況、その保存の重要性並びにその保存のための施策及び事業についての適切な啓発に資すると認められるものであること。

二　認定の申請に係る動植物園等が、その取り扱う希少野生動植物種（令別表第三に掲げる種及び第五条第二項第七号から第九号までに掲げる種を除く。）のうち一種以上の個体について繁殖させ、又は繁殖させることに寄与すると認められるものであること。

三　認定の申請に係る動植物園等が、その取り扱う国内希少野生動植物種のうち一種以上の個体について、その生息地又は生育地における、当該種の個体の繁殖の促進、当該生息地又は生育地の整備その他の当該種の保存を図るための事業に寄与すると認められるものであること。

四　認定の申請に係る動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の個体が、適法に取得されたと認められるものであること。

五　その他認定の申請に係る動植物園等が、その取り扱う希少野生動植物種の個体を種の保存のため適切に取り扱うことができないと認められるものでないこと。

（認定の申請等）

第三十九条　法第四十八条の四第二項の規定により同条第一項の認定の申請をしようとする者は、同条第二項の申請書に次の書類を添えて、環境大臣に提出しなければならない。

一　国又は地方公共団体以外の者である場合にあっては、定款若しくは寄附行為、役員名簿及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二　認定の申請に係る動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真

三　認定の申請者が法第四十八条の四第四項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

2　環境大臣は、法第四十八条の四第一項の申請をしようとする者に対し同条第二項の申請書及び前項各号の書類のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

3　法第四十八条の四第二項第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　認定の申請者が寄与する前条第三号の事業に係る国内希少野生動植物種の種名

二　認定の申請に係る動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の個体を取得した経緯

（認定希少種保全動植物園等の公示の方法）

第四十条　法第四十八条の四第五項の規定による公示は、次の各号に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一　認定を受けた（変更の認定を受けた場合、変更若しくは廃止の届出をした場合、認定の更新を受けた場合又は認定を取り消された場合を含む。次号及び第六号において同じ。）者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

（新規）

（新規）

（新規）

二　認定を受けた動植物園等の名称及び所在地
三　認定を受けた場合、変更の認定を受けた場合、変更の届出をした場合又は認定の更新を受けた場合にあっては、当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の種名
四　変更の認定を受けた場合にあっては、法第四十八条の四第二項第三号から第六号までに掲げる事項のうち変更に係るものに係る種名
五　変更の届出をした場合にあっては、当該変更の内容
六　認定を受けた年月日及び認定の有効期間の満了の日

（変更の認定の申請）　（新規）

**第四十一条**　法第四十八条の五第一項の規定による変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。
一　変更の認定を受けようとする者の名称及び住所並びにその代表者の氏名
二　変更の認定を受けようとする動植物園等の名称及び所在地
三　認定を受けた年月日
四　変更しようとする事項及びその内容
五　変更しようとする年月日
六　変更の理由

2　前項の申請書には、第三十九条第一項各号に掲げる書類のうち法第四十八条の五第一項の規定による変更の認定に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

3　第三十九条第二項の規定は、法第四十八条の五第一項の規定による変更の認定について準用する。

（変更の認定を要しない軽微な変更）　（新規）

**第四十二条**　法第四十八条の五第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、法第四十八条の四第二項第三号若しくは第四号に掲げる事項の変更（変更に係る認定希少種保全動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の種名又は当該種ごとの飼養等及び譲渡し等の目的を新たに追加する場合を除く。）又は同項第五号若しくは第六号に掲げる事項の変更（当該変更後も当該動植物園等が同条第一項第二号又は第三号の基準に適合することが明らかであると認められる場合に限る。）とする。

（変更の届出）　（新規）

**第四十三条**　法第四十八条の五第三項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。
一　届出者の名称及び住所並びにその代表者の氏名
二　届出に係る動植物園等の名称及び所在地
三　認定を受けた年月日
四　変更した事項及びその内容
五　変更の年月日
六　変更の理由

2　前項の届出書には、第三十九条第一項各号に掲げる書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されたものを添付しなければならない。

（廃止の届出）

第四十四条　法第四十八条の五第四項の規定による廃止の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

一　届出者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

二　届出に係る動植物園等の名称及び所在地

三　認定を受けた年月日

四　廃止の年月日

五　廃止したときに現に当該認定希少種保全動植物園等において取り扱う希少野生動植物種の種名及び当該種ごとの個体数並びにその処置の方法

（認定の更新）

第四十五条　法第四十八条の六第二項において準用する法第四十八条の四第二項から第四項までの規定により、法第四十八条の六第一項の認定の更新を受けようとする場合は、第三十六条から第三十九条までの規定を準用する。

（記録及び報告）

第四十六条　法第四十八条の七の環境省令で定める事項は、希少野生動植物種ごとに実施された飼養等及び譲渡し等の内容、法第四十八条の四第二項第三号から第六号までに掲げる事項を変更した場合（法第四十八条の五第一項の規定による変更の認定又は同条第三項の規定による変更の届出を要する場合を除く。）にあってはその内容その他必要な事項とする。

2　法第四十八条の七の規定による報告は、少なくとも毎年度一回行わなければならない。

（法第四十八条の十一第二項の証明書の様式）

第四十七条　法第四十八条の十一第二項の証明書の様式は、様式第九のとおりとする。

第五章　雑則

（法第五十条第二項の証明書の様式）

第四十八条　法第五十条第二項の証明書の様式は、様式第十のとおりとする。

第四十九条　（略）

（国等に関する協議の適用除外等）

第五十条　法第五十四条第二項の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一　国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等をする場合であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

ニ　傷病により緊急に保護を要するため捕獲をした個体（動物に限る。）であって、傷病その他の理由によりその生息地に適切に放つことができず、かつ、法第十条第一項の目的で飼養をすることができないと認められるものをやむを得ず殺傷する場合（あらかじめ、環境大臣に通知したものに限る。）

ホ　（略）

ヘ　個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をする場合であって次に掲げる行為に伴うもの

(1)　第一条の五第四号イからオまで（ウを除く。）に掲げる行為

(2)　（略）

ト　（略）

二・三　（略）

2・3　（略）

（新規）

（新規）

（新規）

（新規）

第四章　雑則

（法第五十条第二項の証明書の様式）

第三十五条　法第五十条第二項の証明書の様式は、様式第八のとおりとする。

第三十六条　（略）

（国等に関する協議の適用除外等）

第三十七条　法第五十四条第二項の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一　国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等をする場合であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

（新規）

ニ　（略）

ホ　個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をする場合であって次に掲げる行為に伴うもの

(1)　第一条の二第四号イからオまで（ウを除く。）に掲げる行為

(2)　（略）

ヘ　（略）

二・三　（略）

2・3　（略）

（教育又は学術研究のための捕獲等の届出等）

第五十一条　第三条第一項及び第二項の規定は、第一条の五第二号及び第四号の規定による届出について準用する。この場合において、第三条第一項第四号中「捕獲等をする区域」とあるのは第一条の五第四号の規定による届出については「捕獲等をする区域（移動又は移植をする区域を含む。次項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第五十二条～第五十四条　（略）

（添付図面の省略）

第五十五条　法第十条第一項、法第三十七条第四項若しくは法第三十八条第四項第三号の許可を受けた行為の変更に係る許可の申請又は法第三十七条第八項若しくは第十項、法第三十九条第一項、第一条の五第二号若しくは第四号、第二十五条第三号ト若しくは第四十九条第一項の規定による届出を了した行為の変更に係る届出にあっては、第三条第二項（第五十一条において準用する場合を含む。）、第二十三条第二項（第五十四条において準用する場合を含む。）、第二十四条第三項、第二十六条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第三項若しくは第四十九条第三項の規定により申請書又は届出書に添付しなければならない図面又は写真（第三項において「添付図面」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りる。

2　（略）

3　第一項に該当するもののほか、法第十条第二項若しくは法第三十七条第五項（法第三十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請又は法第三十七条第八項若しくは第十項、法第三十九条第一項、第一条の五第二号若しくは第四号、第二十五条第三号ト若しくは第四十九条第一項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図面の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付図面の一部を省略することができる。

（権限の委任）

第五十六条　法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所長（福島地方環境事務所長を除く。）に委任する。ただし、第三号（法第十一条第四項に係る部分を除く。）から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十六号、第十七号、第十九号、第二十号及び第二十一号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

一～五　（略）

六　法第三十条第一項、第二項及び第四項（同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する権限

七～九　（略）

十　法第三十三条の十二に規定する権限

十一　法第三十三条の十四第一項及び第二項に規定する権限

十二～十九　（略）

二十　法第四十八条の二第一項及び第二項に規定する権限

二十一　法第四十八条の十一第一項に規定する権限

二十二・二十三　（略）

二十四　第一条の五第二号及び第四号に規定する権限

二十五・二十六　（略）

二十七　第四十九条第一項に規定する権限

二十八　第五十条第一項第一号イ、ハ、ニ及びホ(1)、第二号ロ及びハ(4)並びに第三号ハ並びに第三項に規定する権限

（教育又は学術研究のための捕獲等の届出等）

第三十八条　第三条第一項及び第二項の規定は、第一条の二第二号及び第四号の規定による届出について準用する。この場合において、第三条第一項第四号中「捕獲等をする区域」とあるのは第一条の二第四号の規定による届出については「捕獲等をする区域（移動又は移植をする区域を含む。次項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第三十九条～第四十一条　（略）

（添付図面の省略）

第四十二条　法第十条第一項、法第三十七条第四項若しくは法第三十八条第四項第三号の許可を受けた行為の変更に係る許可の申請又は法第三十七条第八項若しくは第十項、法第三十九条第一項、第一条の二第二号若しくは第四号、第二十五条第三号ト若しくは第三十六条第一項の規定による届出を了した行為の変更に係る届出にあっては、第三条第二項（第三十八条において準用する場合を含む。）、第二十三条第二項（第四十一条において準用する場合を含む。）、第二十四条第三項、第二十六条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第三項若しくは第三十六条第三項の規定により申請書又は届出書に添付しなければならない図面又は写真（第三項において「添付図面」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りる。

2　（略）

3　第一項に該当するもののほか、法第十条第二項若しくは法第三十七条第五項（法第三十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請又は法第三十七条第八項若しくは第十項、法第三十九条第一項、第一条の二第二号若しくは第四号、第二十五条第三号ト若しくは第三十六条第一項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図面の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付図面の一部を省略することができる。

（権限の委任）

第四十三条　法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。ただし、第三号（法第十一条第二項に係る部分を除く。）から第五号まで、第七号から第九号まで、第十四号、第十五号及び第十七号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

一～五　（略）

六　法第三十条第一項、第二項及び第三項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する権限

七～九　（略）

（新規）

十～十七　（略）

（新規）

十八・十九　（略）

二十　第一条の二第二号及び第四号に規定する権限

二十一・二十二　（略）

二十三　第三十六条第一項に規定する権限

二十四　第三十七条第一項第一号イ、ハ及び二(1)、第二号ロ及びハ(4)並びに第三号ハ並びに第三項に規定する権限

様式第3（第10条関係）

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜粋

第19条　次の各号に掲げる大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ当該各号に規定する者に対し、希少野生動植物種の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、希少野生動植物種の個体の捕獲等若しくは個体等の譲渡し等、輸入、陳列若しくは広告に係る施設に立ち入り、希少野生動植物種の個体等、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(1)　（略）

(2)　環境大臣及び経済産業大臣　特定第一種国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等で輸入されたものの譲受けをした者

(3)　経済産業大臣　特定第一種国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等を輸入した者

第63条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)・(2)　（略）

(3)～(12)　略

様式第4（第11条関係）

（表）

| | | |
|---|---|---|
| 登録を受けた国際希少野生動植物種 | 種　　名 | |
| | 区分又は名称 | |
| | 登録時（　年　月　日）における主な特徴 | |
| 登録をした個体等に係る個体識別番号 | | |
| 登　録　年　月　日 | | |
| 有効期間の満了の日 | | |
| 備　　考 | | |

様式第3（第10条関係）

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜すい

第19条　次の各号に掲げる大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ当該各号に規定する者に対し、希少野生動植物種の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、希少野生動植物種の個体の捕獲等若しくは個体等の譲渡し等、輸入、陳列若しくは広告に係る施設に立ち入り、希少野生動植物種の個体等、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(1)　（略）

(2)　環境大臣及び経済産業大臣　特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等で輸入されたものの譲受けをした者

(3)　経済産業大臣　特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等を輸入した者

第63条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)・(2)　（略）

(3)～(11)　略

様式第4（第11条関係）

（表）

| | | |
|---|---|---|
| 登録を受けた国際希少野生動植物種 | 種　　名 | |
| | 区分又は名称 | |
| | 登録時（　年　月　日）における主な特徴 | |
| （新規） | | |
| （新規） | | |
| （新規） | | |
| 備　　考 | | |

（裏）

注　　意

1　登録を受けた国際希少野生動植物種の個体、個体の加工品、個体の器官、個体の器官の加工品（以下「個体等」という。）は、販売又は頒布をする目的で陳列をするときは、その個体等に係る登録票を備え付け、広告をする時は登録を受けていること、登録記号番号、登録年月日及び登録の有効期間の満了の日（生きている個体に限る。）を表示しなければならない。

2・3　（略）

4　登録に係る個体等のうち個体識別措置が講じられたものを取り扱う者は、当該個体等の個体識別番号を識別できるよう取り扱わなければならない。

5　登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者は、個体識別措置を変更したときは、登録票を環境大臣に提出して、変更登録を受けなければならない。

6　登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者の氏名又は住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）に変更を生じたときは、30日以内に環境大臣（登録を行った個体等登録機関がある場合は当該個体等登録機関、登録を行った個体等登録機関がない場合であって他の個体等登録機関があるときは当該個体等登録機関。以下同じ。）にその旨を届け出なければならない。

7　（略）

8　登録票は、次に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときには、30日以内に環境大臣に返納しなければならない。

(1)～(3)　（略）

(4)　登録の有効期間がある場合には、当該登録の有効期間が満了した場合

9　以上の事項に違反した場合には、法により罰金の刑に処せられることとなる。

10　登録に係る個体等のうち有効期間があるものについては、登録票を環境大臣に提出してその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。なお、登録の更新の申請は、当該登録の有効期間の満了日以前6月前から行うことができる。

様式第5（第18条関係）

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜粋

第27条　環境大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個体等登録機関に対し、その個体等登録関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、個体等登録機関の事務所に立ち入り、個体等登録機関の帳簿、書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3　（略）

第64条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした個体等登録機関、事業登録機関又は認定機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

(1)・(2)　略

(3)　第27条第1項（第33条の22及び第33条の33において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

（裏）

注　　意

1　登録を受けた国際希少野生動植物種の個体、個体の加工品、個体の器官、個体の器官の加工品（以下「個体等」という。）は、販売又は頒布をする目的で陳列をするときは、その個体等に係る登録票を備え付け、広告をする時は登録を受けていること及び登録記号番号を表示しなければならない。

2・3　（略）

（新規）

（新規）

4　登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者の氏名又は住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）に変更を生じたときは、30日以内に環境大臣（登録を行った登録機関がある場合は当該登録機関、登録を行った登録機関がない場合であって他の登録機関があるときは当該登録機関。以下同じ。）にその旨を届け出なければならない。

5　（略）

6　登録票は、次に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときには、30日以内に環境大臣に返納しなければならない。

(1)～(3)　（略）

（新規）

7　以上の事項に違反した場合には、法により罰金の刑に処せられることとなる。

（新規）

様式第5（第18条関係）

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜すい

第27条　環境大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、登録機関に対し、その登録関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、登録機関の事務所に立ち入り、登録機関の帳簿、書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3　（略）

第64条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録機関又は認定機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

(1)・(2)　略

(3)　第27条第1項（第33条の15において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

**様式第6**（第31条関係）

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜粋

第63条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(10)　（略）

(11)・(12)　略

**様式第7**（第31条関係）

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜粋

第42条　環境大臣は、第36条第1項、第37条第1項又は第38条第1項の規定による指定又はその変更をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

2～4　（略）

第63条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(10)　略

(11)　第42条第4項又は第48条の2第4項の規定に違反して、第42条第1項又は第48条の2第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

(12)　略

**様式第8**（第35条関係）

（表）

第　　号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
第48条の2第3項の規定による身分証明書

写　真

官職及び氏名
生年月日

年　月　日発行

環境大臣　　印

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜粋

第48条の2　環境大臣等は、保護増殖事業の実施に係る野生動植物の種の個体の捕獲等に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入り、立木竹を伐採させ、又は土地（水底を含む。以下この条において同じ。）の形質の軽微な変更をさせることができる。

2　環境大臣等は、その職員に前項の規定による行為をさせるときは、あらかじめ、土地の所有者若しくは占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3　第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

5　略

第63条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(10)　略

(11)　第42条第4項又は第48条の2第4項の規定に違反して、第42条第1項又は第48条の2第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

(12)　略

備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格A6とする。

**様式第6**（第31条関係）

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜すい

第63条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(10)　（略）

(11)　略

**様式第7**（第31条関係）

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜すい

第42条　環境大臣は、第36条第1項、第37条第1項又は第38条第1項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

2～4　（略）

第63条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(10)　略

(11)　第42条第4項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

（新規）

（新規）

様式第9（第47条関係）

（表）

第　　号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

第48条の11第2項の規定による身分証明書

写　真

官職及び氏名

生年月日

年　月　日発行

環境大臣　　印

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜粋

第48条の11　環境大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、認定希少種保全動植物園等設置者等に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、認定希少種保全動植物園等若しくは認定希少種保全動植物園等設置者等の事務所に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第63条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(11)　略

(12)　第48条の11に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格A6とする。

様式第10（第48条関係）

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜粋

第50条　環境大臣は、その職員のうち政令で定める要件を備えるものに、第8条、第11条第1項若しくは第3項、第14条第1項若しくは第3項、第18条、第19条第1項、第35条、第40条第1項若しくは第2項又は第41条第1項に規定する権限の一部を行わせることができる。

2・3　（略）

（新規）

様式第8（第35条関係）

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜すい

第50条　環境大臣は、その職員のうち政令で定める要件を備えるものに、第8条、第11条第1項、第14条、第18条、第19条第1項、第35条、第40条第1項若しくは第2項又は第41条第1項に規定する権限の一部を行わせることができる。

2・3　（略）

（環境省組織規則の一部改正）

**第二条**　環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改　正　後 | 改　正　前 |
| --- | --- |
| （鳥獣保護管理室及び希少種保全推進室）<br>**第二十一条**　（略）<br>2・3　（略） | （鳥獣保護管理室及び希少種保全推進室）<br>**第二十一条**　（略）<br>2・3　（略） |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 4　希少種保全推進室は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）の規定に基づく国内希少野生動植物種、特定第一種国内希少野生動植物種及び緊急指定第二種国内希少野生動植物種の指定、保護増殖事業並びに認定希少種保全動植物園等に関する事務をつかさどる。 | 4　希少種保全推進室は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）の規定に基づく国内希少野生動植物種、特定国内希少野生動植物種及び緊急指定種の指定並びに保護増殖事業に関する事務をつかさどる。 |
| 5　（略） | 5　（略） |

（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

**第三条**　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （輸出の場合に適法捕獲証明書等を添付すべき鳥獣等）<br>**第二十五条**　法第二十五条第一項の環境省令で定める鳥獣、鳥獣の加工品及び鳥類の卵は、次に掲げるものとする。<br>一・二　（略）<br>三　鳥類の卵　各種鳥類の卵（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種（同条第五項に規定する特定第一種国内希少野生動植物種を除く。）の卵を除く。第二十七条第三号において同じ。） | （輸出の場合に適法捕獲証明書等を添付すべき鳥獣等）<br>**第二十五条**　法第二十五条第一項の環境省令で定める鳥獣、鳥獣の加工品及び鳥類の卵は、次に掲げるものとする。<br>一・二　（略）<br>三　鳥類の卵　各種鳥類の卵（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種（同条第五項に規定する特定国内希少野生動植物種を除く。）の卵を除く。第二十七条第三号において同じ。） |

（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第二十三条第一項に規定する登録機関に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

**第四条**　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第二十三条第一項に規定する登録機関に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年環境省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第二十三条第一項に規定する個体等登録機関に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令 | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第二十三条第一項に規定する登録機関に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令 |
| （趣旨）<br>**第一条**　民間事業者等が、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第二十三条第一項に規定する個体等登録機関に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。 | （趣旨）<br>**第一条**　民間事業者等が、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第二十三条第一項に規定する登録機関に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。 |
| （法第三条第一項の主務省令で定める保存）<br>**第三条**　法第三条第一項の主務省令で定める保存は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第二十四条第六項及び第八項の規定に基づく書面の保存とする。 | （法第三条第一項の主務省令で定める保存）<br>**第三条**　法第三条第一項の主務省令で定める保存は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第二十四条第五項及び第七項の規定に基づく書面の保存とする。 |
| （法第四条第一項の主務省令で定める作成）<br>**第五条**　法第四条第一項の主務省令で定める作成は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第二十四条第八項の規定に基づく書面の作成とする。 | （法第四条第一項の主務省令で定める作成）<br>**第五条**　法第四条第一項の主務省令で定める作成は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第二十四条第七項の規定に基づく書面の作成とする。 |

（法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等）

第七条　法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第二十四条第七項第一号の規定に基づく書面の縦覧等とする。

（法第六条第一項の主務省令で定める交付等）

第九条　法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第二十四条第七項第二号の規定に基づく書面の交付等とする。

（地方環境事務所組織規則の一部改正）

第五条　地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| （野生生物課の所掌事務）<br>第十三条　野生生物課は、次に掲げる事務をつかさどる。<br>一～五　（略）<br>六　特定国内種事業（種の保存法第三十条第一項に規定する特定国内種事業をいう。）並びに特定国際種事業（種の保存法第三十三条の二第一項に規定する特定国際種事業をいう。）及び特別国際種事業（種の保存法第三十三条の六第一項に規定する特別国際種事業をいう。）に関すること。<br>七・八　（略）<br>九　保護増殖事業計画（種の保存法第四十五条第一項に規定する保護増殖事業計画をいう。）の策定並びに保護増殖事業（種の保存法第六条第二項第六号に規定する保護増殖事業をいう。）の実施、確認及び認定に関すること。<br>十　認定希少種保全動植物園等（種の保存法第四十八条の五第一項に規定する認定希少種保全動植物園等をいう。）に関すること。<br>十一～四十　（略）<br>（管轄区域の特例）<br>第五十二条　次の表の上欄に掲げる事務に関しては、環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）第四十九条第一項の規定にかかわらず、同表の中欄に掲げる地方環境事務所（当該地方環境事務所に、支所を置く場合は、地方環境事務所及び支所）が、同表の下欄に掲げるそれぞれの区域を管轄するものとする。 | | | （野生生物課の所掌事務）<br>第十三条　野生生物課は、次に掲げる事務をつかさどる。<br>一～五　（略）<br>六　特定国内種事業（種の保存法第三十条第一項に規定する特定国内種事業をいう。）及び特定国際種事業（種の保存法第三十三条の二第一項に規定する特定国際種事業をいう。）に関すること。<br>七・八　（略）<br>九　保護増殖事業計画（種の保存法第四十五条第一項に規定する保護増殖事業計画をいう。）の策定並びに保護増殖事業（種の保存法第六条第二項第五号に規定する保護増殖事業をいう。）の実施、確認及び認定に関すること。<br>（新規）<br>十～三十九　（略）<br>（管轄区域の特例）<br>第五十二条　次の表の上欄に掲げる事務に関しては、環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）第四十九条第一項の規定にかかわらず、同表の中欄に掲げる地方環境事務所（当該地方環境事務所に、支所を置く場合は、地方環境事務所及び支所）が、同表の下欄に掲げるそれぞれの区域を管轄するものとする。 | | |
| 事務 | 地方環境事務所 | 区域 | 事務 | 地方環境事務所 | 区域 |
| 第八条第十三号及び第十四号、第九条第一号から第九号まで及び第十七号から第三十二号まで、第十条第一項第一号から第二十一号まで、第十二条第一号から第五号まで、第七号及び第十八号から第二十一号まで、第十三条第一号から第十二号まで、第二十一号、第二十二号及び第二十八号から第四十号まで | 東北地方環境事務所 | 福島県内の区域 | 第八条第十三号及び第十四号、第九条第一号から第九号まで及び第十七号から第三十二号まで、第十条第一項第一号から第二十一号まで、第十二条第一号から第五号まで、第七号及び第十八号から第二十一号まで、第十三条第一号から第十一号まで、第二十一号、第二十二号及び第二十七号から第三十九号まで | 東北地方環境事務所 | 福島県内の区域 |

| | | |
|---|---|---|
| 並びに第十四条第一号、第二号、第四号、第八号、第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる事務（第十二条第十八号、第十九号及び第二十一号並びに第十四条第八号については国立公園に係るものを、第十三条第三十九号及び第四十号並びに第九条第十二号については国指定鳥獣保護区に係るものを、第十四条第十三号については国立公園及び国指定鳥獣保護区に係るものを除く。） | | |
| 第十二条第八号から第十九号まで及び第二十一号並びに第十四条第五号から第八号まで及び第十三号に掲げる事務（第十二条第十八号、第十九号及び第二十一号並びに第十四条第八号及び第十三号については、国立公園に係るものに限る。） | （略） | （略） |
| | （略） | （略） |
| | （略） | （略） |
| | （略） | （略） |
| 第十三条第十三号から第二十号まで、第二十三号から第二十七号まで、第三十九号及び第四十号並びに第十四条第十号、第十二号及び第十三号に掲げる事務（第十三条第三十九号及び第四十号並びに第十四条第十二号及び第十三号については、国指定鳥獣保護区に係るものに限る。） | 東北地方環境事務所 | 国指定大鳥朝日鳥獣保護区のうち、新潟県内の区域<br>福島県内の区域 |
| | 中部地方環境事務所 | 国指定浅間鳥獣保護区のうち、群馬県内の区域 |
| | 近畿地方環境事務所 | 国指定大台山系鳥獣保護区のうち、三重県内の区域 |
| 第三十六条第七号に掲げる事務 | 福島地方環境事務所及び県北支所 | 岩手県及び宮城県内の区域 |

| | | |
|---|---|---|
| 並びに第十四条第一号、第二号、第四号、第八号、第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる事務（第十二条第十八号、第十九号及び第二十一号並びに第十四条第八号については国立公園に係るものを、第十三条第三十八号及び第三十九号並びに第九条第十二号については国指定鳥獣保護区に係るものを、第十四条第十三号については国立公園及び国指定鳥獣保護区に係るものを除く。） | | |
| 第十二条第八号から第十九号まで及び第二十一号並びに第十四条第五号から第八号まで及び第十三号に掲げる事務（第十二条第十八号、第十九号及び第二十一号並びに第十四条第八号及び第十三号については、国立公園に係るものに限る。） | （略） | （略） |
| | （略） | （略） |
| | （略） | （略） |
| | （略） | （略） |
| 第十三条第十二号から第十九号まで、第二十二号から第二十六号まで、第三十八号及び第三十九号並びに第十四条第十号、第十二号及び第十三号に掲げる事務（第十三条第三十八号及び第三十九号並びに第十四条第十二号及び第十三号については、国指定鳥獣保護区に係るものに限る。） | 東北地方環境事務所 | 国指定大鳥朝日鳥獣保護区のうち、新潟県内の区域<br>福島県内の区域 |
| | 中部地方環境事務所 | 国指定浅間鳥獣保護区のうち、群馬県内の区域 |
| | 近畿地方環境事務所 | 国指定大台山系鳥獣保護区のうち、三重県内の区域 |
| 第三十六条第七号に掲げる事務 | 福島地方環境事務所及び県北支所 | 岩手県及び宮城県内の区域 |

附　則

（施行期日）

1　この省令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

（経過措置）

2　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定により同法の施行の日に登録を受けたものとみなされた個体等（この省令による改正後の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（以下この項において「改正省令」という。）第十一条第三項各号に掲げる種の生きている個体であって、個体識別措置が講じられていないものに限る。）については、その登録の更新を受けるまでの間は、改正省令第十一条第七項第二号へ、同条第九項第二号二及び同条第十項第二号へ、第十一条の二第一項第二号へ並びに第十二条第一項第二号への規定は、適用しない。

3　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

○農林水産省
環境省令第一号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十一号）の施行に伴い、並びに絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十条第三項及び第五項並びに第三十一条第三項の規定に基づき、特定国内種事業に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年二月十九日

農林水産大臣　齋藤　健
環境大臣　中川　雅治

特定国内種事業に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令

特定国内種事業に係る届出等に関する省令（平成五年総理府農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （定義）<br>第一条　この省令において使用する用語は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。<br>（特定国内種事業の届出）<br>第二条　法第三十条第一項第四号の環境省令、農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。<br>一　（略）<br>二　特定第一種国内希少野生動植物種の個体等を繁殖させる場合にあっては、次に掲げる事項<br>イ～ハ　（略）<br>2　（略） | （新規）<br>（特定国内種事業の届出）<br>第一条　法第三十条第一項第四号の環境省令、農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。<br>一　（略）<br>二　特定国内希少野生動植物種の個体等を繁殖させる場合にあっては、次に掲げる事項<br>イ～ハ　（略）<br>2　（略） |

（届出に係る事項の公表の方法）

第三条　法第三十条第三項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（公表事項）

第四条　法第三十条第三項の環境省令、農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　法人にあっては、その代表者の氏名

二　特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地

三　譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定第一種国内希少野生動植物種

四　特定国内種事業の届出年月日

（特定国内種事業の変更等の届出）

第五条　法第三十条第四項の規定による変更の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地

三　（略）

四　譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定第一種国内希少野生動植物種

五　法第三十条第三項の規定により通知された届出に係る番号（次項第五号において「届出番号」という。）

六～八　（略）

2　法第三十条第四項の規定による廃止の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地

三　（略）

四　譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定第一種国内希少野生動植物種

五　届出番号

六　（略）

七　廃止したときに現に有する特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の数量及びその処置の方法

（書類の保存）

第六条　法第三十条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者は、特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の譲受け又は引取りをしたときは、法第三十一条第一項の規定により確認し又は聴取した事項を書類に記載し、これを五年間保存しなければならない。

第七条　（略）

（新規）

（新規）

（特定国内種事業の変更等の届出）

第二条　法第三十条第三項の規定による変更の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一　届出者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

（新規）

二　（略）

三　特定国内種事業の対象とする種名

（新規）

四～六　（略）

2　法第三十条第三項の規定による廃止の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一　届出者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

（新規）

二　（略）

三　特定国内種事業の対象とする種名

（新規）

四　（略）

五　廃止したときに現に有する特定国内希少野生動植物種の個体等の数量及びその処置の方法

（書類の保存）

第三条　法第三十条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者は、特定国内希少野生動植物種の個体等の譲受け又は引取りをしたときは、法第三十一条第一項の規定により確認し又は聴取した事項を書類に記載し、これを五年間保存しなければならない。

第四条　（略）

（陳列又は広告の表示方法）

第八条　法第三十一条第三項の陳列又は広告は、公衆の見やすいように表示する方法により行うものとする。

（表示事項）

第九条　法第三十一条第三項の環境省令、農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定第一種国内希少野生動植物種

第十条　（略）

別記様式（第10条関係）

（裏）

第63条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(6)　略

(7)　第33条第１項（同条第２項及び第33条の５において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第33条の14第１項若しくは第２項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第33条第１項若しくは第33条の14第１項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出した者

(8)～(12)　略

（削る）

（削る）

（新規）

（新規）

第五条　（略）

別記様式（第５条関係）

（裏）

第63条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(6)　略

(7)　第33条第１項（同条第２項及び第33条の５において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第33条第１項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(8)・(9)　略

(10)　第41条第１項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第２項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(11)　略

附　則

（施行期日）

１　この省令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の別記様式による証明書は、この省令による改正後の別記様式によるものとみなす。

○経済産業省
環境省令第一号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十一号）の施行に伴い、並びに絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定国際種事業に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年二月十九日

経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　中川　雅治

特定国際種事業に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令

特定国際種事業に係る届出等に関する省令（平成七年総理府通商産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

## 改正後

特定国際種事業に係る届出及び特別国際種事業に係る登録等に関する省令

（定義）

**第一条**　この省令において使用する用語は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（特定国際種事業の届出）

**第二条**　法第三十三条の二第四号の環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める事項は、譲渡し又は引渡しの業務を開始しようとする日並びに届出の際現に占有している譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定器官等（法第三十三条の六第一項に規定する特別特定器官等を除く。第三条、第六条、第七条及び第九条において同じ。）の重量及び主な特徴とする。

2　（略）

（特定国際種事業者による書類の保存）

**第三条**　特定国際種事業者は、法第三十三条の三第一項の規定により確認し又は聴取した事項のほか次の各号に掲げる事項を書類に記載し、これを五年間保存しなければならない。

一　（略）

二　譲渡し又は引渡しをした場合にあっては、次に掲げる事項

イ　譲渡し又は引渡しをした相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ～ホ　（略）

（削る）

（特定国際種事業者が行う電磁的方法による保存）

**第四条**　法第三十三条の三第二項の規定により書類に記載しなければならない事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。第十九条において同じ。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって同項に規定する当該事項が記載された書類の保存に代えることができる。

2　（略）

（届出に係る事項の公表の方法）

**第五条**　法第三十三条の五において準用する法第三十条第三項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

## 改正前

特定国際種事業に係る届出等に関する省令

（新規）

（特定国際種事業の届出）

**第一条**　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第三十三条の二第四号の環境省令、経済産業省令で定める事項は、譲渡し又は引渡しの業務を開始しようとする日並びに届出の際現に占有している特定国際種事業の対象とする特定器官等の重量（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（以下「令」という。）別表第五の2の項に掲げる原材料器官等のうち牙に係るものを原材料として製造された製品（製品として製造する過程のものを含む。以下「製品等」という。）にあっては、数量。次条第一号イ及び第二号ロ並びに第三条第二項第五号において同じ。）及び主な特徴とする。

2　（略）

（書類の保存）

**第二条**　法第三十三条の二の規定による届出をして特定国際種事業を行う者は、法第三十三条の三第一項の規定により確認し又は聴取した事項のほか次の各号に掲げる事項を書類に記載し、これを五年間保存しなければならない。

一　（略）

二　譲渡し又は引渡しをした場合（製品等を特定国際種事業を行う者以外の者に譲渡し又は引渡しをした場合を除く。）にあっては、次に掲げる事項

イ　譲渡し又は引渡しをした相手方の氏名及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

ロ～ホ　（略）

三　製品等を特定国際種事業を行う者以外の者に譲渡し又は引渡しをした場合にあっては、次に掲げる事項

イ　譲渡し又は引渡しをした製品等の数量及び主な特徴

ロ　譲渡し又は引渡しをした年月日

ハ　譲渡し又は引渡しをした後の製品等の在庫量

（電磁的方法による保存）

**第二条の二**　法第三十三条の三第二項の規定により書類に記載しなければならない事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって同項に規定する当該事項が記載された書類の保存に代えることができる。

2　（略）

（新規）

（公表事項）

第六条　法第三十三条の五において準用する法第三十条第三項の環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法人にあっては、その代表者の氏名

二　特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地

三　譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定器官等の種別

四　特定国際種事業の届出年月日

（特定国際種事業の変更等の届出）

第七条　法第三十三条の五において準用する法第三十条第四項の規定による変更の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地

三　（略）

四　譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定器官等の種別

五　法第三十三条の五において準用する法第三十条第三項の規定により通知された届出に係る番号（次項第五号において「届出番号」という。）

六～八　（略）

2　法第三十三条の五において準用する法第三十条第四項の規定による廃止の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地

三　（略）

四　譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定器官等の種別

五　届出番号

六・七　（略）

（特定国際種事業に係る陳列又は広告の表示方法）

第八条　法第三十三条の五において準用する法第三十一条第三項の陳列又は広告は、公衆の見やすいように表示する方法により行うものとする。

（特定国際種事業に係る陳列又は広告の表示事項）

第九条　法第三十三条の五において準用する法第三十一条第三項の環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定器官等の種別

第十条　（略）

（特別国際種事業者の登録の申請）

第十一条　法第三十三条の六第二項の規定により同条第一項の登録を受けようとする者（次条第二項及び第三項において「申請者」という。）は、法第三十三条の六第二項第一号から第三号まで及び次項に規定する事項を記載した申請書を提出しなければならない。

（新規）

（特定国際種事業の変更等の届出）

第三条　法第三十三条の五において準用する法第三十条第三項の規定による変更の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一　届出者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

（新規）

二　（略）

三　特定国際種事業の対象とする特定器官等の種別

（新規）

四～六　（略）

2　法第三十三条の五において準用する法第三十条第三項の規定による廃止の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一　届出者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

（新規）

二　（略）

三　特定国際種事業の対象とする特定器官等の種別

（新規）

四・五　（略）

（新規）

第四条　（略）

（新規）

2　法第三十三条の六第二項第四号（法第三十三条の十第二項において準用する場合を含む。）の環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める事項は、登録の申請の際現に占有している特別特定器官等の重量（製品又は製品として製造する過程のもの（以下「製品等」という。）にあっては、数量。第十六条第七号並びに第十八条第一号イ及び第二号ロ並びに第二十六条第五号において同じ。）及び主な特徴とする。

（登録申請書の添付書類等）

**第十二条**　法第三十三条の六第三項（法第三十三条の十第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める原材料器官等は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号。以下「令」という。）別表第五の2の項に掲げる原材料器官等のうち牙に係るものとする。

2　法第三十三条の六第三項の規定により申請書に添付しなければならない書類は、申請者が登録の申請の際現に占有している全ての原材料器官等（前項に規定するものに限る。）について当該原材料器官等ごとにこれに係る登録票とともに撮影した写真及び当該登録票の写しとする。

3　環境大臣及び経済産業大臣（事業登録機関が事業登録関係事務を行う場合にあっては、事業登録機関）は、申請者に対し、法第三十三条の六第二項の申請書、前項の書類及び当該申請者が法第三十三条の六第六項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

（新規）

（特別国際種事業者の変更の届出等）

**第十三条**　法第三十三条の七第一項の規定による変更の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　特別特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地

三　特別国際種事業者の登録の年月日

四　譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特別特定器官等の種別

五　法第三十三条の六第四項に規定する登録番号（第十六条第五号、第十七条第一項第二号及び第二十六条第九号において「登録番号」という。）

六　変更した事項

七　変更の年月日

八　変更の理由

（新規）

（特別国際種事業者登録簿の公表の方法）

**第十四条**　法第三十三条の八の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（新規）

（特別国際種事業者登録簿に係る公表事項）

**第十五条**　法第三十三条の八の環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　特別国際種事業者の住所及び法人にあっては、その代表者の氏名

二　特別特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地

三　譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特別特定器官等の種別

四　特別国際種事業者の登録の年月日及び登録の有効期間の満了の日

（新規）

（特別国際種事業者の廃止の届出）

第十六条　法第三十三条の九の規定による廃止の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　特別特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地

三　特別国際種事業者の登録の年月日

四　譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特別特定器官等の種別

五　登録番号

六　廃止の年月日

七　廃止したときに現に有する特別特定器官等の重量及び主な特徴並びにその処置の方法

（特別国際種事業者の登録の更新）

第十七条　法第三十三条の十第一項の規定により登録の更新を受けようとする者は、当該登録の有効期間が満了する日以前一年六月以内に、法第三十三条の十第二項において準用する法第三十三条の六第二項第一号から第三号まで及び第十一条第二項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣及び経済産業大臣（事業登録機関が事業登録関係事務を行う場合にあっては、事業登録機関）に提出しなければならない。

一　特別国際種事業者の登録の年月日

二　登録番号

2　第十二条第一項及び第二項の規定は、法第三十三条の十第二項において法第三十三条の六第三項の規定を準用する場合について、第十二条第三項の規定は、前項の規定により更新の申請をする場合について、それぞれ準用する。

（特別国際種事業者による書類の保存）

第十八条　特別国際種事業者は、その特別国際種事業を行うための施設ごとに、法第三十三条の十一第一項の規定により確認し又は聴取した事項のほか次の各号に掲げる事項を書類に記載し、これを五年間保存しなければならない。

一　譲受け又は引取りをした場合にあっては、次に掲げる事項

イ　譲受け又は引取りをした特別特定器官等の重量及び主な特徴

ロ　譲受け又は引取りをした特別特定器官等に管理票が付されている場合にあっては、その番号

ハ　譲受け又は引取りをした年月日

二　譲受け又は引取りをした後の特別特定器官等の在庫量

二　譲渡し又は引渡しをした場合（製品等を特別国際種事業者以外の者に譲渡し又は引渡しをした場合を除く。）にあっては、次に掲げる事項

イ　譲渡し又は引渡しをした相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ　譲渡し又は引渡しをした特別特定器官等の重量及び主な特徴

ハ　譲渡し又は引渡しをした特別特定器官等に管理票を付した場合にあっては、その番号

二　譲渡し又は引渡しをした年月日

ホ　譲渡し又は引渡しをした後の特別特定器官等の在庫量

（新規）

（新規）

（新規）

三　製品等を特別国際種事業者以外の者に譲渡し又は引渡しをした場合にあっては、次に掲げる事項

イ　譲渡し又は引渡しをした製品等の数量及び主な特徴

ロ　譲渡し又は引渡しをした年月日

ハ　譲渡し又は引渡しをした後の製品等の在庫量

（特別国際種事業者が行う電磁的方法による保存）　（新規）

**第十九条**　法第三十三条の十一第二項の規定により書類に記載しなければならない事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって同項に規定する当該事項が記載された書類の保存に代えることができる。

2　前項の規定による保存をする場合には、環境大臣及び経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（特別国際種事業に係る陳列又は広告の表示方法）　（新規）

**第二十条**　法第三十三条の十一第三項の陳列又は広告は、公衆の見やすいように表示する方法により行うものとする。

（特別国際種事業に係る陳列又は広告の表示事項）　（新規）

**第二十一条**　法第三十三条の十一第三項の環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　特別国際種事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特別特定器官等の種別

三　特別国際種事業者の登録の有効期間の満了の日

（法第三十三条の十四第三項の証明書の様式）　（新規）

**第二十二条**　法第三十三条の十四第三項の証明書の様式は、様式第二のとおりとする。

（事業登録機関の登録の申請等）　（新規）

**第二十三条**　法第三十三条の十五第二項の規定による登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　事業登録関係事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　事業登録関係事務を開始しようとする年月日

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二　申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）

三　申請者が法第三十三条の十五第四項第一号及び第二号の規定に適合することを説明した書類

四　申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

五　前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

（事業登録関係事務の実施の方法等）

第二十四条　法第三十三条の十六第二項の環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　特別国際種事業者の登録（更新を含む。第二号並びに第二十六条第一号、第三号及び第五号から第九号までにおいて同じ。）の申請に係る特定器官等が特別特定器官等であることを確認すること。

二　特別国際種事業者の登録を受けようとする者が法第三十三条の六第六項各号に規定する者に該当しないことを確認すること。

三　特別国際種事業者の登録（更新を含む。）を受けようとする者がその申請の際現に占有している全ての原材料器官等（第十二条第一項に規定するものに限る。）が法第二十条第一項の登録を受けたものであることを個体等登録機関に確認すること。

2　法第三十三条の十六第三項ただし書の環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める軽微な事項に係る変更は、法第三十三条の十五第一項の登録を受けた者の住所（法人にあっては、その代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更とする。

3　法第三十三条の十六第五項の事業登録関係事務の実施に関する規程は、次の事項について定めるものとする。

一　事業登録関係事務を行う時間及び休日に関する事項

二　事業登録関係事務を行う事務所に関する事項

三　事業登録関係事務の実施体制に関する事項

四　第一項第二号及び第三号の確認の方法に関する事項

五　手数料の収納に関する事項

六　事業登録関係事務に関する秘密の保持に関する事項

七　事業登録関係事務に関する帳簿、書類等の管理に関する事項

八　前各号に掲げるもののほか、その他事業登録関係事務の実施に関し必要な事項

4　事業登録機関は、法第三十三条の十六第五項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業登録関係事務の実施に関する規程を添えて、これを環境大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

5　事業登録機関は、法第三十三条の十六第五項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（事業登録機関が行う表示に係る電磁的方法）

第二十五条　法第三十三条の十六第七項第三号の環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2　法第三十三条の十六第七項第四号の環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

（新規）

（新規）

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

（事業登録機関の帳簿）　（新規）

**第二十六条**　法第三十三条の十六第八項の環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　特別国際種事業者の登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　特別特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地

三　特別国際種事業者の登録の申請を受けた年月日

四　譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特別特定器官等の種別

五　登録の申請の際現に占有している譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特別特定器官等の重量及び主な特徴

六　特別国際種事業者の登録の申請書に添付した登録票の写しに係る番号

七　登録又は登録の拒否の別

八　特別国際種事業者の登録の拒否をした場合には、その理由

九　特別国際種事業者の登録をした場合には、登録の年月日及び登録番号

（事業登録関係事務の休廃止の許可の申請）　（新規）

**第二十七条**　事業登録機関は、法第三十三条の十六第九項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

一　休止し、又は廃止しようとする事業登録関係事務の範囲

二　休止し、又は廃止しようとする年月日

三　休止しようとする場合にあっては、その期間

四　休止又は廃止の理由

（事業登録関係事務の引継ぎ等）　（新規）

**第二十八条**　事業登録機関は、環境大臣及び経済産業大臣が法第三十三条の二十二において準用する法第二十四条第十項の規定により事業登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、法第三十三条の十六第九項の許可を受けて事業登録関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は環境大臣及び経済産業大臣が法第三十三条の十八第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消した場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　事業登録関係事務を環境大臣及び経済産業大臣に引き継ぐこと。

二　事業登録関係事務に関する帳簿及び書類を環境大臣及び経済産業大臣に引き継ぐこと。

三　その他環境大臣及び経済産業大臣が必要と認める事項

（特別国際種事業者の登録に関する手数料の納付）　（新規）

**第二十九条**　法第三十三条の二十一に規定する手数料については、国に納付する場合にあっては第十一条の申請書に、当該申請に係る手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、事業登録機関に納付する場合にあっては法第三十三条の十六第五項の事業登録関係事務の実施に関する規程で定めるところにより納付しなければならない。

2　前項の規定により納付された手数料は、これを返還しない。

（法第三十三条の二十二において準用する法第二十七条第二項の証明書の様式）

**第三十条**　法第三十三条の二十二において準用する法第二十七条第二項の証明書の様式は、様式第三のとおりとする。

（管理票）

**第三十一条**　法第三十三条の二十三第一項又は第二項の規定による管理票の作成は、次の各号に掲げる事項を記載して行うものとする。

一　作成者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　作成者が特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地

三　（略）

四　作成者に譲渡し又は引渡しをした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

五・六　（略）

**第三十二条**　法第三十三条の二十三第一項第三号の環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める場合は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の規定に基づき自ら適法に輸入した原材料器官等の分割により新たに特別特定器官等（法第三十三条の二十三第一項に規定するものに限る。以下この項において同じ。）を得た場合又は同法の規定に基づき自ら適法に特別特定器官等を輸入した場合若しくはその特別特定器官等の分割により新たに特別特定器官等を得た場合とする。

2　法第三十三条の二十三第二項第三号の環境大臣等の発する命令で定める場合は、次の各号に定めるものとする。

一　外国為替及び外国貿易法の規定に基づき自ら適法に輸入した原材料器官等の分割により得られた部分である特定器官等（法第三十三条の二十三第二項に規定するものに限る。以下この項において同じ。）又は同法の規定に基づき自ら適法に輸入した特定器官等若しくはその特定器官等の分割により得られた部分である特定器官等の譲渡し又は引渡しをする場合

二　新たに令第十条又は令第十三条の規定により法第三十三条の二に規定する特定国際種事業の届出又は法第三十三条の六第一項に規定する特別国際種事業者の登録を要する特定器官等（以下この号において「事業関係特定器官等」という。）とされた特定器官等（環境大臣及び経済産業大臣が適正に入手されたものとして認めたものに限る。）を当該特定器官等が事業関係特定器官等とされた日（以下「適用日」という。）に正当な権原に基づき占有している者が適用日後三月間に当該特定器官等（その分割により得られた特定器官等を含む。）の譲渡し又は引渡しをする場合

（管理票の写しの保存）

**第三十三条**　法第三十三条の二十三第五項の規定による管理票の写しの保存の期間は、特定器官等の譲渡し又は引渡しをした日から五年間とする。

（認定対象製品）

**第三十四条**　令第十八条の環境省令、経済産業省令で定める製品は、装身具、調度品、楽器、印章、室内娯楽用具、食卓用具、文房具、喫煙具、日用雑貨、仏具及び茶道具とする。

2　令第十八条の環境省令、経済産業省令で定める要件は、次の各号に掲げるものとする。

一・二　（略）

（新規）

（管理票）

**第五条**　法第三十三条の六第一項の規定による管理票の作成は、次の各号に掲げる事項を記載して行うものとする。

一　作成者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

（新規）

二　（略）

三　作成者に譲渡し又は引渡しをした者の住所及び氏名（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

四・五　（略）

**第六条**　法第三十三条の六第一項第三号の環境省令、経済産業省令で定める場合は、次の各号に定めるものとする。

一　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の規定に基づき自ら適法に輸入した原材料器官等の分割により得られた部分である特定器官等又は同法の規定に基づき自ら適法に輸入した特定器官等若しくはその特定器官等の分割により得られた部分である特定器官等の譲渡し又は引渡しをする場合

二　新たに令第五条の二の規定により法第三十三条の二に規定する特定国際種事業の届出を要する特定器官等（以下この号において「事業関係特定器官等」という。）とされた特定器官等（環境大臣及び経済産業大臣が適正に入手されたものとして認めたものに限る。）を当該特定器官等が事業関係特定器官等とされた日（以下「適用日」という。）に正当な権原に基づき占有している者が適用日後三月間に当該特定器官等（その分割により得られた特定器官等を含む。）の譲渡し又は引渡しをする場合

（新規）

（認定対象製品）

**第七条**　令第五条の五の環境省令、経済産業省令で定める製品は、装身具、調度品、楽器、印章、室内娯楽用具、食卓用具、文房具、喫煙具、日用雑貨、仏具及び茶道具とする。

2　令第五条の五の環境省令、経済産業省令で定める要件は、次の各号に掲げるものとする。

一・二　（略）

（認定の申請等）

第三十五条　法第三十三条の二十五第二項第三号の環境大臣等の発する命令で定める場合は、次に定めるものとする。

一　（略）

二　申請者（その製品が新たに令第十八条の規定により法第三十三条の二十五第一項の認定をすることができる製品とされた日（以下「認定対象とされた日」という。）後三月間に当該製品に係る申請をした者に限る。）が、当該認定対象とされた日に正当な権原に基づき当該製品（環境大臣及び経済産業大臣（法第三十三条の二十六第一項の規定に基づき環境大臣及び経済産業大臣が認定機関を登録した場合にあっては、当該認定機関）が、入手の経緯等から適正に入手されたものである旨の確認をした原材料器官等又は特定器官等を原材料として製造されたものに限る。）を占有している者である場合

第三十六条　法第三十三条の二十五第三項の標章の様式は、様式第四のとおりとする。

第三十七条　法第三十三条の二十五第一項の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣及び経済産業大臣（認定機関が認定関係事務を行う場合にあっては、認定機関）に提出して行うものとする。

一　申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二・三　（略）

四　申請者に製品の原材料である原材料器官等又は特定器官等の譲渡し又は引渡しをした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

五・六　（略）

2　（略）

第三十八条　（略）

（認定機関の登録の申請等）

第三十九条　法第三十三条の二十六第二項の規定による登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一～三　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

三　申請者が法第三十三条の二十六第四項第一号及び第二号の規定に適合することを説明した書類

四・五　（略）

（認定関係事務の実施の方法等）

第四十条　法第三十三条の二十七第二項の環境大臣等の発する命令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　認定の申請に係る製品が第三十四条第一項に規定する製品であることを確認すること。

二　（略）

三　認定の申請に係る製品の原材料である原材料器官等の重量又は特定器官等の重量を個体等登録機関に確認すること（申請者が直接輸入した場合を除く。）。

四　（略）

（認定の申請等）

第八条　法第三十三条の七第二項第三号の環境省令、経済産業省令で定める場合は、次に定めるものとする。

一　（略）

二　申請者（その製品が新たに令第五条の五の規定により法第三十三条の七第一項の認定をすることができる製品とされた日（以下「認定対象とされた日」という。）後三月間に当該製品に係る申請をした者に限る。）が、当該認定対象とされた日に正当な権原に基づき当該製品（環境大臣及び経済産業大臣（法第三十三条の八第一項の規定に基づき環境大臣及び経済産業大臣が認定機関を登録した場合にあっては、当該認定機関）が、入手の経緯等から適正に入手されたものである旨の確認をした原材料器官等又は特定器官等を原材料として製造されたものに限る。）を占有している者である場合

第九条　法第三十三条の七第三項の標章の様式は、様式第二のとおりとする。

第十条　法第三十三条の七第一項の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣及び経済産業大臣（認定機関が認定関係事務を行う場合にあっては、認定機関）に提出して行うものとする。

一　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二・三　（略）

四　申請者に製品の原材料である原材料器官等又は特定器官等の譲渡し又は引渡しをした者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

五・六　（略）

2　（略）

第十一条　（略）

（機関登録の申請等）

第十二条　法第三十三条の八第二項の規定による登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一～三　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

三　申請者が法第三十三条の八第四項第一号及び第二号の規定に適合することを説明した書類

四・五　（略）

（認定関係事務の実施の方法等）

第十三条　法第三十三条の九第二項の環境省令、経済産業省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　認定の申請に係る製品が第七条第一項に規定する製品であることを確認すること。

二　（略）

三　認定の申請に係る製品の原材料である原材料器官等の重量又は特定器官等の重量を登録機関に確認すること（申請者が直接輸入した場合を除く。）。

四　（略）

2　法第三十三条の二十七第三項ただし書の環境大臣等の発する命令で定める軽微な事項に係る変更は、法第三十三条の二十六第一項の登録を受けた者の住所（法人にあっては、その代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更とする。

3　法第三十三条の二十七第五項の認定関係事務の実施に関する規程は、次の事項について定めるものとする。

一～八　（略）

4　認定機関は、法第三十三条の二十七第五項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に認定関係事務の実施に関する規程を添えて、これを環境大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

5　認定機関は、法第三十三条の二十七第五項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（認定機関が行う表示に係る電磁的方法）

第四十一条　法第三十三条の二十七第七項第三号の環境大臣等の発する命令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2　法第三十三条の二十七第七項第四号の環境大臣等の発する命令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

3　（略）

（認定機関の帳簿）

第四十二条　法第三十三条の二十七第八項の環境大臣等の発する命令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二～四　（略）

五　申請者に製品の原材料である原材料器官等又は特定器官等の譲渡し又は引渡しをした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

六～八　（略）

（認定関係事務の休廃止の許可の申請）

第四十三条　認定機関は、法第三十三条の二十七第九項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

一～四　（略）

（認定関係事務の引継ぎ等）

第四十四条　認定機関は、環境大臣及び経済産業大臣が法第三十三条の三十三において準用する法第二十四条第十項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、法第三十三条の二十七第九項の許可を受けて認定関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は環境大臣及び経済産業大臣が法第三十三条の二十九第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消した場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一～三　（略）

（新規）

2　法第三十三条の九第四項の認定関係事務の実施に関する規程は、次の事項について定めるものとする。

一～八　（略）

3　認定機関は、法第三十三条の九第四項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に認定関係事務の実施に関する規程を添えて、これを環境大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

4　認定機関は、法第三十三条の九第四項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（電磁的方法）

第十三の二　法律第三十三条の九第六項第三号の環境省令、経済産業省令で定める方法は、当該電磁的記録に記載された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2　法第三十三条の九第六項第四号の環境省令、経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

3　（略）

（帳簿）

第十四条　法第三十三条の九第七項の環境省令、経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二～四　（略）

五　申請者に製品の原材料である原材料器官等又は特定器官等の譲渡し又は引渡しをした者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

六～八　（略）

（認定関係事務の休廃止の許可の申請）

第十五条　認定機関は、法第三十三条の九第八項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

一～四　（略）

（認定関係事務の引継ぎ等）

第十六条　認定機関は、環境大臣及び経済産業大臣が法第三十三条の十五において準用する法第二十四条第九項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、法第三十三条の九第八項の許可を受けて認定関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は環境大臣及び経済産業大臣が法第三十三条の十一第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消した場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一～三　（略）

（認定に関する手数料の納付）

第四十五条　法第三十三条の三十三に規定する手数料については、国に納付する場合にあつては第三十七条の申請書に、当該申請に係る手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、認定機関に納付する場合にあつては法第三十三条の三十七第五項の認定関係事務の実施に関する規程で定めることにより納付しなければならない。

2　（略）

（法第三十三条の三十三において準用する法第三十七条第二項の証明書の様式）

第四十六条　法第三十三条の三十三において準用する法第三十七条第二項の証明書の様式は、様式第五のとおりとする。

**様式第1**（第10条関係）

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜粋

第63条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(6)　略

(7)　第33条第1項（同条第2項及び第33条の5において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第33条の14第1項若しくは第2項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第33条第1項若しくは第33条の14第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出した者

(8)～(12)　略

**様式第2**（第22条関係）

（表）

第　　号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第33条の14第3項の規定による身分証明書

写　真

官職及び氏名
生年月日

年　月　日発行

大　臣　印

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜粋

第33条の14　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、この節及び次節の規定の施行に必要な限度において、特別国際種事業者に対し、その特別国際種事業に関し報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、その特別国際種事業を行うための施設に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　（略）

3　第1項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第63条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(6)　略

(7)　第33条第1項（同条第2項及び第33条の5において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第33条の14第1項若しくは第2項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第33条第1項若しくは第33条の14第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出した者

(8)～(12)　略

備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格A6とする。

（認定に関する手数料の納付）

第十七条　法第三十三条の十四に規定する手数料については、国に納付する場合にあつては第十条の申請書に、当該申請に係る手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、認定機関に納付する場合にあつては法第三十三条の九第四項の認定関係事務の実施に関する規程で定めることにより納付しなければならない。

2　（略）

（法第三十三条の十五において準用する第二十七条第二項の証明書の様式）

第十八条　法第三十三条の十五において準用する第二十七条第二項の証明書の様式は、様式第三のとおりとする。

**様式第1**（第4条関係）

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜すい

第63条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(6)　略

(7)　第33条第1項（同条第2項及び第33条の5において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第33条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(8)～(11)　略

（新規）

様式第３（第30条関係）

（表）

第　　号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第33条の22において準用する第27条第２項の規定による身分証明書

写　真

官職及び氏名
生年月日

年　月　日発行

大　臣　印

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜粋

第27条　環境大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個体等登録機関に対し、その個体等登録関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、個体等登録機関の事務所に立ち入り、個体等登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第33条の22　（前略）第27条の規定は事業登録関係事務について準用する。この場合において、（中略）第27条第１項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣及び特別国際種関係大臣」と、「この節」とあるのは「この款」と読み替えるものとする。

第64条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした個体等登録機関、事業登録機関又は認定機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

(1)・(2)　略

(3)　第27条第1項（第33条の22及び第33条の33において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格Ａ６とする。

様式第４（第36条関係）　（略）

様式第５（第46条関係）

（表）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第33条の33において準用する第27条第２項の規定による身分証明書

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜粋

第27条　環境大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個体等登録機関に対し、その個体等登録関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、個体等登録機関の事務所に立ち入り、個体等登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第33条の33　（前略）第27条の規定は認定関係事務について準用する。この場合において、（中略）第27条第１項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣等」と読み替えるものとする。

第64条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした個体等登録機関、事業登録機関又は認定機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

(1)・(2)　略

（新規）

様式第２（第９条関係）　（略）

様式第３（第18条関係）

（表）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第33条の15において準用する第27条第２項の規定による身分証明書

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜すい

第27条　環境大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、登録機関に対し、その登録関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、登録機関の事務所に立ち入り、登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第33条の15　（前略）第27条の規定は認定関係事務について（中略）準用する。この場合において、これらの規定中「環境大臣」とあるのは「環境大臣及び特定国際種関係大臣」（中略）と読み替えるものとする。

第64条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録機関又は認定機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

(1)・(2)　略

| | |
|---|---|
| (3) 第27条第1項（第33条の22及び第33条の33において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。 | (3) 第27条第1項（第33条の15において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。 |

附　則

（施行期日）

1　この省令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

○経済産業省
環境省令第四号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十一号）の施行に伴い、並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の八第一項に規定する認定機関に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月三日

経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　中川　雅治

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の八第一項に規定する認定機関に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の八第一項に規定する認定機関に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年経済産業省環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の十五第一項に規定する事業登録機関及び第三十三条の二十六第一項に規定する認定機関に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令<br>（趣旨）<br>第一条　民間事業者等が、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十三条の十五第一項に規定する事業登録機関及び第三十三条の二十六第一項に規定する認定機関に | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の八第一項に規定する認定機関に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令<br>（趣旨）<br>第一条　民間事業者等が、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十三条の八第一項に規定する認定機関に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合について |

係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。

（法第三条第一項の主務省令で定める保存）

**第三条**　法第三条第一項の主務省令で定める保存は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の十六第六項及び第八項並びに第三十三条の二十七第六項及び第八項の規定に基づく書面の保存とする。

（電磁的記録による保存）

**第四条**　（略）

2　（略）

3　民間事業者等が、第一項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合のうち、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の十六第八項及び第三十三条の二十七第八項の規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、主務大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

は、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。

（法第三条第一項の主務省令で定める保存）

**第三条**　法第三条第一項の主務省令で定める保存は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の九第五項及び第七項の規定に基づく書面の保存とする。

（電磁的記録による保存）

**第四条**　（略）

2　（略）

3　民間事業者等が、第一項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合のうち、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の九第七項の規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、主務大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（法第四条第一項の主務省令で定める作成）

**第五条**　法第四条第一項の主務省令で定める作成は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の十六第八項及び第三十三条の二十七第八項の規定に基づく書面の作成とする。

（法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等）

**第七条**　法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の十六第七項第一号及び第三十三条の二十七第七項第一号の規定に基づく書面の縦覧等とする。

（法第六条第一項の主務省令で定める交付等）

**第九条**　法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の十六第七項第二号及び第三十三条の二十七第七項第二号の規定に基づく書面の交付等とする。

（法第四条第一項の主務省令で定める作成）

**第五条**　法第四条第一項の主務省令で定める作成は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の九第七項の規定に基づく書面の作成とする。

（法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等）

**第七条**　法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の九第六項第一号の規定に基づく書面の縦覧等とする。

（法第六条第一項の主務省令で定める交付等）

**第九条**　法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の九第六項第二号の規定に基づく書面の交付等とする。

**附　則**

この省令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

○経済産業省
環境省令第三号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十一号）の施行に伴い、並びに絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第五十二条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十二条の規定による負担金の徴収方法等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月三日

経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　中川　雅治

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十二条の規定による負担金の徴収方法等に関する省令の一部を改正する省令

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十二条の規定による負担金の徴収方法等に関する省令（平成五年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **第一条**　環境大臣が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第十一条第二項、第十四条第二項若しくは第四十条第三項の規定により、又は経済産業大臣等が法第十六条第三項の規定により費用を負担させようとするときは、負担させようとする者の意見を聴かなければならない。 | **第一条**　環境大臣が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第四十条第三項の規定により、又は経済産業大臣等が法第十六条第三項の規定により費用を負担させようとするときは、負担させようとする者の意見を聴かなければならない。 |
| **第二条**　法第五十二条第一項の規定により、環境大臣が納付を命ずる費用の額は、実際に要した費用の額とし、その納付期限は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日とする。<br>一　法第十一条第二項の規定により費用を負担させようとする場合　当該規定により環境大臣が国内希少野生動植物種等の生きている個体の譲渡しその他の必要な措置をとった日から相当の期間経過した日 | **第二条**　法第五十二条第一項の規定により、環境大臣が納付を命ずる費用の額は、実際に要した費用の額とし、その納付期限は、法第四十条第三項の規定により環境大臣が原状回復その他必要な措置をとった日から相当の期間経過した日とする。<br>（新規） |

| | |
|---|---|
| 二　法第十四条第二項の規定により費用を負担させようとする場合　当該規定により環境大臣が希少野生動植物種の個体等の譲渡しその他の必要な措置をとった日から相当の期間経過した日 | （新規） |
| 三　法第四十条第三項の規定により費用を負担させようとする場合　当該規定により環境大臣が原状回復その他必要な措置をとった日から相当の期間経過した日 | （新規） |
| **別記様式**（第6条関係）<br>（裏） | **別記様式**（第6条関係）<br>（裏） |
| 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜粋<br>**第19条**　次の各号に掲げる大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ当該各号に規定する者に対し、希少野生動植物種の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、希少野生動植物種の個体の捕獲等若しくは個体等の譲渡し等、輸入、陳列若しくは広告に係る施設に立ち入り、希少野生動植物種の個体等、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。<br>(1)　略<br>(2)　環境大臣及び経済産業大臣　特定第一種国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等で輸入されたものの譲受けをした者<br>(3)　経済産業大臣　特定第一種国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等を輸入した者<br>**第63条**　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。<br>(1)・(2)　（略）<br>(3)～(12)　略 | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜すい<br>**第19条**　次の各号に掲げる大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ当該各号に規定する者に対し、希少野生動植物種の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、希少野生動植物種の個体の捕獲等若しくは個体等の譲渡し等、輸入、陳列若しくは広告に係る施設に立ち入り、希少野生動植物種の個体等、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。<br>(1)　略<br>(2)　環境大臣及び経済産業大臣　特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等で輸入されたものの譲受けをした者<br>(3)　経済産業大臣　特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等を輸入した者<br>**第63条**　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。<br>(1)・(2)　（略）<br>(3)～(11)　略 |

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の別記様式による証明書は、この省令による改正後の別記様式によるものとみなす。

○環境省告示第三十八号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十一号）附則第二条第一項及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第六条第四項において準用する同条第一項の規定に基づき、希少野生動植物種保存基本方針（平成四年総理府告示第二十四号）の全部を次のとおり変更したので、同条第四項において準用する同条第三項の規定により公表する。

平成三十年四月十七日　環境大臣　中川　雅治

希少野生動植物種保存基本方針

第一　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する基本構想

1　野生動植物の種の保存に関する基本認識

野生動植物は、人類の生存の基盤である生態系の基本的構成要素であり、日光、大気、水、土とあいまって、物質循環やエネルギーの流れを担うとともに、その多様性によって生態系のバランスを維持している。野生動植物はまた、食料、衣料、医薬品等の資源として利用されるほか、学術研究、芸術、文化の対象として、さらに生活に潤いや安らぎをもたらす存在として、人類の豊かな生活に欠かすことのできない役割を果たしている。

野生動植物の世界は、生態系、生物群集、種、個体群等様々なレベルで成り立っており、それぞれのレベルでその多様性を確保する必要があるが、中でも種は、野生動植物の世界における基本単位であり、人類共通の財産である生物の多様性を確保する観点からも、その保存は極めて重要である。

しかし、今日、様々な人間活動による圧迫に起因し、多くの種が絶滅し、また、絶滅のおそれのある種が数多く生じている。種の絶滅は野生動植物の多様性を低下させ、森林、里山、農地、河川、湖沼、湿原、海岸、浅海、海洋等の多様な生態系のバランスを変化させるおそれがあるばかりでなく、人類が享受することができる様々な恩恵を永久に消失させる。現在と将来の人類の豊かな生活を確保するために、人為の影響による野生動植物の種の絶滅の防止に緊急に取り組むことが求められている。

なお、種の絶滅の防止に当たっては、絶滅のおそれのある野生動植物の種（以下「絶滅危惧種」という。）の個体数の減少を防止し、又は回復を図ることにより、種の絶滅を回避し、最終的に本来の生息地又は生育地（以下「生息地等」という。）における当該種の安定的な存続を確保することを目標とする。

2　絶滅危惧種の保存施策の基本的考え方

今日、野生動植物の種を圧迫している主な要因は、過度の捕獲・採取、人間の生活域の拡大等による生息地等の消滅、里地里山などの利用・管理の不足による生息・生育環境の悪化、外来種による捕食等の影響又は化学物質による環境汚染等である。種を絶滅の危機から救うためには、これらの圧迫要因を除去又は軽減するとともに、保存を図ろうとする種の生態的特性などの生物学的知見に基づき、その個体の生息又は生育に適した条件を積極的に整備し、個体数の維持・回復を図ることも必要となる。

このため、生物学的知見に基づき、また、種を取り巻く社会的状況を考慮した上で、絶滅危惧種の個体等の捕獲、譲渡し及び生息地等における行為を適切に規制する等の措置を講ずる。さらに、その生息・生育状況や生態的特性を考慮しつつ、餌条件の改善、飼育・栽培下における繁殖等個体の繁殖の促進のための事業、生息・生育環境の維持・整備等の事業を推進する。

絶滅危惧種の保存は、国際的にも緊急の課題であり、我が国も積極的な協力が求められている。このため、本邦における絶滅危惧種のみならず、国際条約等に基づき我が国がその保存に責任を有する種についても、輸出入及び譲渡し等を規制する措置を講ずる。

絶滅危惧種の保存施策は、生物学的知見に立脚しつつ、時機を失うことなく適切に実施される必要がある。このため、絶滅危惧種に係る基礎的な資料として、絶滅のおそれを評価した野生動植物の種のリスト（以下「レッドリスト」という。）を作成するほか、施策の推進に必要な各種の調査研究を積極的に推進する。

以上の施策は、国民の理解及び協力並びに関係者との連携の下に、関連制度を活用しつつ、人と野生動植物の共存を図りながら推進する必要がある。このため、レッドリストの活用等により、絶滅危惧種の保存に対する国民の理解を深めるための普及啓発・教育活動及び保存施策に係る国民の参画を推進する。

また、これらの施策は、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、農林水産業を営む者等住民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、並びに国土の保全その他の公益との調整を図りつつ推進する。

3　絶滅危惧種の保存施策の基本的進め方

(1)　保存施策に取り組む種の優先度の決定

絶滅危惧種の保存施策の実施に当たっては、種の存続の困難さと施策効果の大きさの二つの視点で評価することを基本として、取り組む種の優先度を決定する。ただし、優先度の決定に当たっては、対象種の保存に資する施策の実施状況のほか、種の特性等についても考慮する。

ア　種の存続の困難さによる視点

種の存続の困難さは、レッドリストにおける評価に加え、生態的特性などの生物学的知見に基づき判断し、生息・生育状況の悪化が進行していること等により絶滅のおそれが特に高い種から、保存施策の検討を行う。なお、種によっては繁殖による個体数の増加の割合や個体の移動範囲等の特性が大きく異なり、減少要因や生息環境等の種が置かれている状況も様々である。このため、絶滅のおそれの高い種の中でも、保存施策に取り組む優先度が異なる場合があることに留意する。また、急激な状況の悪化によって緊急対策を要すると判断された種についても優先して保存施策の検討を行う。

イ　施策効果による視点

施策効果の視点からは、次のいずれかに該当する種について優先して施策の検討を行う。

①　生態学的に重要性が高く、その保存によって分布域内の生態系全体の保全にも効果がある種

②　認知度又は地域住民等の関心が高く国や地域の象徴となり、多くの主体の保存施策への参画又は協力を促進させる効果が期待される種

③　複数の絶滅危惧種が集中する地域に生息・生育し、当該種に対する保存施策が他の絶滅危惧種の保存にも効果がある種

ウ　考慮すべき事項

全国で絶滅危惧種の保存施策に取り組むに当たっては、以上の視点に加え、次のような特性を有する種についても考慮して優先度を検討する。

①　捕獲・採取圧が減少要因となっており、全国的に流通する可能性がある種

②　固有種が多く生物多様性が豊かな島嶼等、本邦でも特に重要な生態系が見られる地域に分布する種

③　分布範囲や個体の行動範囲が都道府県境をまたいで広域に及ぶ種

④　国境を越えて移動する種や国際的に協力して保全に取り組む必要がある種

⑤　有効かつ汎用性のある保存施策の手法や技術を確立するために先駆的に取り組む意義がある種

なお、絶滅危惧種の中で、絶滅のおそれが特に高いとは認められない種においても、次のような状況にある種については、情報の整備と保存施策の手法検討により、施策の方向性を示すよう努める。

①　かつては広域的に里地里山などでごく普通に見られていたにもかかわらず、近年、全国的に減少傾向にある種

②　自然海岸、河口等に生息・生育し、その環境の消失や劣化に伴って全国的に減少傾向にある種

③　個体数は安定しているものの、人為的な要因により、その生息地等が一カ所に集中しているなど、脆弱性の高い状況にある種

(2)　効果的な保存施策の選択及び実施

絶滅危惧種の保存施策は様々であり、特定の種に着目した施策のみならず、生態系に着目した保護地域や自然再生などの施策も種の保存に資する。絶滅危惧種の保存施策を効果的に実施するためには、対象種の保存の目標をできる限り明らかにした上で、様々な施策の中から目標を達成するために有効な施策を適切に選定し、必要に応じて施策を組み合わせて実施することが重要である。そのため、種の特性や減少要因、種を取り巻く社会的状況などの関連情報を蓄積した上で、有効な施策の実施のために必要な条件がある程度整ったものから、施策を推進する。

なお、施策の選択及び実施に当たっては、次の点に留意する。

ア　種の生息・生育に悪影響を与えている要因が明らかではない場合には、当該種を取り巻く問題の適切な把握に努めるべきであること。

イ　種の置かれた状況によっては、同一の種であっても地域によって減少要因が異なることも多く、それぞれの地域によって異なる対策を講ずることも考慮すべきであること。

ウ　保存施策の実施に当たっては、種の分布や遺伝的多様性の状況にも配慮し、施策の対象とする適切な個体群の範囲を明確化すべきであること。

エ　里地里山などに分布する種については、当該種の生息・生育環境の維持につながってきた土地の利用方法及び管理手法など伝統的な知恵の活用を考慮すべきであること。

オ　気候変動及び外来種等との交雑・競合による野生動植物の種への影響の把握に努めるとともに、その影響を踏まえた絶滅危惧種の保存施策のあり方を検討していく必要があること。

カ　保存施策の対象種と当該対象種が生息・生育する地域の住民生活との関連性などの社会的な側面も十分に考慮し、共存を図ることが、その種の保存の観点からも重要であること。

キ　保護地域以外の地域においても、土地や資源の利用方法への配慮などにより種の保存に貢献できることは多いと考えられるため、保護地域以外の地域における施策の方向性を示すことも重要であること。

(3)　生息地等の外における保存施策の考え方

絶滅危惧種の保存施策は、その種の自然の生息地等において行うことが基本である。このため、生息地等の外において絶滅危惧種を保存すること（以下「生息域外保全」という。）及び生息地等の外におかれた個体を自然の生息地等に戻し定着させること（以下「野生復帰」という。）は、生息地等における施策の補完とすることが前提となる。生息域外保全の対象種の選定に当たっては、現時点で生息地等において種の存続がどのくらい困難であるかという視点に加え、将来的に絶滅のおそれがどのくらい高まることが想定されるかという視点についても考慮する。

生息域外保全は、種の保存の目標の達成に必要な場合において、緊急避難、保険としての種の保存、科学的知見の集積のいずれか又は複数の目的を設定して取り組む。また、個体を野生復帰させることを想定して実施すべきである。

野生復帰には、現存個体群に同種の個体を加える場合（補強）や、過去にその種が生息・生育していた地域に再び定着させる場合（再導入）などの考え方があることを踏まえ、野生復帰を実施する場所の生態系や個体群に対する遺伝的な多様性等への悪影響の可能性を十分に検討してその必要性を評価し、計画的に実施する必要がある。このため、生息域外保全及び野生復帰を実施する前に、それぞれ実施計画を作成するよう努める。

なお、本邦において絶滅した野生動植物の種について、国外に同種の個体群が存在する場合、そこから個体を本邦に持ち込むことで対象種の個体群を本邦に定着させる可能性も考えられる。しかし、本邦の生態系や地域社会に様々な悪影響を及ぼすおそれもあることから、実施する場合には、多面的かつ慎重な検討を行う必要がある。

第二　希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項

1　国内希少野生動植物種

(1)　国内希少野生動植物種については、その本邦における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）で、次のいずれかに該当するものを選定（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号。以下、第八を除き「法」という。）に基づく指定ではなく、同法に基づき指定すべき種の選定を指す。以下同じ。）する。

ア　その存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情がある種

イ　全国の分布域の相当部分で生息地等が消滅しつつあることにより、その存続に支障を来す事情がある種

ウ　分布域が限定されており、かつ、生息地等の生息・生育環境の悪化により、その存続に支障を来す事情がある種

エ　分布域が限定されており、かつ、生息地等における過度の捕獲又は採取により、その存続に支障を来す事情がある種

(2)　国内希少野生動植物種の選定に当たっては、次の事項に留意する。

ア　外来種は、選定しないこと。

イ　従来から本邦にごくまれにしか渡来又は回遊しない種は、選定しないこと。

ウ　個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有する種を選定すること。

(3)　国内希少野生動植物種に指定された種について、個体数の回復等により、(1)に掲げる事項に該当しなくなったと認められるものは、国内希少野生動植物種の指定を解除する。

その指定解除についての検討は、絶滅のおそれがなくなった状態が一定期間継続している種について行い、解除による当該種への影響、特に解除による個体数減少の可能性について十分な検証に努める。また、解除後は、生物学的知見に基づき再び絶滅のおそれが生じたと判断される場合には、国内希少野生動植物種に選定することを検討する。

2　国際希少野生動植物種

国際希少野生動植物種については、国内希少野生動植物種以外の種で、次のいずれかに該当するものを選定する。

ア　「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（以下「ワシントン条約」という。）附属書Ⅰに掲載された種。ただし、我が国が留保している種を除く。

イ　我が国が締結している渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する条約又は協定（以下「渡り鳥等保護条約」という。）に基づき、相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種

3　特定第一種国内希少野生動植物種

特定第一種国内希少野生動植物種については、国内希少野生動植物種のうち、商業的に個体の繁殖をさせることが可能な種を選定する。ただし、その国内希少野生動植物種が、ワシントン条約附属書Ⅰに掲載された種（我が国が留保している種を除く。）又は渡り鳥等保護条約に基づき、相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種に該当する場合には、商業的に個体の繁殖をさせることが可能な種であっても、特定第一種国内希少野生動植物種には選定しない。

4　特定第二種国内希少野生動植物種

特定第二種国内希少野生動植物種については、国内希少野生動植物種のうち、次のいずれにも該当するものを選定する。

ア　第二1(1)イ又はウに該当する種

イ　その存続に支障をきたす程度に個体数が著しく少ないものでない種

ウ　生息・生育の環境が良好に維持されていれば、繁殖による速やかな個体数の増加が見込まれる種

エ　ワシントン条約附属書Ⅰに掲載された種（我が国が留保している種を除く。）及び渡り鳥等保護条約に基づき、相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種以外の種

5　緊急指定種

緊急指定種については、本邦に生息又は生育する野生動植物の種で、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外のもののうち、次のいずれかに該当するものであって、特にその保存を緊急に図る必要があると認められるものを指定する。

ア　分類学上、従来の種、亜種又は変種に属さないものとして新たに報告された種

イ　従来本邦に分布しないとされていたが、新たに本邦での生息又は生育が確認された種

ウ　本邦において、すでに絶滅したとされていたが、その生息又は生育が再確認された種

なお、指定に当たっては、第二1(2)に掲げる国内希少野生動植物種の選定に当たっての留意事項と同様の事項に留意する。

6　希少野生動植物種の選定に係る学識経験者の知見の活用

国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種、特定第一種国内希少野生動植物種及び特定第二種国内希少野生動植物種の選定に当たっては、その種の生態的特性などに関し専門の学識経験を有する者の意見を聴く。また、緊急指定種の指定に当たっても、これら学識経験者から意見を聴くよう努める。

なお、これら学識経験者から、希少野生動植物種の選定に当たって当該種に関する個体数回復の目標や必要な保存施策についての意見があった場合には、当該意見を踏まえた対応について、種の選定と併せて検討する。

種の選定に関する検討経緯等は、対象種の存続に支障を来す場合等を除き、可能な範囲で公開する。

第三　国内希少野生動植物種に係る提案の募集に関する基本的な事項

1　募集する提案の内容

絶滅危惧種の保存を多様な主体と連携しつつ推進する観点から、国内希少野生動植物種に係る提案を広く国民から募集する。なお、次の事項について記載された提案について、国内希少野生動植物種の選定又は解除に係る検討対象として受け付ける。

ア　国内希少野生動植物種（特定第一種国内希少野生動植物種及び特定第二種国内希少野生動植物種を含む。）として新たに選定すべき種又は国内希少野生動植物種から解除すべき種の和名及び学名

イ　当該種に関する基礎情報及び現在の生息・生育状況

ウ　当該種を選定又は解除すべきとする理由及びその根拠

エ　当該種に係る保存のための取組の現状と予定

オ　新たに選定すべき種について、選定後に効果的と考えられる保存施策

2　提案の取扱い

受け付けた提案については、適切な情報管理の下、当該種の減少要因や、種の保存のための規制及び施策を実施することの効果などについて、当該種の生態的特性などについて専門の学識経験を有する者の意見を聴き、当該種の選定又は解除をすべきかを検討する。また、対象種の存続に支障を来す場合等を除き、可能な範囲で検討経緯等を公表する。

第四　希少野生動植物種の個体等の取扱いに関する基本的な事項

1　個体等の範囲

法に基づく規制の対象となるのは、次に掲げるもの（以下「個体等」と総称する。）とする。

ア　希少野生動植物種の個体並びに種を容易に識別することができる卵及び種子

イ　希少野生動植物種の器官並びに個体及び器官を主たる原材料として加工された加工品であって、社会通念上需要が生じる可能性があるため、法に基づき種の保存のための措置を講ずる必要があり、かつ、種を容易に識別することができるもの

2　個体等の取扱いに関する規制

(1)　捕獲等及び譲渡し等の規制

国内希少野生動植物種等の個体の捕獲等及び個体等の譲渡し等並びに国際希少野生動植物種の個体等の譲渡し等については、その種の保存の重要性にかんがみ、学術研究又は繁殖の目的その他その種の保存に資する目的で行うものとして許可を受けた場合等を除き、原則として、これを禁止する。ただし、国際希少野生動植物種のうちワシントン条約附属書Ⅰに掲載された種の個体等であって、ワシントン条約において商業的目的のための取引が認められているものなどについては、登録制による取引を認める。生きている個体については、登録の有効期間及び更新の仕組みを設けるとともに、次のいずれかに該当する種を除き、個体識別措置を講じたものに限りその登録を認める。

ア　原産国で密猟、密輸等によりその生息・生育に大きな問題が生じているとの情報がない種であって、合法的に非常に多くの個体が輸入されており、かつ、国内で違法取引が多数報告されていないもの

イ　技術的に個体識別が困難な種等

なお、我が国において製品の原材料として使用されている国際希少野生動植物種の器官及びその加工品について大量、頻繁に取引を行う者については、事前登録制による取引を認める。

(2)　事業等の規制

特定第一種国内希少野生動植物種については、その個体等の譲渡し等をすることができることとし、譲渡し等の業務を伴う事業（特定国内種事業）を行おうとする者に対し、届出等を求める。

国際希少野生動植物種については、その器官及び加工品のうち、我が国において製品の原材料として使用されている特定の種に係るものであって一定の大きさ以下のもの（以下「特定器官等」という。）は、種の保存に支障がないか等を考慮して、譲渡し等をすることができることとし、その一方で、譲渡し等の管理が特に必要となる特定器官等のうち、一定の形態等を有するもの（以下「特別特定器官等」という。）の譲渡し又は引渡しの業務を伴う事業（特別国際種事業）を行おうとする者に対し登録等を求めるとともに、特別特定器官等以外の特定器官等であって、一定の形態等を有するものの譲渡し又は引渡しの業務を伴う事業（特定国際種事業）を行おうとする者に対し、届出等を求める。

特別国際種事業者は、一定の大きさかつ重量以上の特別特定器官等を得た場合について、その特別特定器官等の入手の経緯等に関し必要な事項を記載した管理票を作成しなければならない。また、これ以外の特別特定器官等の譲渡し又は引渡しをする場合又は特定国際種事業者が特定器官等（特別特定器官等を除く。）の譲渡し又は引渡しをする場合については、管理票を作成することができる。

適正に入手した原材料から一定の製品を製造した者は、その旨の認定を受け、これを証する標章の交付を受けることができる。

(3)　輸出入の規制

国内希少野生動植物種の個体等の輸出入については、その種の保存の重要性にかんがみ、原則として、これを禁止する。また、国際希少野生動植物種の個体等の輸出入については、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）に基づき、ワシントン条約及び渡り鳥等保護条約により義務付けられている規制措置を講ずる。

その他の個体の取扱いに関する事項

希少野生動植物種の個体の所有者等は、その種の保存の重要性にかんがみ、その生息又は生育の条件を維持する等その種の保存に配慮した適切な取扱いをするよう努める。

3

第五　国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項

絶滅危惧種の保存の基本は、その生息地等における個体群の安定した存続を保証することである。このような見地から、国内希少野生動植物種の保存のためその個体の生息・生育環境の保全を図る必要があると認めるときは、生息地等保護区を指定する。

1　生息地等保護区の指定方針

(1)　生息地等保護区の指定の方法

生息地等保護区は、国内希少野生動植物種の個々の種ごとに指定することを基本とする。ただし、複数の国内希少野生動植物種の個体の重要な生息地等が重複している場合には、これら複数種を対象とした生息地等保護区を指定することができる。

指定しようとする生息地等保護区の区域において、一定期間の行為規制その他の保存施策によって、当該指定に係る種（以下「指定種」という。）の個体数の安定的な回復が見込まれることその他の事情がある場合は、必要に応じて生息地等保護区の指定の期間を設定する。指定の期間満了時において、指定種の個体数が安定的に回復していないと認められた場合は、生息地等保護区の指定の期間の延長を検討する。また、生息地等保護区における違法な捕獲等又は採取等を防止するために必要がある場合には、その名称に指定種を明示しない生息地等保護区として指定する。

指定しようとする生息地等保護区の区域の環境が従前から人の管理行為によって維持されており、指定種の生息地等の環境を適切に維持・管理するためには厳格な行為規制よりも当該管理行為を継続することが重要である場合には、管理地区の指定を伴わない生息地等保護区の指定について積極的に検討する。

(2)　生息地等保護区として指定する生息地等の選定方針

複数の生息地等が存在する場合は、個体数、個体数密度、個体群としての健全性等の観点からその種の個体が良好に生息又は生育している場所、植生、水質、餌条件等の観点からその種の個体の生息・生育環境が良好に維持されている場所及び生息地等としての規模が大きな場所について総合的に検討し、特に指定の効果を考慮した上で、生息地等保護区として優先的に指定すべき生息地等を選定する。なお、複数の絶滅危惧種が集中して分布している場所については積極的に選定する。

生息地等が広域的に分散している種にあっては、主な分布域ごとに主要な生息地等を生息地等保護区に指定するよう努める。

(3)　生息地等保護区の区域の範囲

生息地等保護区の区域は、指定種の個体の生息地等及び当該生息地等に隣接する区域であって、そこでの各種行為により当該生息地等の個体の生息又は生育に支障が生じることを防止するために一体的に保護を図るべき区域とする。なお、個体の生息地等の区域は、現にその種の個体が生息又は生育している区域とするが、鳥類等行動圏が広い動物の場合は、営巣地、重要な採餌地等その種の個体の生息にとって重要な役割を果たしている区域及びその周辺の個体数密度又は個体が観察される頻度が相対的に高い区域とする。

また、複数の国内希少野生動植物種を対象とした生息地等保護区を指定する場合の区域は、各種の個体の保護を図るべき区域の全域を基本とする。

2　管理地区の指定方針

(1)　管理地区の指定に当たっての基本的考え方

管理地区を指定する場合には、生息地等保護区の中で、繁殖地、重要な採餌地等その種の個体の生息又は生育にとって特に重要な区域を指定する。

(2)　管理地区において適用される各種の規制に係る区域等の指定の基本的考え方

ア　法第三十七条第四項第七号の環境大臣が指定する野生動植物の種については、食草など指定種の個体の生息又は生育にとって特に必要な野生動植物の種を指定する。

イ　法第三十七条第四項第八号の環境大臣が指定する湖沼又は湿原については、新たな汚水又は廃水の流入により、指定種の個体の生息又は生育に支障が生じるおそれがある湖沼又は湿原を指定する。

ウ　法第三十七条第四項第九号の環境大臣が指定する区域については、車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸により、指定種の個体が損傷を受けるなど現に指定種の個体の生息若しくは生育に支障が生じている区域又はそのおそれがある区域を指定する。

エ　法第三十七条第四項第十号から第十四号までの行為を規制する区域として環境大臣が指定する区域については、これらの行為により、現に指定種の個体の生息若しくは生育に支障が生じている区域又はそのおそれがある区域を指定し、その区域ごとに環境大臣が指定する期間については、これらの行為による指定種の個体の生息又は生育への影響を防止するために繁殖期間など必要最少限の期間を指定する。

オ　法第三十七条第四項第十一号の環境大臣が指定する種については、現に指定種の個体を捕食し、餌、生息・生育の場所を奪うことにより圧迫し、若しくは指定種との交雑を進行させている種又はそれらのおそれがある種を指定する。

カ　法第三十七条第四項第十二号の環境大臣が指定する物質については、現に指定種の個体に直接危害を及ぼし、若しくはその個体の生息・生育環境を悪化させている物質又はそれらのおそれがある物質を指定する。

キ　法第三十七条第四項第十四号の環境大臣が定める方法については、生息・生育環境をかく乱し、繁殖・育すう行動を妨害する等現に指定種の個体の生息若しくは生育に支障を及ぼしている方法又はそのおそれがある方法を定める。

(3)　立入制限地区の指定方針

立入制限地区については、管理地区の区域のうち、指定種の個体の生息・生育環境を維持する上で、人の立入りを制限することが不可欠な区域を指定する。なお、立入りを制限する期間は、指定種の個体の繁殖期間など必要最少限の期間とする。

3　生息地等保護区及び管理地区の区域の保護に関する指針

生息地等保護区及び管理地区の区域の保護に関する指針においては、指定種の個体の生息又は生育のために確保すべき条件とその維持のための環境管理の指針などを明らかにする。

4　生息地等保護区等の指定に当たって留意すべき事項

生息地等保護区、管理地区及び立入制限地区等の指定に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、農林水産業を営む者等住民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、その名称に指定種を明示しない生息地等保護区の指定をする場合であっても土地の所有者等には当該指定種を適切に周知するなど、地域の理解と協力が得られるよう適切に対処する。また、国土の保全その他の公益との調整を図りつつ、その指定を行う。この際、土地利用に関する計画との適合及び国土開発に係る諸計画との調整を図りつつ、指定を行うことに留意する。

第六　保護増殖事業に関する基本的な事項

1　保護増殖事業の対象

保護増殖事業は、国内希少野生動植物種のうち、その個体数の維持・回復を図るためには、その種を圧迫している要因を除去又は軽減するだけでなく、生物学的知見に基づき、その個体の繁殖の促進、その生息地等の整備等の事業を推進することが必要な種を対象として実施する。

特に、将来的に絶滅のおそれが急激に高まることが想定されるため早期に保護増殖の技術等の開発が必要な種又は保護増殖の手法や技術、体制などがある程度整っており、生物学的知見及び保存施策の状況を踏まえて事業効果が高いと考えられる種から優先的に取り組む。

2　保護増殖事業計画の内容

保護増殖事業の適正かつ効果的な実施に資するため、事業の目標、区域、内容等事業推進の基本的方針を種ごとに明らかにした保護増殖事業計画を策定する。当該計画においては、事業の目標として、対象となる国内希少野生動植物種の指定の解除等を目指し、維持・回復すべき個体数等の水準及び生息地等の条件等を定める。また、事業の内容として、巣箱の設置、餌条件の改善、飼育・栽培下での繁殖、生息地等への再導入などの個体の繁殖の促進のための事業、森林、草地、水辺など生息地等における生息・生育環境の維持・整備などの事業を定める。

3　保護増殖事業の進め方

保護増殖事業計画に基づく保護増殖事業は、国、地方公共団体、民間団体等の幅広い主体によって推進し、その実施に当たっては、対象種の個体の生息又は生育の状況を踏まえた科学的な判断に基づき、必要な対策を時機を失することなく、計画的に実施するよう努める。また、対象種の個体の生息又は生育の状況のモニタリングと定期的な事業効果の評価を行い、生息又は生育の状況の動向に応じて事業内容を見直すとともに、生息又は生育の条件の把握、飼育・繁殖技術、生息・生育環境の管理方法等の調査研究を推進する。

第七　認定希少種保全動植物園等に関する基本的な事項

1　種の保存に資する動植物園等の認定

動物園、植物園、水族館、昆虫館（これらに類するものを含む。以下「動植物園等」という。）は、絶滅危惧種の飼育・栽培下における繁殖等に当たり重要な役割を有している。絶滅危惧種の保存施策の充実のためには、動植物園等が有する種の保存に係る公的な機能の明確化及びその機能を十分に発揮できる体制の構築が有効である。

このような見地から、動植物園等の設置者又は管理者からの申請により、希少野生動植物種の取扱いが種の保存に資するものとして一定の基準に適合した動植物園等を希少種保全動植物園等に認定する。

なお、申請に係る対象種は、その動植物園等において取り扱う全ての希少野生動植物種とし、認定を受けた動植物園等による当該種の個体の適切な移動については、譲渡し等の規制を適用しない。

2　認定の審査及び認定後の取扱い

希少種保全動植物園等の認定に係る審査は、次の考え方により行う。

ア　希少野生動植物種が、種の保存のため適切に取り扱われることを確認するため、当該種の個体の飼養等及び譲渡し等の目的、実施体制及び飼養栽培施設について審査する。

イ　希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等が、その目的に応じて、種の保存のため適切かつ確実に実施されるものであることを確認するため、当該種の個体の飼養等及び譲渡し等に関する計画について審査する。

ウ　種の保存の観点から、取り扱う希少野生動植物種に係る繁殖への取組、生息地等における生息・生育状況の維持改善への取組、疾病・傷病への対応、普及啓発に係る展示の方針及び個体の取得経緯等について審査する。

エ　種の保存の観点から、申請者が欠格事由に該当していないか等、申請者の適格性について審査する。

希少種保全動植物園等の認定を受けた者に対しては、認定に係る希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等に関する記録及び報告を求める。また、認定については五年ごとの更新の仕組みを設けるとともに、更新の際には、認定の基準への適合を改めて審査する。なお、認定を受けた者による不正な行為などが認められた場合には、当該認定の取消しを検討する。

第八　その他絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する重要事項

1　調査研究の推進

絶滅危惧種の保存施策を的確かつ効果的に推進するためには、何よりも生物学的知見を基盤とした科学的判断が重要であり、種の分布、生息・生育状況、生息地等の状況、生態、保護増殖方法その他施策の推進に必要な各分野の調査研究を推進する。また、調査研究の推進に当たっては、特に次の点に留意する。

ア　調査研究によって絶滅危惧種の保存施策の推進に必要な情報、手法、技術を蓄積し、関係主体の間で共有すべきであること。

イ　個々の種に関する生物学的知見に加えて、複数の絶滅危惧種が集中する地域や、各種に関して実施されている保存施策の進捗状況及び不足している対策などを我が国全体として把握すべきであること。

ウ　気候変動による野生動植物の種の分布適域の移動や、外来種等との交雑・競合による在来種の遺伝子のかく乱・駆逐などが絶滅危惧種に及ぼす影響を把握すべきであること。

2　各種制度の効果的な活用

絶滅危惧種の保存施策を推進するためには、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律だけでなく、関係する他法令等に基づく制度及び事業の効果的な活用が重要である。

このため、対象種の特性や減少要因、保存施策の状況、各種制度等の目的や適用の考え方を勘案して、種の保存に資する鳥獣保護区及び自然公園などの保護地域制度、自然再生や外来種対策に係る事業並びに天然記念物の保存に係る施策などについて、関係主体と連携しつつ、複数の施策の組合せも含めた効果的な活用を目指す。

3　多様な主体の参画と連携

絶滅危惧種は数多く生じており、その保存に資する制度や手法は多岐にわたるため、絶滅危惧種の保存施策を着実に推進するためには、施策の内容に応じた多様な主体の参画が不可欠であり、また、多様な主体の連携が重要である。

このため、個々の種に関する施策の実施において、当該種の保存に係る取組の方向性を明確に示し、適切な情報共有を図った上で、関係省庁、地方公共団体、動植物園等、調査研究機関、地域住民、専門家、NGO・NPO、農林水産業従事者、民間企業、各種基金などの多様な主体の参画及び連携を促進する。

4　国民の理解の促進と意識の高揚

絶滅危惧種の保存施策の実効を期するためには、国民の種の保存への適切な配慮や協力が不可欠であり、絶滅危惧種の現状やその保存の重要性に関する国民の理解を促進し、自覚を高めるための普及啓発を積極的に推進する。この際、特に次の点に留意する。

ア　絶滅危惧種の保存に関し、国民の理解を深めるため、最新の科学的知見を踏まえつつ、教育活動、広報活動等を推進することが重要であること。

イ　絶滅危惧種の保存施策を多様な主体の協力を得て一層推進するためには、その施策を担う主体を育成する必要があること。

ウ　具体的な種の保存の成功事例だけでなく、種の保存を意図してはいても、人工繁殖個体の安易な野外への放逐などが、遺伝的かく乱や病原体等の非意図的導入等の大きな影響を及ぼす可能性があることについて、広く普及啓発が求められること。

エ　絶滅危惧種の保存に関する国民の理解と関心を高め、多様な主体の参画の促進につなげていくために種の保存に係る取組の対象種や取組自体を公開する場合には、その取組に与える影響と公開による効果を勘案し、地域住民をはじめ関係者との合意形成を図りながら適切な公開の方法を検討する必要があること。

また、人と野生動植物の共存の観点から、農林水産業が営まれる農地、森林等の地域が有する野生動植物の生息・生育環境としての機能を適切に評価し、その機能が十分発揮されるよう対処する。

なお、土地所有者や事業者等は、各種の土地利用や事業活動の実施に際し、絶滅危惧種の保存のための適切な配慮を講ずるよう努める。

5　国際協力の推進

野生動植物の保護は国際的な課題であり、国内外の絶滅危惧種の保存に積極的に取り組んでいくことは、我が国が果たすべき国際的な責務である。このような観点から、法の施行を通じ、我が国としてワシントン条約等を適切に履行するほか、開発途上国等による野生動植物の種の保存施策への支援等の国際協力を積極的に推進する。

○経済産業省
環境省告示第二号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十一号）の施行に伴い、並びに特定国際種事業に係る届出及び特別国際種事業の登録等に関する省令（平成七年総理府通商産業省令第二号）第四条第二項及び第十九条第二項並びに絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の十五第一項に規定する事業登録機関及び第三十三条の二十六第一項に規定する認定機関に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年経済産業省環境省令第三号）第四条第三項の規定に基づき、電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成十七年経済産業省環境省告示第二号）の一部を次のように改正し、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月一日）から適用する。

平成三十年四月三日

経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　中川　雅治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 別表第2 | 別表第2 |
| 保存等 | 保存等 |
| （前略）特定国際種事業に係る届出及び特別国際種事業の登録等に関する省令（平成7年総理府・通商産業省令第2号）第4条第1項及び第19条第1項の保存、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第33条の15第1項に規定する事業登録機関及び第33条の26第1項に規定する認定機関に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年経済産業省・環境省令第3号）第4条第3項の保存（後略） | （前略）特定国際種事業に係る届出等に関する省令（平成7年総理府・通商産業省令第2号）第2条の2第1項の保存、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第33条の8第1項に規定する認定機関に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年経済産業省・環境省令第3号）第4条第3項（後略） |

○農林水産省
環境省告示第二号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十一号）の施行に伴い、及び特定国内種事業に係る届出等に関する省令（平成五年総理府令農林水産省第一号）第七条第二項の規定に基づき、電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成十年環境庁農林水産省告示第一号）の一部を次のように改正し、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月一日）から適用する。

平成三十年四月三日

農林水産大臣　齋藤　健
環境大臣　中川　雅治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準<br>1　特定国内種事業に係る届出等に関する省令第7条第1項の保存をする場合には、別表に掲げる基準を確保するよう努めなければならない。 | 電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準<br>1　特定国内種事業に係る届出等に関する省令第4条第1項の保存をする場合には、別表に掲げる基準を確保するよう努めなければならない。 |

○環境省告示第三十五号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）第十一条第三項の規定に基づき、国際希少野生動植物種の個体等の登録に係る個体識別措置の細目を定める件を次のように定め、平成三十年六月一日から適用する。

平成三十年四月三日　環境大臣　中川　雅治

国際希少野生動植物種の個体等の登録に係る個体識別措置の細目を定める件

（定義）

第一条　この告示において使用する用語は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）において使用する用語の例による。

（個体識別措置）

第二条　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十一条第三項に規定する環境大臣が定める措置は、次の各号に掲げる国際希少野生動植物種の種ごとに当該各号に定めるとおりとする。

一　規則第十一条第三項第一号、第三号又は第四号に掲げる種　国際希少野生動植物種の種類ごとに別表埋込み部位欄に定める部位にマイクロチップの埋込みを行うこと。

二　規則第十一条第三項第二号に掲げる種　国際希少野生動植物種の種票ごとに別表埋込み部位欄に定める部位にマイクロチップの埋込みを行い、又は風船に文字若しくは数字又はこれらの組合せからなる三桁以上の番号を刻印した風船（金属製であつて、容易に取り外すことができないものに限る。）を装着すること。

別表（第二条関係）

| 種　　名 | 埋　込　み　部　位 |
|---|---|
| 一　哺乳綱 | |
| 偶蹄目全種、食肉目全種、翼手目全種、有袋目全種、カンガルー目全種、うさぎ目全種、バンディクート目全種、奇蹄目全種、霊長目全種又は齧歯目全種 | 左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下 |
| 貧歯目全種又は有鱗目全種 | 左右の肩甲骨の間又は両後肢の間の尾の付け根上方の皮下 |
| 長鼻目全種 | 尾の基部の皺壁の左側 |
| 二　鳥綱全種 | 頸の付け根の皮下又は左胸筋内 |
| 三　爬虫綱 | |
| わに目全種 | 左前方後頭部皮下 |
| むかしとかげ目全種、とかげ亜目（どくとかげ科、たてがみとかげ科、おおとかげ科及びわにとかげ科に限る。）全種 | 左鼠径部 |
| へび亜目全種 | 総排せつ孔より前の左体側皮下 |
| かめ目全種 | 左後肢皮下 |
| 四　両生綱 | |
| 有尾目（おおさんしょううお科に限る。）全種 | 左肩から頸部にかけての皮下 |